

## 統治の基本理論

配当年次：1年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 只野雅人

### <授業の目的と到達目標>

憲法総論における基本理論を教授し、最高法規としての憲法の規範的な特質を総合的に理解させる。この知識を前提にして、憲法の統治機構の構造を理解し、各国家機関の役割を理解させる。

憲法総論では、とくに、近代立憲主義による憲法の成り立ちを歴史的に認識し、憲法の規範としての特性を理解させる。憲法の保障と変動、国際社会における憲法の位置、これと関係して国家主権の意味を考える。統治機構への理解を進める上で、民主制と関係する国民主権を理解させ、権力が分立した統治機構を、「国会・内閣・裁判所」の順に言及する。またこれと総合的に関係する財政と地方自治に関しても理解させる。憲法統治に関する、最小限度での比較憲法の視点をもたせる。

本講義の全体を通じて、後期に続く「人権総論」との関連性を十分に意識できるようにする。

### <科目の概要と方針>

法学未修の1年次に置かれている関係からして、「公法学」全体への入門の性格をもつ重要な科目である。他の公法系の科目との関係を明確に認識すると同時に、近代立憲主義という価値原理に支えられて構築されてきた国家構造の歴史的展開を知ることになる。学習の目標は、統治機構を単に存立実態として、その機能を知るだけではなくて、その存立根拠を理解してもらうことにある。具体的には憲法と行政法に架橋する統治の構造と機能を有機的かつ動的に理解してもらうことになる。

授業方法は、講義形式を基本的には採るが、特に重要な論点については対話を促し、受講者の理解を深めたい。事前に予習のポイントを示すので、受講者は指定した基本書の指定箇所を事前に講読し、疑問点を講義内で解消する形で臨まれたい。適宜レジュメを配布する。課題を一回出し、理解度を確認することとする。この課題については、後に講評することによって、教員と受講者との対話をさらに進めることとしたい。

### <科目の内容>

#### 第1講 立憲主義による統治

主な内容：憲法概念、法の支配と法治主義の関係、権力分立と自由主義、近代立憲主義とその歴史  
ねらい：公法の今日における課題である「人権保障」と「統治構造」の関係を、今日的な視点で考える。国家の在り方をめぐる議論を理解する。

#### 第2講 有権者と国会

主な内容：国民主権論と国民代表、政党の憲法上の位置、国会議員と政党  
ねらい：国家構成の主役が国民にあるとする国民主権を前提にして、その国民が国政にいかに関与できるのか、その可能性と限界を理解する。民主主義が成立する要件を探求する。また、現代の憲法にあって政党を除外して国の統治は語れない。その場合の政党を憲法に取り込む議論を考える。さらに、その限界を知ること重要である。政党内の議員のあり方も補足的に問題とされる。

#### 第3講 国会と立法権

主な内容：最高機関の意味、会期制とその活動、国会・議院の権能、議員の特権  
ねらい：国権の最高機関とされる国会の機能を、とくに会期制と議員の特性から理解してもらう。「立法」という意味を考える。国会の活動は慣習の中で作られたものが多いが、その成立の背景を学修する。

#### 第4講 国会議員の選出と選挙

主な内容：代表民主制、選挙制度、二院制の特色、選挙訴訟  
ねらい：例えば、「議員定数関連訴訟」や「在宅投票制度訴訟」を通じて、選挙権の本質を考える。第2講との関連で具体的な選挙の制度を理解する。主権の理解のしかたによって、代表制のありかたや選挙訴訟の可能性が異なってくることを理解する。また、立法裁量論との関係を問題にする。

#### 第5講 議院内閣制

主な内容：議院内閣制の型式、議院内閣制の標識、責任と均衡  
ねらい：議院内閣制は議会と内閣の関係の安定性を考慮して作り出されたが、これが正しく運用されるためにはさまざまな要件が必要である。「解散権論争」を媒介にして、民主主義の質と量の問題を考える。

## 第6講 内閣と行政権（組織論）

主な内容：行政国家と内閣組織、内閣の形成と消滅、天皇と内閣の関係

ねらい：行政の役割が多くなることは必須であるが、行政権が肥大化した原因を明らかにする。内閣が行政活動を統括することの範囲の確定を試みる。例えば、「国務を総理する」（73条）ことの意味を問うことになる。

## 第7講 内閣と行政活動（権限論）

主な内容：行政活動の特性、委任立法・行政立法、個別的決定（行政行為・契約・指導）

ねらい：行政活動が多面に及ぶことは第6講で認識され、これを民主主義の手続きの中でさらに整理する。具体的には、行政手続法と行政の情報公開との関係で考える。

## 第8講 財政

主な内容：財政民主主義、予算、租税法律主義、公金利用の原則、財政監督と訴訟

ねらい：財政が内閣・国会で形成される手続のみではなく、その実体が問われるようになった。納税者という立場が変化してきたのであり、公開原則と責任原則との調整を図る。

## 第9講 司法と裁判所（1）

主な内容：司法権の意義、法律上の争訟、司法権の限界

ねらい：憲法76条1項の定める「司法権」の意味について、具体的事件・争訟及び「法律上の争訟」の概念と結びつけて学修する。「司法権」の歴史を振り返りながら、憲法が設定する司法権の意義を考える。

## 第10講 司法と裁判所（2）

主な内容：司法権の独立と裁判官の独立、裁判官の身分保障、司法と民主主義

ねらい：司法は裁判を行なうだけでなく、政策形成機能を担うこととなった。裁判という機能の現代的な意義を考える。他方で、裁判への国民参加のありかたも議論され、「裁判員制度」の実行を分析し、この問題に焦点をあてながら司法権のあり方を考える。

## 第11講 憲法訴訟（1）

主な内容：憲法保障制度としての憲法訴訟、消極主義と積極主義、憲法裁判の意義

ねらい：本格的に憲法訴訟論に入る前提として、憲法訴訟の意義を理解し、その上で裁判が担う違憲審査権の憲法訴訟としての意義を考える。

## 第12講 憲法訴訟（2）

主な内容：憲法訴訟の論理的過程、憲法訴訟の訴訟類型、憲法判断の準則、違憲判断の準則

ねらい：憲法訴訟の類型や憲法判断の準則（主張の時期、主張の利益、争点の選択）、違憲判断の準則について、具体的な判例に触れながら学修する。

## 第13講 憲法訴訟（3）

主な内容：合憲性の審査基準、憲法判断の帰結

ねらい：判例において審査基準どのように用いられているかを参照しつつ、その理論的問題点も含め考える。憲法判断の帰結として、例えば、違憲判決の効力や憲法判例の拘束力について学修する。

## 第14講 国と地方自治

主な内容：地方自治の本旨、地方公共団体の組織、条例制定権、自治権

ねらい：構造問題としての地方自治を、国と地方との法制上から眺め、さらに、憲法原理として地方公共団体はいかなる機能をもつことができるかを明らかにする。また、地方自治体が立法し行政活動をする場合、国との関係で配慮すべき事項を考える。他方で、法律と条例の関係を、主要な判例を媒介にして理解する。

## 第15講 国法の形式と基本的人権、憲法規範の本質

主な内容：憲法と条約、憲法制定権力と主権、憲法の変動

ねらい：全体を総括する意味で、国法の形式を他の規範を意識しながら理解する。統治機構は法に拘束されているが、その法相互の関係を衝突や欠如の場面を想定して考える。さらに、憲法という規範が他の規範と区別され、特殊な規範であることを統治構造の関係から理解する。憲法の制定と変動をシュミレーションし、応用問題として「憲法の変遷」を考える。

<使用する教科書・参考書>

『憲法2 統治』（有斐閣アルマ）（第9版、2025年）

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験70%、②課題10%、③平常点（質疑応答や出席状況を含む平常の授業態度）20%とする。

## 人権の基礎理論

配当年次：1年次

後期15週×毎週2コマ（4単位）

法科大学院教授 田代亜紀

### <授業の目的と到達目標>

この授業では、日本国憲法の定める基本的人権保障の基本構造を理解するとともに、各人権規定に関する基礎的な知識の修得を図ることを目的とする。そのために、人権分野の全体像とともに、各論点の体系的な位置づけや人権規定の相互関係を理解するように試みる。本授業の到達目標は、人権保障の基本原則および各人権規定の意義と基礎的内容についての理解を盤石なものにすることである。

### <科目の概要と方針>

授業方法は、いずれの回も、各論点の体系的な位置付けや相互関係を理解するように配慮する。そのために、受講者には教科書の指定された箇所や基本的な判例の予習を求める。授業においては理解の難しい箇所重点を置きながら、基本的人権保障の全体的な構造が的確に把握されるように詳しく説明する。受講者の理解を確実にするため、議論を通じて事例の分析を行うなど、双方向型授業によって、受講者の法的思考能力や分析能力の養成を図る。休暇期間を利用して、憲法判例や事例問題に関する課題レポートを課し、特に文章作成能力を鍛える。

### <科目の内容>

#### 第1講 人権の享有主体（1）

主な内容：未成年者の人権、外国人の人権、法人の人権

ねらい：基本的人権の性質に関する基本的な理解を目標とし、人権は誰に保障されるのか、いわゆる人権の享有主体について検討する。本講では、まず国民の中における成年者—未成年者の区別の意義を考察し、例えば未成年者の人権が成年者に比して制約される理由について校則を例として検討する（校則による丸刈り・バイク制限の裁判例）。次いで、憲法における「国民」の意味を考察し、特に外国人の人権について、マククリーン事件等を検討する。さらに、法人と自然人の人権保障の差異を、八幡製鉄事件などをもとに考える。

#### 第2講 人権の享有主体（2）

主な内容：外国人の人権、法人の人権、人権の享有主体を論ずる意味

ねらい：人権の享有主体に関する基礎事項を確認しつつ、諸判例を読み解くことによって、人権の享有主体についての判例の到達点を検討する。具体的には、①外国人の人権については、定住外国人地方参政権訴訟、森川キャサリン事件、塩見訴訟、②法人の人権については、国労広島島本事件、群馬司法書士会事件などを取り上げる。以上の考察を通して、人権論全体の中で、人権の享有主体が論じられることの意味について確認する。

#### 第3講 人権の妥当範囲（1）

主な内容：私人間効力に関する学説・判例

ねらい：人権侵害は国のような公権力によってだけでなく、企業や労働組合、私立学校、政党、宗教団体などの「社会的権力」によって引き起こされる。その際に、それをいかにして救済するか、いわゆる人権規定の私人間効力の問題に関して、直接適用説、間接適用説、無適用説などを検討する。事例として、三菱樹脂事件や昭和女子大事件等を検討する。

#### 第4講 人権の妥当範囲（2）

主な内容：人権規定の私人間効力、国の私法上の行為、特別の法律関係における人権

ねらい：いわゆる私人間効力論の基礎事項を確認しつつ、日中旅行社事件、百里基地訴訟などを取り上げて、傾向企業や国の私法上の行為、私人間効力論との関係を考察する。また、よど号ハイジャック記事抹消事件など刑事収容施設被収容者の人権を巡る判例を取り上げて、国と特別な法律関係に置かれる個人に対する人権問題について検討する。

#### 第5講 包括的基本権と自己決定権（1）

主な内容：幸福追求権、自己決定権の意義と範囲

ねらい：憲法第13条の定める個人の尊厳および幸福追求権を根拠とする自己決定権の意義と範囲について検討する。まず、一般的自由説と人格的利益説を参照し、次いでエホバの証人輸血拒否事件を検討して、自己決定権の意義と範囲を考える。

#### 第6講 包括的基本権と自己決定権（2）

主な内容：憲法上のプライバシーの権利、人格権と憲法

ねらい：憲法13条が保障する幸福追求権、自己決定権に関する基礎事項を習得していることを前提に、京都府学連事件、前科照会事件、住基ネット訴訟、早稲田大学講演会事件など憲法上

のプライバシーの権利に関する諸判例を読み解くことによって、判例及び学説の考えるプライバシーの権利について検討する。

#### 第7講 法の下での平等（1）

主な内容：平等の意味、平等権侵害についての審査基準

ねらい：憲法14条が定める平等について、まず絶対的平等と相対的平等の観念を学ぶ。その上で、法令が個人または社会集団を一定の目的のもとに区別・分類し取扱いに格差を設けることはいかなる根拠により許されるのか、またそれを裁判所はどのような基準で審査するのかに関して検討する。平等権侵害についての審査基準（合理性の基準、厳格な合理性の基準、厳格審査基準）を、尊属殺重罰規定事件等の判例をもとに考察する。

#### 第8講 法の下での平等（2）

主な内容：平等審査の基準に関する判例・学説

ねらい：憲法14条の定める平等の意味、審査基準等の基礎事項を確認しつつ、非嫡出子相続分訴訟、女子再婚禁止期間訴訟、サラリーマン税金訴訟、議員定数不均衡訴訟などを取り上げ、裁判所の平等審査の特徴を検討し、さらに、それと学説との距離について検討する。

#### 第9講 思想・良心の自由（1）

主な内容：内心の自由と表現の自由、内心の自由と民主政の関係

ねらい：思想・良心の自由という内心の自由の絶対的保障は、民主政の存立にとって不可欠であるが、その人権の性質について謝罪広告事件をもとに考える。また、社会团体等の「社会的権力」においてもこれを貫くことは可能か（任意加入団体、強制加入団体）、学校の卒業式における「君が代」斉唱やピアノ伴奏の拒否の自由はあるのかといった論点に関して、判例とともに検討する。

#### 第10講 思想・良心の自由（2）

主な内容：「思想・良心」の内容、思想・良心に対する制約の憲法適合性審査

ねらい：思想・良心の自由に関する基礎事項を確認した上で、君が代関連訴訟等、麹町中学内申書事件を取り上げて、思想・良心の自由で保障される「思想・良心」の内容と、それに対する制約の憲法適合性審査の方法について考察する。

#### 第11講 信教の自由

主な内容：宗教的行為の自由をめぐる問題

ねらい：近代の人権保障は信仰の自由の要求から始まったと考えられるが、個人の内心にとどまらない社会的な宗教行為の自由に限界はないのか、判例をもとに検討する（加持祈禱事件、牧会活動事件）。次いで、憲法第20条および第89条の政教分離原則の保障が個人の信教の自由を明治憲法下の「国家神道」制度から解放する歴史的意義を有することを考察する。信教の自由と政教分離が対立する訴訟として、エホバの証人剣道受講拒否訴訟を参照する。

#### 第12講 政教分離原則

主な内容：信教の自由と政教分離原則の衝突、政教分離原則に関する審査基準の現在

ねらい：信教の自由と政教分離に関する判例・学説の基礎事項を確認する。その後、政教分離訴訟で用いられる目的効果基準について津地鎮祭訴訟、愛媛玉ぐし料訴訟をもとに検討し、それとは異なる基準について、砂川市空知太神社訴訟を検討する。このほかに、孔子廟訴訟や内閣総理大臣の靖国公式参拝訴訟、箕面忠魂碑事件等も参照したい。

#### 第13講 表現の自由（1）

主な内容：表現内容の規制、検閲と事前規制

ねらい：表現の自由の「優越的地位」について考察したうえで、まず検閲の禁止の意義と事前抑制の関係について判例に即して考察する。判例は、税関禁止事件、北方ジャーナル事件を扱う。

#### 第14講 表現の自由（2）

主な内容：表現の自由の意義、表現の自由に対する規制の種類、検閲と事前抑制

ねらい：表現の自由の意義、及び表現の自由に対する規制の諸類型である、検閲・事前抑制、表現内容規制、表現内容中立規制といった概念を確認する。その上で、教科書検定裁判、及びプライバシー権と裁判所の事前差止めの事案を例に、検閲と事前抑制について検討する。

#### 第15講 表現の自由（3）

主な内容：表現内容中立規制（時・所・方法に関する規制）、「パブリック・フォーラム」

ねらい：ビラ貼り・ビラまき行為・ポスティングおよび街頭デモ行進などの、表現手段を持たない市民にとって簡便で有効な表現行為について、判例を参照しながら検討する（表現内容中立規制）。その際に、表現内容規制との比較も考える。他に、わいせつ表現の規制や表現の自由に関する諸判例を参照する。

#### 第16講 表現の自由（4）

主な内容：定義づけ衡量、プライバシーと表現の自由、知る権利の意義と射程

ねらい：表現の自由に関わる問題群の中から、まず、チャタレイ事件などわいせつ表現に関する最高裁判決を取り上げて、規制されるべきわいせつ表現の範囲を厳格に絞って明確にすることで表現内容の規制をできるだけ少なくする手法（定義づけ衡量）について検討する。ついで、「宴の後」事件判決などを取り上げて、プライバシーと表現の自由の関係を考察する。そして、公立図書館蔵書廃棄訴訟や、天皇コラージュ事件、レパタ訴訟などを取り上げ、知る権利の意義と射程について検討する。

#### 第17講 表現の自由（5）

主な内容：国民の「知る権利」と報道の自由・取材の自由

ねらい：表現の自由の現代的展開としての、国民の「知る権利」について検討する。国民の「知る権利」に奉仕するものとして報道の自由を捉えた博多駅事件や取材方法についての外務省秘密漏洩事件、取材源の秘匿についての判例などを参照して、報道の自由と取材の自由について考察する。

#### 第18講 表現の自由（6）

主な内容：集会の自由、報道の自由・放送の自由

ねらい：集会は、多くの人たちが政治・経済・学問・芸術・宗教などの問題に関する共通の目的をもって一定の場所に集まるものであることから、集会の自由は表現の自由の一形態として重要な意義がある。しかし、集会の自由は、他者の権利・利益との調整のために、必要不可欠な最小限度の規制を受けることはやむを得ないと言われる。泉佐野市民会館事件、皇居外苑使用不許可事件、上尾市民会館事件に関する最高裁判決を検討して、集会の自由の意義と限界について考える。また、報道の自由や放送の自由についても検討する。

#### 第19講 経済的自由権（1）

主な内容：営業の自由の内容と規制類型、規制目的二分論

ねらい：憲法第22条第1項の定める職業選択の自由には「営業の自由」が含まれるが、「公共の福祉」による規制が予定されている。そうした規制の合憲性審査について、判例を参照しながら検討する。特に、薬事法違憲判決と小売市場判決を参照しながら、規制目的二分論（消極的警察的規制と積極的社会経済政策的規制との区別）を考察する。

#### 第20講 経済的自由権（2）

主な内容：規制目的二分論に基づく審査基準の意義と問題点

ねらい：営業の自由に関する基礎事項を確認しつつ、関係する諸判決を読み解く。とりわけ、公衆浴場事件、酒類販売の免許制、西陣ネクタイ事件、司法書士法の資格制などを巡る判例を取り上げる。その上で、規制目的二分論とそれに基づく審査基準の意義と問題点を検討する。

#### 第21講 経済的自由権（3）

主な内容：財産権に関する基本問題、損失補償

ねらい：憲法第29条の財産権は「公共の福祉」によって強い制限を受ける。この点、森林法共有林分割制限規定事件を参照しながら、検討する。同判決をどのように評価するかについても考える。また、財産権は「正当な補償」のもとに制約が許されるが、いかなる補償が「正当な補償」といえるかについても検討する。

#### 第22講 経済的自由権（4）

主な内容：財産権規制に対する違憲審査基準、「国家補償の谷間」

ねらい：森林法違憲判決、証券取引法164条1項合憲判決で示された、財産権に対する規制の違憲審査基準について、営業の自由のそれと比較しながら考察するとともに、最高裁で近年出された財産権判例を検討する。また、予防接種事故訴訟を素材として、「国家補償の谷間」の問題を検討する。

#### 第23講 社会権（1）－生存権

主な内容：生存権の法的性格、生活保護法と朝日訴訟・堀木訴訟

ねらい：憲法第25条の生存権の法的性格に関しては、プログラム規定説、抽象的権利説、具体的権利説に分かれるが、朝日訴訟最高裁大法廷判決の付加見解に即して検討する。また、社会保障の併給禁止規定に関する堀木訴訟をめぐる、25条の権利の制限に対する国会の「広い立法裁量」論で処理するのか、14条の平等権論の観点から生存権に関する差別の審査を「厳格な合理性」の基準で判断するのかについて、その意味と問題点を考察する。

#### 第24講 社会権（2）－生存権

主な内容：生活保護領域以外の生存権訴訟、生存権の「自由権的效果」、生存権と平等との関係

ねらい：朝日訴訟、堀木訴訟、老齡加算廃止訴訟などの学習を通じて獲得した生存権に関する基礎事項を確認しつつ、生活保護領域以外で問題とされた生存権訴訟を取り上げる。具体的には、学生無年金障害訴訟などを取り上げ、裁判所の判断枠組みを検討する。併せて、生存権の「自由権の効果」や、生存権と平等の関係についても考えたい。

#### 第25講 社会権（3）－労働基本権と教育権

主な内容：労働基本権の保障、公務員労働基本権の制限、国家の教育権と国民の教育権

ねらい：労働基本権（勤労者の団結権・団体交渉権・争議権）の歴史的形成について考察し、特に公務員の争議権の禁止を合憲とする最高裁判例の理由付けの変遷を検討する。また、学テ事件を中心に、社会権としての意義と性格を考察する。

#### 第26講 社会権（4）－労働基本権と教育権

主な内容：公務員の争議権禁止に関する判決の現在の意義、教師の教育の自由

ねらい：労働基本権に関する基本的知識を習得していることを前提にして、全通東京中郵事件、都教組事件、全農林警職法事件といった、公務員の争議権の禁止に関する最高裁判例を検討し、それらの現在の意義を探る。また、伝習館事件最高裁判決の検討を通じて、教師の教育の自由を検討する。

#### 第27講 人身の自由・適正手続きと刑事人権（1）

主な内容：人身の自由の意義、適正手続きの意義、被疑者・被告人の諸権利

ねらい：憲法第18条の人身の自由（苦役および奴隷的拘束からの自由）の意義を考察し、憲法第31条の適正手続保障（デュー・プロセス）のもつ手続法および実体法上の意義を理解する。その上で、憲法第32条から第40条に及ぶ広範かつ詳細な刑事人権保障について学修し、現代的問題である冤罪事件の構造と防止、さらに死刑制度について検討する。

#### 第28講 人身の自由・適正手続きと刑事人権（2）

主な内容：適正手続きの意義、刑事人権

ねらい：憲法第31条の適正手続保障（デュー・プロセス）のもつ手続法および実体法上の意義を確認した上で、第三者所有物事件を取り上げて、裁判所による適正手続保障の判断方法を考察する。

#### 第29講 現代社会における人権保障の課題と展望（1）

主な内容：人権の基礎理論の講義を総括し、複合的な人権問題等を考察する。

ねらい：現代社会における人権の問題について、比較的新しい判例を参照しながら発展的に考える。課題レポートの講評も行う。

#### 第30講 現代社会における人権保障の課題と展望（2）

主な内容：人権保障の現代的課題

ねらい：第29講に引き続き、現代社会における人権の問題について、比較的新しい判例をできるだけ多く参照しながら発展的に考える。

#### <使用する教科書・参考書>

『憲法1 人権』（有斐閣アルマ）（最新の版）

#### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験70%、②課題10%、③平常点20%（質疑応答や出席状況を含む平常の授業態度）とする。

## 行政法の基礎理論

配当年次：2年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 米丸恒治

### <授業の目的と到達目標>

本科目は、未修者・既修者の別を問わず、授業を通してすべての学生が行政法総論の基礎的な考え方を身につけることを目的としている。本授業では、受講生が、行政法の体系（全体像）と行政法の基本原理を理解したうえで、行政組織の基本的な仕組み、行政の主な行為形式、行政裁量、行政作用の違法事由、行政手続、情報公開・個人情報保護、行政救済の各分野にわたって、行政法の基礎概念・基礎理論と実定法に基づく法制度の理解を確実に身につけることを到達目標として設定する。なお、行政救済法の詳細は行政法総合演習Ⅱで主に扱うことになるので、本授業では、救済法の体系と救済3法の基本的な仕組みと要件の概略を中心に簡潔に扱うのみとする。

### <科目の概要と方針>

2年次後期の「行政法総合演習Ⅰ」及び3年次前期の「行政法総合演習Ⅱ」における専門的な学修にスムーズに移行することができるように、行政法の全分野にわたって必要となる基礎理論と法制度を中心に扱う。受講生の中には、学部ですでに行政法を履修した経験のある者も少なくないと思われるが、これまでの知識にとらわれることなく、再確認の意味を込めて、行政法の考え方を一から自分の頭で体系的に理解できるような学習を心がけてほしい。

授業方法は、科目の性格及び受講者数を考慮して講義形式を基本とせざるをえないが、中間テストに基づく指導などによって講義を補うこととする。講義では理論の体系的・系統的な理解がポイントになるが、適宜重要な判例をとりあげて理論の理解につなげることとする。

講義は配布するレジュメに基づいて行うこととし、特定の教科書は使用しない。しかし、授業の予習復習はもとよりのこと、修了までの全期間を通した行政法学習のための基本書は必ず必要となるので、各自、代表的な教科書・基本書類のうちのいずれかを自分の学習用のテキストとして使用してほしい。講義の中でとりあげる判例についても、同様である。

講義の資料は事前にクラスルームで配布するので、基本書の該当箇所は必ず予習しておくように。

### <科目の内容>

第1講 行政法の全体像——行政法の特色とは、行政法はどのような分野から成り立っているか

主な内容：行政法の特色、公法と私法、行政及び行政法の定義、行政法の体系、行政上の法律関係

ねらい：講義への導入として、行政法の特色、民法など他の法分野との違い、行政法の諸分野、基礎的用語・概念についての基本的理解を身につける。

第2講 行政の組織——行政の担い手である行政組織の仕組みはどのようになっているか

主な内容：行政組織の基礎概念（行政主体・行政庁・行政機関）、行政主体の種類、国家行政組織、地方行政組織、行政関係法人、行政権限の代行と監督

ねらい：行政組織の基本的な仕組みと行政組織に関わる基礎的な概念を整理して理解する。伝統的には地方自治法、公務員法、公物法も広義の行政組織法の一環ととらえられていたことも合わせて理解する。

第3講 法治主義と信頼保護——行政法の基本原理としての法治主義をどう考えるか

主な内容：法治主義、法律の留保、憲法原理・法の一般原則、信頼保護・禁反言の法理

ねらい：行政法の最も重要な原理である法治主義（法律による行政の原理）について、「法律の留保」理論を中心に理解を深める。あわせて、法の一般原理である信頼保護が行政法の分野にも適用されることを理解し、それと法治主義との関係について判例を素材に検討する。

第4講 行政立法と行政計画——行政機関が定立する規範と計画にはどのような法理が妥当するか

主な内容：行政立法の概念、種別、法規命令の限界、行政規則の性質、行政計画の種類と法理

ねらい：行政立法の概念、法規命令と行政規則の区別の意味を理解したうえで、法規命令については、法規命令の種別、法律との関係、制定手続を、行政規則については、行政規則の法的性質、争訟手段との関係を中心に理解を深める。行政計画の中でも拘束的行政計画の概略と争訟手段との関係について身につける。

第5講 行政行為の概念と特質——行政行為とはどのような行為か

主な内容：行政行為の概念、行政行為の種別、行政行為の効力

ねらい：従来の行政法理論における行政行為の位置づけを、とくに公定力（行政事件訴訟法による取消訴訟制度の法定）との関係で理解する。行政処分概念との関係、他の行為形式との違いを通して行政行為の特質を理解する。

第6講 行政裁量——行政機関の裁量権はどのようにして統制されるか

主な内容：裁量概念、裁量の種類、裁量権の逸脱・濫用、判断過程審査の意義

ねらい：行政裁量の統制手法を裁量権の濫用に関する代表的判例を素材に学習し、あわせて、政策的・専門的裁量の統制など裁量統制の今日的課題について理解を深める。

第7講 行政行為の瑕疵、行政行為の撤回——行政行為が違法なときその効力はどうなるか。行為後の事情の変化等を理由に行政行為を撤回できるか

主な内容：行政行為の瑕疵、無効と取消の区別、取消と撤回の違い、撤回の根拠、制限の法理

ねらい：無効と取消の区別の意味を争訟手段との関連で理解する。撤回と取消の違いを理解し、撤回に法律の根拠が必要かどうか、撤回・取消しの制限の法理を考える。

第8講 行政上の義務履行確保の手段——行政上の義務の履行を確保するためにどのような法的手段があるか

主な内容：義務履行確保のための諸手段、行政上の強制執行、代執行、民事執行との関係、行政罰、最近の新たな手法

ねらい：行政上の義務が履行されない場合に、その履行を確保するために行政法上どのような手段があるかを、民事執行との関係を含めて理解する。

第9講 行政指導と行政契約——それらはどのような性質の行為か、行政行為との違いは何か

主な内容：行政指導の概念と種類、行政指導の法的性質、行政指導と法律の根拠、行政指導に対する法的救済、行政契約について同様の事項

ねらい：非権力行為としての行政指導・行政契約の法的特色を、権力行為（特に行政行為）との違いに留意しながら理解する。

第10講 行政手続——行政活動に対してどのような手続が国民に保障されているか。

主な内容：行政手続の歴史、行政手続と憲法、行政手続法の基本的内容、行政手続の瑕疵と処分効力

ねらい：行政手続の意義と行政手続法の基本的内容を戦後の学説と判例を踏まえて理解し、あわせて手続上の瑕疵と行政行為の効力の関係について考える。

第11講 中間テスト

第12講 情報公開・個人情報保護——行政情報の公開と行政の保有する個人情報の保護はどのような仕組みを通して確保されるか

主な内容：情報公開・個人情報保護の歴史、情報公開法・個人情報保護法の基本的内容、情報公開・個人情報保護と司法審査

ねらい：情報公開・個人情報保護の意義と情報公開法・個人情報保護法の基本的内容を法制度及び学説と判例を素材にしながら理解する。

第13講 行政救済——行政救済の基本的な仕組みはどのようなものか

主な内容：行政救済法の体系、行政争訟の概念、行政不服申立、行政訴訟、国家補償

ねらい：行政救済の全体像を概観し、行政争訟及び国家補償の基本的仕組みを概観する。

第14講 行政事件訴訟法と行政不服審査法の基本構造

主な内容：行政事件訴訟法と行政不服審査法の基本構造と、訴えや不服申立ての種類、選択、要件の基本

ねらい：両法に基づく行政争訟法制の基本的な知識を身につけて、あわせて既習の行政行為論などとの関係の確認に基づく訴訟選択論の基本についてもふれる。

第15講 国家補償法の基本

主な内容：損失補償法と国家賠償法の基本

ねらい：損失補償の要件及び国家賠償法の要件について、基本的な考え方と主要判例を学ぶ。

<使用する教科書・参考書>

- ・特定の教科書は指定しないので、各自選定した基本書にもとづいて学習を進めること。授業自体は、担当者作成のレジュメにしたがって進めていく。
- ・推薦しうる基本書、および判例集については、授業初回に紹介する。

<成績評価方法>

①期末試験80%、②中間テスト20%で最終評価を行う。

## 民法 I（財産法システム I）

配当年次：1 年次

前期15週×毎週 2 コマ（4 単位）

法科大学院教授 大澤 逸平

### <授業の目的と到達目標>

- ・契約の成立やその内容の確定プロセス、有効性をめぐる各種の問題について、具体的に説明することができる。また、各種の契約の意義や効果、契約から生じる債務同士の関係について、具体的に説明することができる。
- ・各種の物権（担保物権を除く）の意義や効力を説明することができる。また、物権変動のメカニズム及び第三者との関係を説明することができる。

### <科目の概要と方針>

本講義は、民法典に即していえば、①総則のうち法律行為・代理、②物権のうち担保物権を除く部分、及び③債権のうち契約を扱う。本講義では学習上の便宜を考え、これらの内容を次のように再編して進行する。すなわち、（1）契約法総論（第1講～第8講）、（2）物権法総論（第10講～第14講）、（3）契約と第三者（第15講～第18講）、（4）代理（第20講～第23講）、（5）各種契約（第24講～第30講）、という5つの分野である。

授業は講義形式を基本とする。また、2回の間中間試験（第9講、第19講）を行い、知識・理解の定着を促す。

### <科目の内容>

#### 第1講 契約法の基礎

主な内容：契約自由の原則、契約の効果

ねらい：契約法の基礎となる考え方や契約によって生じる効果を理解する。

#### 第2講 契約の成立（1）

主な内容：契約の成立、契約の解釈

ねらい：契約の成立及び契約内容を確定するプロセスを学ぶ。

#### 第3講 契約の成立（2）

主な内容：条件・期限、契約締結上の過失

ねらい：契約の成立に関連する各種の問題を検討することを通じて、契約の効力に関する理解を深める。

#### 第4講 契約の無効・取消し（1）

主な内容：心裡留保、虚偽表示、錯誤、無効・取消

ねらい：民法典に定められている各種の意思表示の瑕疵のうち、心理留保、虚偽表示及び錯誤について、その意義を検討するとともに、その効果の違いについても理解する。

#### 第5講 契約の無効・取消し（2）

主な内容：詐欺、強迫、公序良俗違反、約款

ねらい：ひきつづき民法典に定められている各種の意思表示の瑕疵のうち詐欺・強迫についてその意義を検討する。また、契約内容の不当性が契約の効力に及ぼす影響を学ぶ。

#### 第6講 双務契約から生じた債権の牽連関係

主な内容：同時履行の抗弁、危険負担

ねらい：売買契約を素材として、双務契約から生じる複数の債務の関係を規律する諸制度について検討する。

#### 第7講 契約からの離脱

主な内容：解除、手付

ねらい：第6講に引き続き売買契約を素材として、当事者が契約から離脱することを可能とする制度である解除を学ぶ。

#### 第8講 売買契約における特則

主な内容：追完請求、一部減額、期間制限、贈与、交換

ねらい：売買契約において認められる特別な効果を検討するとともに、贈与・交換契約を売買契約と対比して理解する。

#### 第9講 中間テスト（その1）

ねらい：第1講から第8講までに学習した内容について中間テストを行い、これまでの理解・知識を確認する。

## 第10講 物権総論

主な内容：物権の意義、効力、種類

ねらい：物権の意義・特徴や各種の物権の内容を理解する。

## 第11講 所有と占有

主な内容：所有権、共有、占有

ねらい：物権の中でも中心的な位置づけを与えられる所有権について、その意義や効力を確認するとともに、共有関係における規律を理解する。また、占有との関係についても検討する。

## 第12講 物権変動の原因

主な内容：意思主義、添付、即時取得

ねらい：物権変動の原因となる事由及びその要件を理解する。

## 第13講 対抗問題とその解決

主な内容：対抗問題、登記

ねらい：対抗問題の意義を把握し、これを解決するための各種の制度について理解する。

## 第14講 対抗問題の外延

主な内容：取得時効と登記、共同相続と登記、相続放棄と登記、遺贈と登記、相続させる遺言と登記

ねらい：権利主張に登記を要するかどうかの問題となる各種の物権変動事由について検討することで、対抗問題に関する理解を深める。

## 第15講 契約の無効・不存在と第三者（1）

主な内容：虚偽表示と第三者、94条2項類推適用

ねらい：契約が無効とされることが第三者の法律関係に影響を与える場合のうち、虚偽表示における規律を理解するとともに、その限界及び拡張（類推適用）の可能性について検討する。

## 第16講 契約の無効・不存在と第三者（2）

主な内容：94条2項類推適用

ねらい：第15講にひきつづき、94条2項が類推適用される場面について検討する。

## 第17講 契約の取消しと第三者

主な内容：取消しと第三者

ねらい：錯誤・詐欺により取り消された契約を前提に法律関係に関与した第三者の地位について検討する。

## 第18講 解除と第三者

主な内容：解除と第三者

ねらい：解除された契約を前提に法律関係に関与した第三者の地位について検討する。

## 第19講 中間テスト（その2）

ねらい：第10講から第18講までに学習した内容について中間テストを行い、これまでの理解・知識を確認する。

## 第20講 有権代理

主な内容：代理権、顕名、代理行為、代理人の義務

ねらい：有権代理の要素や代理人が負う義務を把握する。

## 第21講 無権代理／表見代理（1）

主な内容：無権代理、代理権授与表示による表見代理

ねらい：無権代理行為によって生じる法律関係を把握するとともに、これを解決する方途を理解する。また、表見代理のうち、代理権授与表示による表見代理に関する規律を理解する。

## 第22講 表見代理（2）

主な内容：権限外行為による表見代理、代理権消滅後の表見代理

ねらい：表見代理のうち、権限外行為・代理権消滅後の表見代理に関する規律を検討する。

## 第23講 代理の諸問題

主な内容：代理権濫用、無権代理と相続

ねらい：代理行為に関連して生じる各種の問題点について検討する。

## 第24講 賃貸借（1）・使用貸借

主な内容：両当事者の義務、期間、義務内容の変容、敷金

ねらい：賃貸借契約の当事者間で生じる法律関係を整理して理解する。あわせて、使用貸借についても賃貸借と比較して理解する。

## 第25講 賃貸借（2）

主な内容：賃借権の譲渡・転貸

ねらい：賃借人の変更や転貸がある場合における規律を理解する。

### 第26講 賃貸借（3）

主な内容：賃借目的物の譲渡、賃貸人の地位の移転、契約上の地位の移転

ねらい：賃借目的物が賃貸人によって譲渡されるなど、賃貸人の地位が移転する場合における法律関係を理解する。

### 第27講 消費貸借

主な内容：消費貸借、利息制限法

ねらい：消費貸借契約に関する民法上の規律を理解するとともに、特別法による規律及びその背景を検討する。

### 第28講 請負

主な内容：請負

ねらい：請負契約に関する両当事者間の権利義務を理解するとともに、成果物の所有権帰属に関する規律を検討する。

### 第29講 委任・寄託

主な内容：委任、寄託

ねらい：委任契約・寄託契約に関する規律を理解する。

### 第30講 組合・和解・終身定期金

主な内容：組合、和解、終身定期金

ねらい：組合契約の特徴を類似する制度と比較しつつ理解する。また、和解契約・終身定期金契約の基本的な枠組みを理解する。

### <使用する教科書・参考書>

教科書として道垣内弘人『リーガルベイス民法入門〔第5版〕』（日本経済新聞社、2024）および潮見佳男『民法（全）〔第3版補訂版〕』（有斐閣、2025）を使用する。各回で取り扱う範囲を別途指定するので、あらかじめ読了しておくこと。なお、道垣内『リーガルベイス』については、全体を第1講開始前に読了しておくことを強く推奨する（民法全体を大まかに把握しておくこと、個別の問題が理解しやすくなるであろう）。

また、判例集として、潮見佳男＝道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ総則・物権〔第9版〕』、窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ債権〔第9版〕』を指定する。

### <成績評価方法>

①定期試験60%、②中間テスト30%（2回、各15%）、③平常点（予習課題、質疑応答を含む平素の授業態度等）10%

## 民法Ⅱ（財産法システムⅡ）

配当年次：1年次

前期15週×毎週2コマ（4単位）

法科大学院教授 山田 創 一

### <授業の目的と到達目標>

- ア 民法の基本的な制度と条文解釈及び基本判例を理解させて基礎的知識を習得させ、法解釈の基礎力の養成を図ることを目的とする。
- イ 学生には、シラバスで示した講義範囲の予習を毎回求めるとともに、授業後の復習も十分してもらうこととする。そして、理解が十分かどうかを確認するため、基礎知識を確認する小テストを行い、理解が不十分な学生には間違ったところを中心に復習させるレポートを課し、基本事項の理解を徹底するものとする。
- ウ 講義形式で基礎的知識を習得させ、質問に十分に対応して理解を確実にするものとし、基本的な事例問題を通じて問題解決の基本的な思考方式が身につくようにする。

### <科目の概要と方針>

本科目は、民法Ⅰ（財産法システムⅠ）と対をなす科目であり、本科目が対象とする分野は、民法総則（人、法人、物、時効）、担保物権、債権総論の分野である。

本科目の方針としては、講義形式で質疑応答をしながら基礎的知識を修得させる授業展開、及び、基本的事例を前提として問題解決の視点を重視した授業展開を採用する。具体的には、学生に対しては、予め、授業科目の予習を義務づけ、それを前提として、対話方式での講義を行うとともに、レポートで課された基本的事例の法的検討に当たっては、問題提起→規範解釈→あてはめの基本的な思考方式が身につくようにする。

また、1回の授業を次回の授業と有機的に連結させるために、学生には毎回の復習を義務づけるとともに、学生からの質問についても十分に対応して、学生の勉学を助長させる。さらに、学生による習得度を小テストで確認するとともに、習得度が不十分な場合には、適宜レポートの提出を課すこととする。

### <科目の内容>

#### 第1講 権利の主体（自然人）

主な内容：権利能力、意思能力、行為能力、住所、不在者の財産管理、失踪宣告

ねらい：権利能力の始期と終期（同時死亡の推定を含む）を確認した上で、胎児の権利能力をめぐる学説・判例の対立を検討する。また、意思能力の意義・効果・機能を考察した上で、制限行為能力者制度の内容を確認し、その機能を考察する。そして、失踪宣告の制度を確認した上で、失踪宣告が取り消された場合の学説・判例の対立を検討する。

#### 第2講 権利の主体（法人<1>）

主な内容：法人の種類、権利能力のない社団・財団、法人の設立

ねらい：公益法人・営利法人・中間法人を概観した上で、2006年改正で登場した「一般社団法人」「一般財団法人」や、新しい公益法人制度を確認する。また、権利能力のない社団をめぐる法的取り扱いを確認した上で、権利能力のない社団保護か第三者保護かで分かれる学説・判例の対立を検討する。そして、法人設立の諸主義を確認する。

#### 第3講 権利の主体（法人<2>）

主な内容：法人の能力（権利能力・行為能力・不法行為能力）、理事の代表権の制限、構成員の責任

ねらい：法人の権利能力・行為能力の制限を確認した上で、「目的の範囲」による制限を理論的に考察し、法人の政治献金、協同組合による員外貸付け、法人の災害救援資金の寄付を学説・判例を踏まえつつ検討する。また、法人の不法行為責任の要件を確認し、外形標準説を検討する。さらに、理事の代表権の制限と第三者保護を、判例を素材として検討する。

#### 第4講 物、時効（1）

主な内容：物、時効の遡及効、時効の援用、時効の利益の放棄、時効の更新・完成猶予

ねらい：物の定義・分類、主物・従物、元物・果実、時効の意義、時効の遡及効、時効の更新・完成猶予を確認した上で、時効の援用に関し、援用の法的性質、援用権者、援用すべき場所、援用の時期、援用の撤回を考察する。次に、時効の利益の放棄と時効援用権の喪失を、判例を素材としてその相違を踏まえつつ検討する。

#### 第5講 時効（2）

主な内容：取得時効、消滅時効、時効の起算点、時効と登記

ねらい：取得時効と消滅時効の要件・効果を確認し、時効の起算点をめぐる判例を検討する。そして、時効と登記をめぐる判例・学説の対立を踏まえつつ、時効完成前の第三者と時効完成

後の第三者の法的取扱いを検討する。

## 第6講 担保物権総論、非典型担保

主な内容：担保物権の意義、担保物権の種類、担保物権の性質と効力、非典型担保

ねらい：担保の必要性を検討する中で、物的担保と人的担保の意義を考察し、担保物権の種類を、法定担保物権と約定担保物権、典型担保と非典型担保という観点から整理する。そして、担保物権の通有性と効力を確認する。また、非典型担保である譲渡担保、仮登記担保、所有権留保を概観し、譲渡担保権者・譲渡担保設定者・第三者がそれぞれどのような法的地位を有するか、集合物譲渡担保はどのような制度であるかを考察する。さらに、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」を概観しながら、動産譲渡担保及び所有権留保も考察する。

## 第7講 留置権

主な内容：留置権の要件と効力

ねらい：留置権の要件と効果を確認した上で、留置権の要件で学説・判例上議論のある「債権と物との牽連関係」を検討し、また、「占有が不法行為によって始まったものでないこと」という要件の類推適用を考察する。そして、留置権の効力を確認する中で、同時履行の抗弁権との差異や競合の可否も検討する。

## 第8講 先取特権

主な内容：先取特権の要件と効力

ねらい：先取特権（一般先取特権・特別先取特権）の基礎知識を確認した上で、動産売買先取特権の物上代位、請負工事に用いられた動産の売主の請負代金に対する先取特権の物上代位を、判例を素材として検討する。また、動産上の先取特権と第三取得者との関係において、第三取得者が占有改定を備えた場合であっても民法333条が適用されるか検討する。

## 第9講 質権

主な内容：質権の設定と効力

ねらい：動産質を中心に据えながら、これと対比しつつ不動産質、権利質を取り上げる。また、承諾転質と責任転質の差異や、責任転質の法的性質を検討する。さらに、動産質権の侵害に対する救済や指名債権質の対抗要件など、質権の基礎知識を確認する。

## 第10講 抵当権（1）

主な内容：抵当権の設定、被担保債権の範囲、抵当権の及ぶ目的物の範囲、抵当権の優先弁済的効力

ねらい：抵当権の設定から効力まで、基本的知識を確認しつつ、民法370条の付加一体物に従物が含まれるか判例を素材としつつ検討する。また、抵当権の実行方法として認められた競売と担保不動産収益執行制度を検討し、それぞれの長所・短所を考察する。

## 第11講 抵当権（2）

主な内容：物上代位

ねらい：物上代位の法的性質を検討し、判例が採用している第三債務者保護説の立場を理解させる。そして、物上代位に関し、判例上問題となった重要な論点を具体的に取り上げ、検討する。また、先取特権の物上代位と抵当権の物上代位の相違点を分析し検討する。

## 第12講 抵当権（3）

主な内容：法定地上権、抵当地上の建物の一括競売、抵当権と賃借権の調整

ねらい：法定地上権の意義・根拠を取り上げ、法定地上権が肯定されるケースと否定されるケースとを、その理由を明らかにしながら、判例上問題になったケースを考察する。とりわけ、更地に抵当権が設定された後に土地所有者がその上に建物を建築した場合、及び、土地・建物共同抵当における建物再築の場合に、法定地上権が成立するかという点に関しては、掘り下げて検討することとする。また、土地への抵当権設定後に抵当地に建物が築造された場合の一括競売、抵当権者の同意による賃貸借の対抗力付与、抵当権に対抗できない建物賃借人の明渡猶予の制度も取り上げる。

## 第13講 抵当権（4）

主な内容：抵当権の侵害に対する救済、抵当権の処分、抵当権の順位の変更、共同抵当

ねらい：抵当権者が不法占拠者に対し明渡請求をする場合に関し、民法423条の法意に基づき認める構成と抵当権自体に基づく妨害排除請求で認める構成とを、それぞれの長所・短所を比較しつつ考察する。また、転抵当、抵当権の譲渡・放棄、抵当権の順位の変更・譲渡・放棄、抵当権の順位の変更を具体例で確認する。さらに、共同抵当の同時配当・異時配当を確認し、抵当不動産が債務者所有、物上保証人所有の場合を考察する。

## 第14講 抵当権（5）

主な内容：代価弁済、抵当権消滅請求、根抵当権、抵当権の消滅

ねらい： 抵当不動産の第三取得者を保護する制度である代価弁済、抵当権消滅請求の制度を確認する。また、根抵当権の制度を概観し確認した上で、抵当権との異同を考察する。さらに、抵当権の消滅時効、目的物の時効取得による抵当権の消滅、抵当権の目的である用益権の放棄がなされた場合も検討する。

#### 第15講 中間テスト

主な内容： 第1講～第14講までの範囲で中間テストを行う

ねらい： これまでの学習における学生の理解度を確認・検証する。そして、答案の問題点を指摘し、学生に自分の弱い点を認識させて反省を促すとともに、その結果をその後の授業に反映させることとする。

#### 第16講 債権の目的

主な内容： 特定物債権、種類債権、金銭債権、利息債権、選択債権

ねらい： これらの基礎知識を確認した上で、種類債権の特定の要件・効果を検討する。また、利息制限法をめぐる判例を検討し、これらの判例や貸金業法・出資法の規制の推移を概観する中で、判例の役割や立法の役割を考察する。

#### 第17講 債権の効力（1）

主な内容： 自然債務、債務と責任、第三者の債権侵害

ねらい： これらの基礎知識を確認した上で、第三者の債権侵害と不法行為、第三者の債権侵害と妨害排除のテーマに関しては、学説で多くの議論が存在することから、判例・学説を掘り下げて検討する。

#### 第18講 債権の効力（2）

主な内容： 履行の強制、債務不履行に基づく損害賠償

ねらい： 債権の履行の強制の意義と限界及びその方法を確認する。また、債務不履行に基づく損害賠償に関しては、学説・判例で議論のあるところを検討しながら、要件・効果について、類型の相違に留意しつつ確認する。さらに、金銭債務の不履行を理由とする損害賠償に関する特則、損害賠償額の予定及び違約金に関する合意を検討する。

#### 第19講 債権の効力（3）

主な内容： 安全配慮義務、説明義務、職場環境整備（配慮）義務、損害賠償の範囲

ねらい： 安全配慮義務の意義・根拠・法的構成・適用範囲などについて、判例の分析・検討を行いながら、安全配慮義務が果たしている役割や不法行為責任との関係を考察する。また、診療契約、金融商品の売買契約、出資契約などで問題となる説明義務や、セクシュアルハラスメントで問題となる職場環境整備（配慮）義務を通じて、債務不履行責任の機能を考察するとともに、債務不履行責任の拡張とその限界を考察する。

#### 第20講 債権の効力（4）

主な内容： 受領遅滞

ねらい： 受領遅滞に関し、受領義務を否定する法定責任説と、受領義務を肯定する債務不履行責任説とが対立するが、それぞれの要件・効果がいかなるものになるか整理した上で、この問題に関する事例を素材として各説の相違を検討する。また、弁済の提供の効果と区別しながら受領遅滞の効果を考察する。

#### 第21講 責任財産の保全（1）

主な内容： 債権者代位権

ねらい： 債権者代位権の要件、及びその行使・効果を確認し、その機能を検討する。また、金銭債権以外の債権を保全するために債権者代位権が転用される判例法理について検討し、責任財産の保全以外の機能を果たすことにつきその合理性を考察する。

#### 第22講 責任財産の保全（2）

主な内容： 詐害行為取消権

ねらい： 詐害行為取消権の制度趣旨、要件・効果を確認し、その機能を検討する。また、受益者・転得者に対する詐害行為取消権の行使方法を確認する。さらに、解釈上議論のある問題、すなわち、離婚に伴う財産分与と詐害行為取消権、特定物債権と詐害行為取消権、詐害行為取消権に基づく取消債権者の自己に対する不動産移転登記の可否、特定債権者への代物弁済などを検討し、詐害行為取消権の限界を考察する。

#### 第23講 多数当事者の債権関係（1）

主な内容： 分割債権（債務）、不可分債権（債務）、連帯債権、連帯債務

ねらい： これらの基礎知識を確認した上で、連帯債務に関し絶対的効力事由や求償をめぐる問題、連帯債権に関しその意義や効力をめぐる問題を取り上げる。

#### 第24講 多数当事者の債権関係（2）

主な内容：保証債務、連帯保証

ねらい：これらの基礎知識を確認した上で、保証人の抗弁権と保証人の求償権を整理し、解釈上議論のある問題（解除による原状回復義務と保証人の責任、保証人の事前求償権など）を検討する。また、保証債務と連帯保証の異同、連帯保証と連帯債務の異同を考察する。

#### 第25講 多数当事者の債権関係（3）

主な内容：共同保証、個人根保証契約、事業に係る債務についての保証契約の特則、保証に関する情報提供義務

ねらい：これらの基礎知識を確認した上で、保証人保護のために改正法で規定された制度を検討する。そして、保証意思宣明公正証書が要求される場合や改正法で規定された情報提供義務（民法458条の2・458条の3・465条の10）を整理する。

#### 第26講 債権債務の移転（1）

主な内容：債権譲渡、譲渡制限特約付債権の譲渡、指名債権譲渡の債務者に対する対抗要件

ねらい：将来発生する債権の譲渡、集合債権の譲渡、譲渡制限特約付債権の譲渡をめぐる諸問題、預貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力、債権譲渡の債務者に対する対抗要件（権利行使要件）としての通知・承諾などを検討する。

#### 第27講 債権債務の移転（2）

主な内容：指名債権譲渡の債務者以外の第三者に対する対抗要件、債務引受、契約上の地位の譲渡

ねらい：指名債権の二重譲渡における優劣の基準を考察する中で、債権譲渡の対抗要件の構造を考察するとともに、解釈上議論のある問題、すなわち、確定日付のある債権譲渡通知の同時到達と譲受人間の優劣、先後不明の確定日付のある債権譲渡通知の場合の債権の帰属などを検討する。なお、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の対抗要件も取り上げる。また、併存的債務引受・免責的債務引受や契約上の地位の譲渡なども考察する。

#### 第28講 債権の消滅（1）

主な内容：弁済と代位

ねらい：弁済、代物弁済、第三者弁済、弁済の充当、弁済の提供、弁済による代位、一部弁済と代位などを検討する。また、代位をめぐる判例を整理し、受講者に習得させる。

#### 第29講 債権の消滅（2）

主な内容：債権者ではない者への弁済

ねらい：受領権者としての外観を有する者に対する弁済を扱うが、預金担保貸付けや契約者貸付けにまで民法478条の類推適用がなされ、その機能が拡張していることを検討する。また、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律と、従来の民法478条の判例理論とを対比させる中で、立法の役割を考察する。

#### 第30講 債権の消滅（3）・有価証券

主な内容：供託、相殺、更改、免除、混同、有価証券

ねらい：この問題に関する基礎知識を確認した上で、解釈上議論のある相殺に重点をおいて検討する。とりわけ、差押えと相殺、債権譲渡と相殺を検討する中で、相殺の担保的機能を考察する。

<使用する教科書・参考書>

①道垣内弘人『リーガルベイス民法入門 第5版』（日本経済新聞出版社）

②潮見佳男『民法（全）第3版補訂版』（有斐閣）

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験40%、②中間試験30%、③平常点（出席や質疑応答や予習・復習などの授業に取り組む態度の評価）10%、④レポート10%、⑤小テスト10%をもって、総合的に行う。

## 民法Ⅲ（事務管理・不当利得・不法行為）

配当年次：1年次

後期8週×毎週1コマ（1単位）

法科大学院教授 大澤逸平

### <授業の目的と到達目標>

- ・事務管理・不当利得について、その要件および効果を具体例とともに説明することができる。
- ・不法行為について、各種の責任発生原因における要件を説明することができる。また、解釈論上の主要な問題点について問題の所在と考え方を説明することができる。

### <科目の概要と方針>

本講義では、債権各論分野のうち法定債権に関する部分を扱う。

授業は講義形式を基本とするが、随時、教員から発問し、これに対する応答を求めながら進行する。

### <科目の内容>

#### 第1講 事務管理、不当利得（その1）

主な内容：事務管理、不当利得、給付利得、侵害利得

ねらい：事務管理の意義を理解する。また、不当利得制度が妥当する主要な類型について理解する。

#### 第2講 不当利得（その2）／不法行為責任の全体像

主な内容：不当利得、転用物訴権、騙取金による弁済、一般不法行為

ねらい：不当利得の中でも、三当事者が関係する場合の問題について検討する。また、不法行為責任制度の基本構造を理解する。

#### 第3講 一般不法行為の成立要件

主な内容：故意・過失、因果関係、損害、賠償範囲

ねらい：一般不法行為の成立要件の内容と相互の関係について理解する。

#### 第4講 損害の算定

主な内容：人身損害、併行給付、賠償請求権の相続性、胎児の賠償請求権

ねらい：人身損害の算定方法を理解するとともに、人身損害において生じる問題（賠償請求権の相続性、胎児の請求権）について理解を深める。

#### 第5講 言論による不法行為、生活妨害

主な内容：名誉毀損、プライバシー、受忍限度論、差止め

ねらい：不法行為の一類型として独自の発展を遂げている場面として、言論による名誉毀損・プライバシー侵害および生活妨害を取り上げる。かかる場面での責任成立判断の特色を把握するほか、これらの事例において損害賠償とあわせて請求されることの多い差止めについても検討する。

#### 第6講 他人の行為による不法行為責任

主な内容：監督者責任、責任無能力、使用者責任、共同不法行為

ねらい：他人の行為によって責任を負う場合であると位置づけられる監督者責任、使用者責任、使用者責任及び共同不法行為について、それぞれの要件の意義および帰責根拠を検討する。また、監督者責任の前提となる責任無能力による免責についても検討する。

#### 第7講 物の危険性による不法行為責任／時効

主な内容：工作物責任、製造物責任、運行供用者責任、時効

ねらい：物の危険性によって責任を負う場合であると位置づけられる工作物責任について理解するほか、重要な特別法（製造物責任、運行供用者責任など）についてもあわせて検討する。

#### 第8講 過失相殺／求償

主な内容：過失相殺、素因減責、求償

ねらい：過失相殺による減責及びその周辺問題について学習するとともに、加害者間における求償の可否及び求償部分の算定のあり方を検討する。

### <使用する教科書・参考書>

民法Ⅰ・Ⅱに引き続いて、教科書として道垣内弘人『リーガルベシス民法入門〔第5版〕』および潮見佳男『民法（全）〔第3版補訂版〕』、判例集として『民法判例百選Ⅱ〔第9版〕』を指定する。

### <成績評価>

- ①期末試験70%、②平常点（予習課題、質疑応答を含む平素の授業態度等）30%

## 民法Ⅳ（家族法）

配当年次：1年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 道垣内 弘 人

### <授業の目的と到達目標>

- ・民法第4編親族、第5編相続を中心に、基本的なルールを、なぜそのようなルールになっているのかをきちんと説明できるレベルで理解する。
- ・家族をめぐる法的問題につき、最近の議論や動向を理解する。
- ・家事事件手続法等、家族関係の紛争の解決手続きを、その特殊性に留意しながら理解する。

### <科目の概要と方針>

知識の習得に汲々とするのではなく、家族についての法的規律のあり方を自分の頭で考えられるようにしたい。そこで、判例をもとに、受講者との間で十分に議論をしたい。平常点の考慮においては、「よく知っている」ということではなく、「よく考えている」ということを重視する。

その際、判例の示した立場を正解として覚えるのではなく、どのようなことを考慮しながら、どのように分析していくか、を明らかにしていきたい。各回で予習すべき事柄は事前に示すが、知識を踏まえながらも、考えるという姿勢を忘れないようにしてほしい。

### <科目の内容>

#### 第1講 家族法の基本的性格と紛争解決手続

主な内容：現行家族法の基本原理、家事事件手続法・人事訴訟法などの概観

ねらい：「家」制度を基軸にした家族法が、戦後どのように変容したか、人々の意識や生活習慣は完全に変わったか、そのことがどのような問題を引き起こすか、を考える。

家族に関わる紛争解決手続の概要はどのようなものか、通常の民事紛争解決手続と比べたとき、どのような特殊性があるか、を検討する。

#### 第2講 婚姻の成立

主な内容：婚姻の有効要件、成立要件（届出、婚姻意思）

ねらい：婚姻はどのようにして成立するか、婚姻意思はそのなかでどのように位置づけられるか、を考える。

#### 第3講 婚姻の効果

主な内容：婚姻の人格的效果、財産的效果、第三者との関係

ねらい：婚姻の成立によって、当事者間および第三者との間で、どのような効果が生じるか、について、婚姻は継続しているが別居に至っているときを視野に入れて考える。

#### 第4講 離婚の成立

主な内容：離婚の成立とその手続（協議離婚の問題点、裁判離婚のあり方）

ねらい：協議離婚と裁判離婚について、離婚の手続について検討し、その際、離婚意思（それは婚姻意思の裏返しか？）について考える。

#### 第5講 離婚の効果

主な内容：離婚の効果（とくに財産分与、および、子との関係）

ねらい：離婚の効果として、財産上の問題としての、夫婦財産の精算・離婚後扶養・慰謝料の問題、子との関係の問題としての、親権者・監護権者の決定（子の返還請求と合わせ、第5講でも扱う）、面会交流、養育費について検討する。

#### 第6講 実親子関係

主な内容：実親子関係の決定（嫡出推定・認知）

ねらい：嫡出推定制度について、どのような問題点を解決するために改正がなされたのかを中心に考える。

#### 第7講 養親子関係

主な内容：養子の要件

ねらい：普通養子・特別養子について、成立要件（届出と縁組意思等）について検討する。

#### 第8講 親子関係の効果

主な内容：親子関係の効果

ねらい：親子関係の効果について、とくに利益相反行為について重点を置いて考える。

#### 第9講 親族法のその他の問題

主な内容：後見、扶養、子の引渡し請求

ねらい：未成年後見について概説し、成年後見との違いや関係について考える。

扶養について概説した後、親権の効力との関係を踏まえつつ、子の引渡し請求を、国際的な問題も含めて、検討する。

#### 第10講 相続と相続人

主な内容：相続の理念、法定相続における相続人（代襲相続を含む）

ねらい：相続の歴史と理念について概観した後、誰が、いつ、どのくらい相続するか、という基本問題について考える。

#### 第11講 相続人の決定と相続分

主な内容：相続権の剥奪と相続権の放棄、特別受益、寄与分、特別の寄与、相続人の不存在

ねらい：具体的相続分の決定、さらには相続人の不存在の場合の処理について検討する。

#### 第12講 遺言

主な内容：遺言の有効要件、遺言事項、遺言による財産移転のプロセス

ねらい：各種の遺言について、その有効要件を検討し、さらには、相続分の指定、遺産分割方法の指定などの具体的な意味について検討する。

#### 第13講 相続財産とその管理・遺産分割

主な内容：遺産に含まれる財産、遺産の管理、遺産分割手続

ねらい：各種の財産について、被相続人の死亡から遺産分割終了までの間の状況を検討する。とりわけ、預貯金債権、保証人の地位、相続財産の処分などに重点を置く。近時の所有者不明土地の問題に関連する事柄も扱う。

#### 第14講 遺留分侵害額請求

主な内容：遺留分と遺留分侵害額請求

ねらい：遺留分の考え方について検討し、その侵害が、減殺請求から侵害額請求に変わったことの意味を考える。

#### 第15講 相続と登記等

主な内容：相続財産の移転のプロセス、第三者との関係

ねらい：各種の財産について、また、各種の遺言などについて、相続財産の移転のプロセスを検討し、第三者との関係を整理する。

#### <使用する教科書・参考書>

教材は、民法Ⅰ・Ⅱに引き続いて、道垣内弘人『リーガルベイス民法入門〔第5版〕』（後期までには第6版が出ているかもしれない。ただし、第5版をすでに持っていれば、それで足りる）および潮見佳男『民法（全）〔第3版補訂版〕』を使用する。また、判例集として、大村敦志＝沖野眞已編『民法判例百選Ⅲ 親族・相続（第3版）』を基準とするが、他の判例集でもよい。

#### <成績評価>

①期末試験80%、②平常点（質疑応答を含む平素の授業態度）20%

## 民法特論

配当年次：2年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 道垣内 弘 人

### <授業の目的と到達目標>

民法の全分野の学習を一通り終えた学生に対して、それを正確に身に付けてもらうために、整理と確認を行うのが授業の目的である。その際、法科大学院協会が策定発表した「共通的な到達目標モデル」も念頭に置くが、とくにそれに準拠するつもりはない。本質的な理解をしてもらうことを到達目標とする。

### <科目の概要と方針>

授業は問題演習の形をとって行う予定である。

受講者は、出題された問題につき、あらかじめ考えておくことが求められる。少なくとも、答案を書くためのメモを作成しておくこと。何も見ないで考えるのではなく、これまでの教材やノート、さらには、いろいろな文献を参考にしながら考えること。

### <科目の内容>

#### 第1講 制限行為能力

主な内容：未成年、後見、保佐、補助

ねらい：制限行為能力の制度について、契約の拘束力の根拠との関係で理解できるようにする。

#### 第2講 虚偽表示、錯誤など

主な内容：心裡留保、虚偽表示、錯誤、詐欺、強迫

ねらい：契約の拘束力の根拠との関係で、法律行為論を理解できるようにする。

#### 第3講 代理と法人

主な内容：代理、法人

ねらい：代理について、とくに民法109条の問題を中心に検討する。

#### 第4講 物権的請求権

主な内容：物権的請求権

ねらい：物権的請求権における、いわゆる裏返しの対抗問題について整理する。

#### 第5講 民法177条の第三者

主な内容：対抗問題、取得時効

ねらい：民法177条に関する問題を少し広げ、取得時効や抵当権の消滅についても考える。

#### 第6講 抵当権と先取特権

主な内容：物上代位

ねらい：先取特権と抵当権の物上代位を比較し、問題点を整理する。

#### 第7講 非典型担保

主な内容：譲渡担保

ねらい：譲渡担保の判例法理について、一貫した理解ができるようにする。

#### 第8講 契約の不履行と履行の強制

主な内容：履行不能、履行強制、損害賠償、過失相殺

ねらい：一方当事者が何を求めたいと思うか、他方当事者にはどのような言い分があるか、という観点で問題を整理し、理解できるようにする。

#### 第9講 契約の不履行と履行の強制

主な内容：契約の解除、債権者代位権、詐害行為取消権

ねらい：契約の解除については、一方当事者が何を求めたいと思うか、他方当事者にはどのような言い分があるか、という観点で問題を整理し、理解できるようにする。

債権者代位権・詐害行為取消権については、当事者の行動原理を考えて、理解できるようにする。

#### 第10講 不良債権の回収

主な内容：相殺、代物弁済、債権譲渡

ねらい：相殺については、牽連性のある債権間の相殺と牽連性のない相殺との区別を基軸にして、理解できるようにする。

債権譲渡については、主張とそれに対する反論というレベルで判例法理を理解できるようにする。

#### 第11講 共同抵当と代位

主な内容：共同抵当、代位

ねらい：共同抵当と代位という複雑な問題を明確に理解できるようにする。

#### 第12講 不法行為

主な内容：不法行為一般、名誉毀損

ねらい：不法行為の成否を、両当事者の言い分をどのように調整するか、という観点から理解できるようにする。

#### 第13講 親族法

主な内容：婚姻、離婚、実親子関係、養親子関係、後見、扶養

ねらい：意思と制度との関係、弱者保護という理念から理解できるようにする。

#### 第14講 相続法

主な内容：相続人、相続分、相続財産、遺言、遺留分、遺産分割

ねらい：とくに、各種の財産について、相続において何が生じるかを理解できるようにする。

さらに、相続における物権変動のプロセスを踏まえて、相続と登記の問題が理解できるようにする。

#### 第15講 全体のまとめ

主な内容：総合的課題・現代的課題

ねらい：ここまでの授業を踏まえ、総合的な課題・現代的課題について考察する。

#### <使用する教科書・参考書>

教材は、これまで各人が用いたものでよいが、何らかの判例集を購入しておくことが望ましい。いちおうは、『民法判例百選Ⅰ（第9版）』、『民法判例百選Ⅱ（第9版）』、『民法判例百選Ⅲ 親族・相続（第3版）』を基準とするが、他の判例集でもよい。

#### <成績評価>

①期末試験70%、②平常点（質疑応答を含む平素の授業態度）30%

## 商法 I (会社法)

配当年次：1 年次

後期15週 (全23コマ：3 単位)

法科大学院教授 前 田 修 志

### <授業の目的と到達目標>

本講義では会社法第2編が定める株式会社に関する諸制度のうち、会社の設立(第1章)、株式・新株予約権(第2章・第3章)、機関(第4章)、及び計算等(第5章)を中心に採り上げる。株式会社を巡っては、株主や会社債権者など多くの利害関係人が存在しており、またその事業活動との関係で取締役や監査役などの各種機関が様々な役割を果たしている。本講義においては上記利害関係人に対する保護制度のあり方や、事業活動を司る各種機関の機能を整理することを第1の目的とする。その上で、従来株式会社を巡ってどのような紛争が生じていたのかにつき、判例をはじめとする具体的な事案を通じて検証を行い、会社法上の紛争解決・予防ルールのある方について考察を行うことが第2の目的である。さらに株式会社を取り巻く環境が刻々と変化する中、株式会社を巡り、どのような問題が起こっているのかを知り、新たな紛争に対応できるよう、実務的な観点からの分析を行う。これが本講義の第3の目的である。この3つの目的に照らし、会社法の必要な知識及び理解の定着を図り、具体的な事案に対し、適切な分析・検討を行える能力を備えることが本講義の到達目標となる。

### <科目の概要と方針>

上記到達目標に照らし、本講義では、①会社法の規制内容に関する基本知識を習得し、②様々な問題に関する判例・学説の状況を理解した上で、③具体的な事案に即した検討を行えるよう、講義を行う。具体的には毎回の講義テーマに対し、(ア) 予習時：基本書・レジュメなどによる準備学習、(イ) 講義：教員によるポイント解説及び簡単な事例を用いた事案の分析・検討(質疑応答)、(ウ) 復習：基本知識の確認と応用的な事案の検討、を1サイクルとして実施する。基本書や条文を確認すれば理解できるような基本事項については各自の学習に委ねることとし、講義においては関連裁判例や学説を踏まえた実践的な理解につながる内容とすることを基本方針とする。可能な限りアクティブ・ラーニングの手法を採り入れるので、履修者には主体的な授業への参加が求められる。

なお講義は「機関→株式・新株予約権→設立→計算等→組織再編」の順序で採り上げる。会社法総則部分については、適宜関連領域で検討する。これは株式会社法をより実践的に理解するためである。

### <科目の内容>

#### 第1講 会社法概論

主な内容：株式会社の特徴、株式会社の機関構造総論、各機関の機能

ねらい：株式会社法を念頭に株式会社の概論について採り上げ、また会社法総則の一部(商号や名板貸)などの基本問題を検討する。さらに株式会社の機関設計について、各機関の役割を含めて理解する。

#### 第2講 株主総会(1)

主な内容：株主総会の招集手続、株主提案権

ねらい：株主総会の招集手続に関する会社法規制の概要を理解する。また株主総会における議題・議案にかかる株主提案権(議題提案権・議案提出権・議案要領通知請求権)のポイントにつき、判例を通じて整理する。

#### 第3講 株主総会(2)

主な内容：議決権の基礎、議決権の行使方法、取締役の説明義務などの議事運営方法

ねらい：一株一議決権の原則をはじめとする議決権の基礎を学び、株主総会における議決権の行使方法について判例や実務を通じて理解を深める。さらに株主総会の議事運営に関わる説明義務や議長の議事整理権を巡る問題点について整理する。

#### 第4講 株主総会(3)

主な内容：株主総会の決議要件、株主総会決議の瑕疵の争い方

ねらい：株主総会の決議要件に関する会社法上の規制について概観したのち、株主総会決議に手続的・内容的な瑕疵があった場合の決議の効力をめぐり問題点につき、判例を通じた検討を行う。

#### 第5講 取締役・取締役会(1)

主な内容：取締役の地位、取締役の選任・解任、取締役会

ねらい：株式会社の事業経営の中心を担う機関である取締役の地位(資格・任期・員数など)について理解した上で、取締役(役員等)選任・解任に関する規制の概要を整理する。また経営意思決定の中核を担う取締役会の権限及び運営方法の概要や問題点の整理・検討を行う。

## 第6講 取締役・取締役会（2）

主な内容：取締役の業務執行・代表、代表取締役の地位・権限

ねらい：業務執行・代表権を有する取締役の役割につき、特に取締役会設置会社における代表取締役を念頭に、その役割について整理する。また代表取締役の代表権が濫用された場合や、必要な意思決定を欠く代表取締役の行為の効力など、判例などを参考に適切な事案解決のあり方について分析・検討を行う。

## 第7講 取締役の義務と責任（1）

主な内容：取締役の一般的義務（善管注意義務・忠実義務の意義）、競業取引規制

ねらい：取締役が会社に対して負っている善管注意義務・忠実義務の内容について理解し、経営判断の原則や内部統制システムの構築・整備にかかる諸規制について整理する。また取締役・会社間の利益相反関係に関する規制である競業取引規制につき、具体的な事案に対する分析・検討を通じて、正確な理解を得る。

## 第8講 取締役の義務と責任（2）

主な内容：利益相反取引規制、報酬規制

ねらい：取締役・会社間の利害が対立している状況に関わる会社法規制のうち、利益相反取引規制及び報酬規制に関わる概要を理解するとともに、具体的な事案に対し、判例や学説を参考に、適切な解決に導けるよう、ポイントを整理する。

## 第9講 取締役の義務と責任（3）

主な内容：役員等の会社に対する任務懈怠責任、株主代表訴訟、特定責任追及の訴え

ねらい：取締役をはじめとする役員等の会社に対する任務懈怠責任（会社法423条）につき、具体的な事例に則した検討を行えるよう、ポイントを整理する。また役員等の任務懈怠責任の追及などにおいて多く用いられる株主代表訴訟制度について、その意義や要件を整理し、解釈上の問題点にかかる検討を行う。合わせて特定責任追及の訴えについて、その意義を確認する。

## 第10講 取締役の義務と責任（4）

主な内容：違法行為差止請求権、役員等の第三者に対する責任

ねらい：取締役・執行役の違法行為差止請求権（会社法360条）の要件及びその解釈上の問題点を整理し、具体的な事案にあてはめながら検討を行う。また取締役をはじめとする役員等の対第三者責任（会社法429条）の法的性質、要件などについて理解するとともに、名目的取締役や事実上の取締役の責任などの派生的問題、計算書類等の虚偽記載責任などの問題点を整理する。

## 第11講 監査制度

主な内容：株式会社の監査体制、監査役・監査役会の義務と権限、指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社

ねらい：監査体制の異なる3つのタイプの会社（監査役設置会社・指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社）の異同について整理し、各々の特徴を確認する。監査役（会）設置会社については、監査役の義務と権限、監査役会の機能などを中心にポイントを整理する。

## 第12講 中間まとめ

主な内容：第1講から第11講までのまとめ演習

ねらい：第1講から第11講までに取り扱った株主総会や取締役・取締役会につき、特に重要な問題点を選んで関連判例を用いた具体的な事例の分析・検討を行う。

## 第13講 株式（1）

主な内容：株式の意義、株主平等原則、利益供与、種類株式

ねらい：株式会社における出資者持分である株式の意義・特徴を整理した上で、株主平等原則について理解を深めるとともに、株主の権利の行使に関して行われる利益供与の問題点とそれに対する会社法規制の概要を整理する。また種類株式制度について、種類株主間の衡平性の確保に係る種類株主総会制度を中心にポイントを整理する。

## 第14講 株式（2）

主な内容：株式の自由譲渡性、譲渡制限株式、契約による譲渡制限

ねらい：株式譲渡自由の原則の意義及び機能について確認した上で、株式の譲渡方法や譲渡の対抗要件を巡る問題について整理する。その上で、株式譲渡自由の例外である譲渡制限株式に関する諸問題を分析・検討する。

## 第15講 株式（3）

主な内容：株式の共有、投資単位の調整（株式の併合・分割・無償割当て・単元株制度）、自己株式

ねらい：株式の共有に関する問題点につき判例を参考に検討を行う。また株式（出資）の単位の調

整を図るための制度である、株式の併合・分割・無償割当てや、単元株制度につき、実施する場合の手続きを中心に整理する。さらに自己株式取得規制の意義を確認するとともに、株主との合意による取得の場合の手続きや、規制違反の効果を整理する。

#### 第16講 株式（4）

主な内容：募集株式（募集新株予約権）の発行手続

ねらい：募集株式の発行は会社の重要な資金調達手段である一方、既存株主からみれば新たな社員（構成員）の追加である。本講では公開会社を中心に、募集株式の発行手続を理解するとともに、会社法および判例が資金調達の便宜と既存株主の利益保護をどのように調和させているかを学ぶ。なお規制態様が類似している募集新株予約権の発行手続も適宜採り上げる。

#### 第17講 株式（5）

主な内容：新株発行・自己株式処分の差止と無効、利害関係人の責任

ねらい：新株発行・自己株式の処分に瑕疵があった場合における既存株主の利益保護制度として用意されている、新株発行等の差止請求と新株発行等無効の訴え・不存在の訴えに関する諸問題につき、判例・学説を参考に整理する。また、仮払込が行われた場合における利害関係人や取締役等の民事責任についても検討を行う。

#### 第18講 設立（1）

主な内容：株式会社の設立の種類、設立手続

ねらい：株式会社の設立方法である発起設立と募集設立の手続に関する異同や、それぞれの特徴を確認する。その上で、発起設立を中心に具体的な設立手続について整理した上で、現物出資や財産引受け、設立費用などの変態設立事項にかかる問題点について、判例・学説を参考に分析し、検討する。

#### 第19講 設立（2）

主な内容：設立無効の訴え、設立関与者の責任

ねらい：設立手続に瑕疵があった場合における設立無効の訴えの制度につき、その特徴を整理し、設立無効事由について検討する。また仮払込や、現物出資財産等の価額が不足していた場合などにおける発起人や設立時取締役の責任など、設立を巡る諸問題に関する理解を深める。

#### 第20講 計算（1）

主な内容：会計帳簿、計算書類の作成手続（決算手続）、資本金・準備金の額の変動

ねらい：会計帳簿の内容と作成手続などの概要を踏まえた上で、会計帳簿等の閲覧等請求権（会社法433条）に関する問題点につき、判例を参考に検討を行う。また計算書類等の作成手続とその意義について整理する。さらに資本金・準備金の額の変動手続についてポイントを理解する。

#### 第21講 計算（2）

主な内容：剰余金の処分、配当規制

ねらい：剰余金や分配可能額の計算構造を理解し、貸借対照表を用いて基礎となる計算をできるようにする。その上で、剰余金の配当を中心に、手続規制と財源規制のポイントを理解する。合わせて、いわゆる違法配当に対する取締役等の責任（会社法462条）と、期末欠損額填補責任（同465条）を中心に、関係者の責任について理解を深める。

#### 第22講 組織再編

主な内容：組織再編の種類と概要

ねらい：合併、会社分割、株式交換・株式移転、株式交付の諸制度につき、どのようなことを目的とした行為であるのかを理解し、それぞれの行為を行うにあたり、会社法上要求されている手続について整理する。事業譲渡等（会社法467条、総則部分も含む）についても適宜採り上げる。

#### 第23講 会社法の総まとめ

主な内容：第1講から第22講までの総復習

ねらい：第1講から第22講までで採り上げた内容を踏まえ、事例分析を通じて理解を深める。全体の総まとめとして、株式会社に関する諸制度を体系的に理解することを目的とする。

<使用する教科書・参考書>

教科書：伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征・リーガルクエスト会社法（第6版・有斐閣）

参考書：神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2021）

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験、②小テスト（3回実施）、③平常点（質疑等への対応・任意課題への取り組み）で行う。その比率は、①60%、②30%、③10%である。

## 商法Ⅱ（商法概論）

配当年次：1・2年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 前田修志

### <授業の目的と到達目標>

本講義は、「商法総則」「商行為法（商取引法）」「手形法・小切手法」の伝統的な商法領域にかかる分野を対象として、商法の基礎知識を修得することを目的とする。上記はいずれも「商法」の根幹となる領域であり、しっかりと理解しておくことが求められる。さらに本講義では現代社会において重要な機能を果たしている銀行取引などの支払決済手段を採り上げ、その仕組みと法的課題の検討も行う。最終的な本講義の到達目標は、上記各分野において重要な諸制度に関する理解を定着させる点にある。

### <科目の概要と方針>

本講義の対象領域は極めて広く、2単位で各領域の全体像を理解することは難しい。そこで各領域の重要問題に絞って講義を行う。講義内で採り上げることができない問題については、補充教材を活用した各自の自習に委ねることとする。

講義は各回のテーマに関する基本的事項に関しては教員による説明を中心に進める。その上で関連する判例や簡単な事例を使った理解の確認については教員・学生間の質疑を採り入れる。必要に応じて、最新の実務状況などにも言及する予定である。前述のように、本講義の対象は極めて広いため、商法などの条文や基本判例については各自の自習に委ね、講義内では簡単な指摘にとどめる。「予習→受講→復習」というサイクルを受講者それぞれが意識し、実践することを求める。

教科書：近藤光男『商法総則・商行為法〔第9版〕』（有斐閣、2023年）

小塚荘一郎＝森田果『支払決済法〔第3版〕』（商事法務、2019年）

参考書：神作裕之ほか編『商法判例百選』（有斐閣、2019年）

神作裕之ほか編『手形・小切手法判例百選〔第7版〕』（有斐閣、2014年）

### <科目の内容>

#### 第1講 商法の特徴と基本概念

主な内容：商人概念・商行為概念、営業

ねらい：商法の基本概念である「商人」と「商行為」の2つの概念を理解し、我が国における「商法」の基本構造について理解する。また「営業」の意義を理解することを通じて、商法の特徴をつかむ。

#### 第2講 商人の営業と商号規制

主な内容：商号の意義、営業概念と営業譲渡

ねらい：「営業」の2つの意義について整理した上で、商人の営業活動上の名称である「商号」に関する諸規制を整理する。また営業譲渡の意義を確認し、譲受人の競争禁止義務や商号続用責任などについて理解する。

#### 第3講 営業活動の補助者

主な内容：商業使用人、仲立人・問屋・代理商

ねらい：企業の活動を支える営業の補助者に関する規制のうち、特に商業使用人に関する商法の制度を理解する。合わせて企業の外部における営業活動の補助者である仲立人や問屋、代理商との関連についても整理する。

#### 第4講 商業登記

主な内容：商業登記制度

ねらい：商業登記の意義や登記事項、手続、効力について、会社の登記制度と関連付けながら整理する。また商業登記の効力と外観信頼保護制度との関連についても検討する。

#### 第5講 商行為法（商取引法）概論

主な内容：商行為総論

ねらい：商事取引の特性を理解し、商行為に関する商法規制について、民法上の規制との対比を踏まえた検討を行う。民法の契約法に関する基本的な理解が前提となるが、商法の特性と関連付ける形で、ポイントとなる点を中心に整理する。

#### 第6講 商事売買

主な内容：商事売買に関する商法規制

ねらい：商事売買の履行に関する諸規制を概観し、民法上の売買契約との差異を中心にその特性を整理する。民法の売買に関する規制の理解が求められるが、商法特有の視点を理解するこ

とに力点を置く。

#### 第7講 運送営業

主な内容：物品運送・旅客運送

ねらい：運送営業に対する商法の規制について、主に物品運送に関する荷送人の義務と権利、運送人の義務と責任を中心に取り上げる。実務において利用されている運送約款も用いて、実践的に理解することを目的とする。

#### 第8講 寄託・倉庫営業

主な内容：寄託一般に関する商法規制・場屋営業・倉庫営業

ねらい：場屋営業者の責任に関する規制を中心に、商事寄託に関する法律問題について検討する。また営業活動の補助者としての倉庫営業者の法的地位についても整理する。

#### 第9講 手形の意義と成立要件、約束手形の振出

主な内容：手形法総論

ねらい：企業の営業活動の過程で用いられる手形や小切手の特徴を理解し、手形行為の成立にかかわる諸学説を整理する。また手形学説の理解を前提として、手形要件など約束手形の振出に関する諸問題を検討する。

#### 第10講 他人による手形行為

主な内容：代理・代行による手形行為、無権代理と偽造、変造

ねらい：代理方式・代行方式による手形行為の概要を理解した上で、無権限者による代理方式・代行方式での手形行為である無権代理・偽造をめぐる法律問題について、判例を中心とした検討を行う。手形の変造をめぐる問題点についても取り上げる。

#### 第11講 手形の裏書をめぐる諸問題

主な内容：裏書の種類、裏書の効力、善意取得

ねらい：手形の裏書につき、その種類と効力を中心に整理する。特に無権利者から裏書を受けた者に対する善意取得の制度についての検討を中心とする。また特殊の裏書に関する問題点も整理する。

#### 第12講 手形抗弁

主な内容：手形抗弁

ねらい：手形債務者が所持人に対して主張することができる手形抗弁について、その区分を理解した上で、狭義の人的抗弁に関する手形法17条をめぐる解釈上の問題について検討する。

#### 第13講 手形の支払・遡求

主な内容：手形の支払、遡求、利得償還請求権

ねらい：手形の支払に関する諸規制につき、実務的な対応も交えて整理する。また裏書などにより手形の遡求義務を負った者に対する遡求や利得償還請求権をめぐる問題点についても検討を行う。

#### 第14講 銀行取引・クレジットカード

主な内容：銀行振込の仕組み、預金取引、デビットカード、クレジットカード

ねらい：銀行が扱う銀行振込や預金取引の概要を理解する。また一般的に利用されている支払決済手段であるデビットカードやクレジットカードの仕組みと法的問題について整理する。

#### 第15講 様々な資金決済システム

主な内容：電子マネー・仮想通貨・電子記録債権

ねらい：近時利用が増えてきた支払決済手段としての電子マネーや仮想通貨、電子記録債権に関する仕組みと法規制の現状を理解する。

#### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験、②平常点（質疑等への対応・任意課題への取り組み）で行う。比率は、①を70%、②を30%とする。

## 民事訴訟法

配当年次：1年次

後期15週×毎週2コマ（4単位）

法科大学院教授 安達 栄 司

### <授業の目的と到達目標>

初めて民事訴訟法を学習する学生を対象にして、安西明子＝安達栄司＝村上正子＝畑宏樹『ストゥディア民事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣・2023年）を教科書とし、民事訴訟制度の基本的な構造と基礎知識を修得させる。『民事訴訟法判例百選〔第6版〕』（2023年有斐閣）掲載判例のうち、上記教科書でも触れられている判例を中心として、民事訴訟法に関する判例理論の概観を修得させる。

授業時間中の質疑応答や課題作成を通じ、次年度以降に開催される「応用民事訴訟法」「民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法事例演習）」の授業科目を念頭に置き、民事訴訟分野の基礎知識と基礎理論の修得についての確認を行い、次年度以降の授業科目履修のための基礎固めを行う。

### <科目の概要と方針>

民事紛争の公権的解決のための基本法である民事訴訟法を中心に、判決手続全般について講義する。

民事紛争を解決するための一連の手続の流れで、法律実務家として必要な訴訟手続についての知識を修得することを目標とする。

講義の主な対象となる民事訴訟法は、平成8年に改正され同10年より施行されている法律であるが、その後も、平成11年以降、頻りに改正されており（平成23年5月2日の国際裁判管轄を中心とした改正のほか、民法改正〔平成29年法律第44号、令和2年法律第22号、令和3年法律第24号〕に伴う改正も次々に行われている）、令和4年法律第48号により大きな改正がなされ（当事者の住所・氏名等の秘匿手続、裁判手続のIT化への対応、法定審理期間訴訟手続など）、令和7年度までに段階的に施行される（さらに令和4年法律第59号による改正〔消費者裁判手続特例法改正に伴う改正〕もなされている）。この他、司法制度改革の一環として民事手続に関する様々な法律も、次々に立法され（人事訴訟法、仲裁法、ADR法、家事事件手続法、非訟事件手続法等々）、また民事訴訟法と同様に頻りに改正されている。このような立法の動きについても、講義の冒頭において、その背景も含め講義する。もっとも民事訴訟法についていえば、従来の民事訴訟法を否定して新法を作ったのではなく、基本的な視点や理論面では従来の延長線上にあるので、以前の議論・体系書も、十分に参考になる。

民事訴訟法を理解するためには、民事紛争解決の実体的基本法となる民法・商法などの実体法の理解が不可欠であり、講義では、実体法と関連させた事例を中心にして講義を行う。

毎回の講義のために予習しておく教科書と百選の該当箇所については、関連する問題や裁判例と共に1週間前までに配布するので、これらを検討したうえで講義に臨むこと。

なお、11月後半より1月にかけて3回ほど授業内容についての理解を確認するためのレポート（課題）を課す予定である。提出されたレポートは添削のうえ返却する。

### <科目の内容>

#### 第1講 民事訴訟の重要性

主な内容：民事訴訟制度の目的と機能

ねらい：民事訴訟法はなぜ重要か、法と権利・訴訟の関係、民事訴訟法の展開（改正の経緯）などを説明し、学習上の心得・ポイントを説明する。

#### 第2講 民事紛争解決制度と憲法

主な内容：裁判を受ける権利と民事裁判手続の関係

ねらい：裁判を受ける権利と民事裁判手続について、強制調停違憲決定（最判昭和35年7月6日民集14巻9号1657頁）などをもとに検討する。訴訟と非訟の区別、一般条項化の限界と効果などを、憲法による手続上の保障の内容を検討しながら理解する。そして、公開原則の意味、手続保障の中身と事件の内容、事件と手続の対応関係を確認する。非訟事件手続を確認しながら、そこでの手続保障のあり方を検討し、家事事件手続法・非訟事件手続法の立法に至る経緯を確認した上で、さらに民事訴訟における手続保障の意味を理解する。

#### 第3講 紛争と訴訟—法律上の争訟・訴えの利益

主な内容：訴訟3類型と訴えの利益

ねらい：紛争と訴訟の親和性という観点から訴えの利益を理解する。「訴えの利益」概念を確認した上で、そこには主体面と客対面の二側面があることを確認する。また訴えの利益は誰の利益か、そして訴えの利益が果たしてきた役割と今後果たすべき役割を検討する。

#### 第4講 訴えの利益の具体的発現

主な内容：確認の利益、将来の給付の訴えの利益、代償請求

ねらい：訴えの利益が実際の訴訟でどのように発現してくるかを給付訴訟・確認訴訟・形成訴訟の訴訟3類型に照らして検討する。その後、将来の給付の訴え、過去の法律関係の確認などの具体的な問題を例にとって検討する。

#### 第5講 訴えの利益の機能

主な内容：証書真否確認の訴え、消極的確認訴訟、形成の訴えの利益、訴権の濫用

ねらい：訴えの利益が実際の訴訟で果たしている役割について、事実の確認、消極的確認訴訟などを通じて検討する。また形成訴訟における訴えの利益についても検討し、訴権の濫用などの問題も理解する。

#### 第6講 紛争の訴訟法的構成

主な内容：訴訟上の請求と訴訟物、請求の趣旨と原因、請求権規範の競合、訴訟物論争

ねらい：訴え・訴訟上の請求・訴訟物の関係を確認し、訴訟上の請求の特定と同一性の判定、請求の特定の実際と理論上の問題点を理解する。次に、請求の同一性をめぐる議論—いわゆる訴訟物論—を確認し、この議論の背景にあるものを理解するとともに、解決の方向性を考える。

#### 第7講 各訴訟類型における請求の同一性の検討

主な内容：占有の訴えと本権の訴え、一部請求と残部請求、後遺症、消極的確認訴訟

ねらい：訴訟上の請求をめぐる議論を各種の具体的な訴訟類型について検討する。一部請求と残部請求、試験訴訟（テスト・ケース）、後遺症による追加請求および消極的確認訴訟など、実務上しばしば問題となる事例を理解する。

#### 第8講 複数の請求を有する訴訟

主な内容：訴えの客観的併合、予備的併合と選択的併合、訴えの変更、反訴、中間確認の訴え

ねらい：複雑訴訟形態と呼ばれる訴訟類型のなかで、審判対象が複数ある訴訟形態を理解する。原始的複合請求訴訟（＝訴え提起時から併合されている類型）と後発的複合請求訴訟（＝訴訟開始後に請求が複数となる場合）を中心に検討する。併合形態（単純併合、予備的併合と選択的併合）の他、代償請求についても、ここで併せて理解する。訴えの変更と反訴、その特殊形態である中間確認の訴えについて、実際の裁判例に基づき、要件と効果を確認する。また、関連裁判籍をはじめとする管轄及び当事者の欠席についても併せて学習する。

#### 第9講 処分権主義、審理の諸原則

主な内容：直接主義と間接主義、口頭主義と書面主義、当事者主義と職権主義、処分権主義

ねらい：訴訟審理の諸原則を、訴訟における当事者と裁判所の役割という観点から理解する。手続面は裁判所が主導権を持ち、内容面は当事者が主導権を持つことを確認する。そして内容面についての当事者主義である処分権主義と弁論主義のそれぞれが持つ役割について理解する。

ここでは処分権主義を中心に学習するとともに弁論主義の概略を理解する。

（なお、処分権主義のうち、自主的な訴訟の終了については、第25講で学習する。）

#### 第10講 弁論主義

主な内容：弁論主義、職権探知主義、釈明権、主張責任

ねらい：弁論主義の3つの原則（準則）の内容を理解する。そして、その適用領域について、要件事実・主要事実・間接事実との関係を理解する。その上で、主張責任（主張準則）についての実際の裁判例を検討し、弁論主義の内容を修正（調整）する裁判所の釈明権、さらに弁論主義の今後の動向についても理解する。

#### 第11講 主張責任と主張に対する相手方の対応、裁判上の自白

主な内容：否認と抗弁、権利抗弁と事実抗弁、自白、経験則、証拠共通の原則、証明度、証拠と証明、証拠資料と訴訟資料、疎明

ねらい：主張に対する相手方の対応について、特に積極否認と抗弁の区別を検討する。その後、自白法理（自白準則）について、その適用範囲（間接事実や文書成立の真正についての自白、権利自白）をめぐる議論を検討する。

#### 第12講 訴訟手続の進行、自由心証主義と証明責任

主な内容：法定証拠主義と自由心証主義、弁論の全趣旨、証拠方法と証拠調べ、証明責任

ねらい：法定証拠主義に対する自由心証主義の意義を確認し、証明責任の概略を理解する。なお、訴訟手続の進行のうち、送達と訴訟手続の中断・中止については第26講で学習する。

#### 第13講 証明責任の分配、立証の負担の軽減

主な内容：真偽不明、証明責任の分配、規範説・法律要件分類説と利益衡量説、証明責任の転換、法律上の推定、暫定真実、事実上の推定、一応の推定と表見証明

ねらい：証拠調べの結果と弁論の全趣旨を斟酌しても、なお事実の存否が不明な場合（真偽不明の

場合)に、裁判を可能とするための方法である証明責任について理解し、その証明責任の分配をめぐる判例・学説の展開を確認する。証明責任の分配は一律的な規定であり、このような一律的な証明責任の分配から生じる問題と、その解決策である証明の負担の軽減を、法律上の推定・暫定真実・事実上の推定・一応の推定・表見証明などを例にとって検討する。

#### 第14講 証拠各則、二段の推定と文書提出命令

主な内容：証人尋問、当事者尋問、鑑定、書証、検証、二段の推定、文書提出命令

ねらい：証拠調べについての民事訴訟法の規定を学習し、手続の概要を理解する。実務上も問題の多い二段の推定と文書提出命令について理解する。

#### 第15講 紛争の主体と訴訟の主体—当事者は誰なのか、誰が当事者になれるのか

主な内容：当事者の確定、氏名冒用訴訟、権利能力と当事者能力、権利能力なき団体、行為能力と訴訟能力

ねらい：当事者とは何か、当事者とは誰かを検討する。形式的当事者概念が通説となった理由を明らかにし、当事者の確定について、諸学説と実際の裁判例を検討しながら、実務上生じる問題と解決方法を検討する。民事裁判において時間的要素が重要であることも併せて再確認する。そして、当事者能力、訴訟能力及び当事者適格について、それぞれの意味とその違いを理解する。法人でない団体の当事者能力と、それが認められた場合に生じる実体法上の問題

(誰の権利が認められたのか、どのようにして強制執行するのか等)を理解する。また組合の当事者能力なども併せて学習する。そのうえで裁判上困難な問題を生じている法人格否認と当事者確定の問題を、実際の裁判例を参考にしながら検討する。訴訟能力については、民法上の行為能力との類似点・相違点を中心に学習する。

#### 第16講 当事者適格—誰が当事者になるのが正しいのか

主な内容：当事者適格、法定訴訟担当と任意的訴訟担当、選定当事者、隠れた取立委任裏書

ねらい：特定の訴訟で原告・被告となるべき者は誰かを訴えの利益論との関連で理解する。権利義務の主体と並んであるいは代わって第三者が訴訟追行をなす訴訟担当を検討し、法定訴訟担当・任意的訴訟担当のそれぞれを実際の裁判例を通じて理解し、任意的訴訟担当の一般的許容制を検討する。さらに選定当事者についての現行法での拡充を理解したうえで、アメリカのクラス・アクション、ドイツの団体訴訟と対比しながら、近時の消費者団体訴訟についても理解する。

#### 第17講 共同訴訟(1)—共同訴訟の発生と合一確定訴訟(必要的共同訴訟)

主な内容：共同訴訟の要件、通常共同訴訟と合一確定訴訟、固有必要的共同訴訟、類似必要的共同訴訟

ねらい：多数当事者紛争の訴訟による解決方法として、多数当事者が訴訟へ関与する方法と判決効を拡張していく方法の二つがあることを理解し、まず前者の方法を学習する。多数者が原告あるいは被告となる場合の要件を検討し、合一確定訴訟(必要的共同訴訟)について、実務上大きな問題となっている共同所有関係をめぐる訴訟を取り上げて検討する。

#### 第18講 共同訴訟(2)—通常共同訴訟、主観的予備的併合と同時審判の申出のある共同訴訟

主な内容：共同訴訟人独立の原則、共同訴訟人間の証拠共通・主張共通、訴えの主観的予備的併合、同時審判の申出のある共同訴訟

ねらい：通常共同訴訟について、共同訴訟人独立の原則の持つ意味を明確にし、共同訴訟人間の証拠共通とはどのような規律であるのか、その根拠と問題点を検討する。その後、共同訴訟人間での主張共通が認められるのかどうか、認められないとするならばどのような対応が可能かを検討する。最後に、共同訴訟の特殊形態である主観的予備的併合の問題点と、現行法により導入された同時審判の申出のある共同訴訟による解決を理解する。

#### 第19講 第三者の訴訟参加(1)—従たる当事者(補助参加)と訴訟告知

主な内容：補助参加の利益、参加的効力、訴訟告知

ねらい：訴訟参加制度を概観した後、補助参加制度と訴訟告知制度を検討する。補助参加人が従たる当事者と呼ばれる理由を理解し、実際の訴訟で、その従属的地位と独立的地位の調整がどのようになされているのかを理解する。そして、訴訟外の第三者へ訴訟を告知した結果、被告知者に生じる効力について、実際の裁判例をもとに検討する。

#### 第20講 第三者の訴訟参加(2)—当事者としての参加

主な内容：共同訴訟参加、共同訴訟的補助参加、独立当事者参加、脱退

ねらい：当事者として他人間の訴訟に参加していく共同訴訟参加と独立当事者参加、そして既判力の拡張を受けながらも一定の政策的理由から当事者適格を否定される第三者が参加する場

合の共同訴訟的補助参加を検討する。特に、独立当事者参加は、原告・被告からは独立した当事者としての地位で他人間の訴訟に介入していく制度であるが、二当事者対立構造では理解しにくい面がたくさんあるので、裁判例などをもとに具体的に検討する。どのような場合に独立当事者参加をなし得るのか、敗訴者の一人による上訴、脱退とはどのような制度で、脱退者にどのような判決の効力が生じるのかなど、具体的事例をもとに検討する。民法改正により生じた債権者代位権をめぐる問題（特に民423条の5）についても、ここで検討する。

#### 第21講 当事者の交替—訴訟承継と任意的当事者変更

主な内容：訴訟承継、当然承継と参加承継・引受承継、任意的当事者変更、表示の訂正

ねらい：第三者の訴訟関与の最後の問題として、訴訟係属中に当事者の変更（交替）があった場合の規律（訴訟承継）と、明文の規定はないが解釈上従来から認められてきている任意的当事者変更を検討する。訴訟承継には当然承継と特定承継があり、前者については規定がなく、後者についての規定も不十分なものという大変わりにくい制度である。任意的当事者変更についても、ここで検討する。

#### 第22講 判決の成立と効力・作用

主な内容：判決・決定・命令、本判決と訴訟判決、終局判決と中間判決、全部判決と一部判決、調書判決、自縛性、更正決定、変更判決、既判力、一事不再理、既判力の積極的作用と消極的作用、既判力の基準時（標準時）と時的限界、形成権

ねらい：裁判の種類である「判決」「決定」「命令」の区別を理解する。その上で、判決の成立と判決の種類を確認する。判決効の中心である既判力について、積極的作用（拘束力）と消極的作用（一事不再理）の二つの作用が何故問題になるのかを、既判力の基準時（標準時）との関係で理解する。

#### 第23講 既判力の客観的範囲

主な内容：中間確認の訴え、相殺の抗弁、判決理由中の判断の拘束力、一部請求と残部請求、重複訴訟禁止

ねらい：既判力の客観的範囲について、判決理由中の判断の拘束力の問題を検討しながら、既判力の発生する根拠も併せて学習する。その上で、既判力による遮断の範囲を理解し、基準時後の損害の拡大の場合と関連させながら、訴訟物概念が訴訟で持つ意味をあらためて検証する。判決理由中の判断の拘束力については、判例が制度的な効力（争点効）を否定する一方で、様々な理由をつけて理由中の判断にも一定の拘束力を認めている場合を検討しながら、その根拠を理解する。このほか、相殺の抗弁と重複訴訟禁止の法理の関係についても学習する。

#### 第24講 既判力の主観的範囲、形成力、判決の実体法的効力

主な内容：口頭弁論終了後の承継人、実質説と形式説、請求の目的物の所持人、訴訟担当、形成力、対世効、反射効

ねらい：ここでは既判力の及ぶ主観的範囲とその拡張を検討する。既判力が拡張されるのはどのような場合であるのかをまず理解し、口頭弁論終了後の承継人への拡張を「承継」概念を検討しながら学習する。実質説・形式説の対立を検討しながら、既判力拡張のメカニズムを理解することが中心となる。ついで請求の目的物の所持人、訴訟担当の場合の利益帰属主体への既判力拡張を検討する。なお、執行力の詳細とその主観的範囲については、「執行・保全法」の講義で詳細を学習することになる。ついで判決の形成力を確認し、その後、人事訴訟や会社訴訟における対世効などを検討することにより、手続権の保障・当事者適格などと密接な関係を持つ問題であることを再確認する。この他、判決の存在が当事者と一定の実体法上の関係のある第三者に反射的に有利あるいは不利に影響をもたらす反射効（反射的効力）、法人格否認の法理と判決効の拡張などを検討する。

#### 第25講 自主的な訴訟終了と訴訟契約

主な内容：訴えの取下げ、請求の放棄、請求の認諾、訴訟上の和解、訴え提起前の和解、訴訟契約

ねらい：実際の裁判では当事者の意思によって訴訟が終了する場合が判決より多く、自主的な訴訟終了には理論的にも実務的にも多くの問題があるので、実例を参照にしながら問題点を明らかにする。訴えの取下げとはどのような訴訟行為なのか、そこに意思表示の瑕疵があった場合の救済方法、取下げ後の再訴の可能性を検討する。ついで、請求の放棄と認諾、訴訟上の和解について、その効用と問題点を理解する。また実例の多い訴え取下げの合意を例にとりて訴訟契約について学習する。

#### 第26講 裁判所・管轄・移送、重複訴訟の禁止、代理人・代表（表見法理を含む）、訴訟進行過程

主な内容：管轄と移送、重複訴訟禁止、訴訟代理人、法定代理人、法令による訴訟代理人、支配人、

## 表見法理

ねらい：前回までで第一審手続について重要な問題の学習を終えるので、ここでは残された点について、第一審手続を振り返りながら学習する。

- (1) 最初に、裁判所の種類、管轄と移送などを学習する。
- (2) 重複訴訟の禁止をめぐる実際の問題を検討する。
- (3) 訴訟代理について、法定代理人と代表者を学習するが、表見法理についてもここで理解する。ついで、公法上の代理・代表と指定代理人制度、任意代理人（訴訟代理人）、さらに法令による訴訟代理人、特に支配人制度が持つ問題点を学習する。
- (4) その後、第一審手続の具体的な手続の流れを追いながら、訴えの提起から審理・判決に至る過程を確認する。

### 第27講 上訴（1）－上訴制度、控訴

主な内容：控訴、控訴の利益、控訴不可分の原則、附帯控訴、利益変更禁止・不利益変更禁止

ねらい：上訴制度のあり方について検討した後、判決に対する第1回目の上訴である控訴を取り上げ、控訴の利益・控訴不可分の原則・附帯控訴について、実例を検討しながら学習する。

また控訴審判決についての原則である利益変更禁止・不利益変更禁止について学習する。

### 第28講 上訴（2）－上告、抗告

主な内容：上告、絶対的上告理由、抗告、上告受理制度・許可抗告制度

ねらい：前回に引き続き、法律審への上訴である上告、決定・命令に対する不服申し立て方法である抗告について学習する。

### 第29講 非常救済手段－再審など

主な内容：再審・準再審、特別上告・特別抗告

ねらい：非常救済手段である再審・準再審及び特別上告・特別抗告について学習する。

### 第30講 簡易裁判所の訴訟手続、略式訴訟手続、訴訟費用・訴訟救助

主な内容：簡易裁判所における訴訟手続、手形訴訟・小切手訴訟、少額裁判、支払督促

ねらい：簡易裁判所での訴訟手続の特則を説明し、略式訴訟手続のうち手形訴訟・小切手訴訟、少額裁判と支払督促について、具体的な手続の展開を念頭に置いて理解する。少額裁判と支払督促は簡易裁判所で行われる手続であり、前者は、現行法が新たに導入した制度であり、期待通りの成果を上げ、利用範囲の拡大もなされている。後者は、現行法により簡易裁判所書記官権限とされたものである。

## <使用する教科書・参考書>

### 1. 教科書

- ① 安西明子＝安達栄司＝村上正子＝畑宏樹『ストゥディア民事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣・2023年）
  - ② 別冊ジュリスト『民事訴訟法判例百選〔第6版〕』（有斐閣2023年）
- \*講義には上記2冊の他、必ず六法を持参すること。基本法についても毎年のように改正されているため、最新の六法を利用すること。

### 2. 自習用参考書（司法試験を念頭に置いた基本書、関係法改正に対応）

- ① 野村秀敏＝佐野裕志＝伊東俊明＝齋藤善人＝大内義三『民事訴訟法』（北樹出版・2018年）
- ② 長谷部由起子『民事訴訟法第4版』（岩波書店2024年）
- ③ 長谷部由起子『基本判例から民事訴訟法を学ぶ』（有斐閣令和4年）
- ④ 山本弘＝長谷部由起子＝松下淳一＝林昭一『民事訴訟法第4版』（有斐閣2023年）
- ⑤ 三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法第5版』（有斐閣2026年）

### 3. 参考書

- ① 兼子一（原著）松浦馨（他著）『条解民事訴訟法第2版』（弘文堂2011年）
- ② 中野貞一郎＝松浦馨＝鈴木正裕（編）『新民事訴訟法講義〔第3版〕』（有斐閣2018年）
- ③ 新堂幸司『新民事訴訟法〔第6版〕』（弘文堂2019年）
- ④ 伊藤眞『民事訴訟法への招待』（有斐閣2022年）
- ⑤ 伊藤眞『民事訴訟法〔第8版〕』（有斐閣2023年）
- ⑥ 高橋宏志『民事訴訟法概論』（有斐閣平成28年）

## <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験80%、②講義中の課題（添削のうえ返却する）20%とする（期末試験は100点満点で採点したものを80点に換算し、それに②を合算して総合評価する）。

<その他の注意事項>

以上の他、毎回の講義に必要な準備については、事前に（少なくとも1週間前までに）予習内容として配布する。法科大学院での教育は、毎回の講義を中心とした各自の予習と復習というプロセスを通じた教育であることは言うまでもないことであるが、各自、この意味するところを十分意識した上で、予習課題についてはあらかじめ検討の上、毎回の講義に臨むこと。

なお講義中の課題については添削して返却し、次の講義時間に詳しく説明する。また最終試験は、論述式の事例問題とする。

## 刑法 I (総論)

配当年次：1 年次

前期15週 (全23コマ：3 単位)

法科大学院教授 橋 本 正 博

<授業の目的と到達目標>

目的：刑法（刑事実体法）における基本原則および犯罪論に関する基礎的知識を獲得し、犯罪事実の刑法的評価・処理のしかたの概略を理解する。

目標：

- 1 刑法解釈論における基本概念の意義を具体的・実質的に理解し、諸概念に対応する具体的事実の適切な刑法的評価ができる。
- 2 刑法解釈学の根幹となる体系的思考を身につけ、比較的単純な事案につき適切な結論を導く論理を説得力をもって記述できる。
- 3 解釈論において見解の相違が生じる理由、および、それぞれの立場からの主張とそれに対する反論を正しく理解し、問題点について多角的な説明ができる。

<科目の概要と方針>

「刑法総論」の内容、すなわち犯罪成立のための一般的要件について学ぶ。具体的には、下に示すように、犯罪と刑罰・刑法に関する基本原理、刑法典第1編「総則」に関する解釈理論を講義する。未修1年次の科目であるから、刑法に関する学習歴は前提としないが、裁判例や法令の調査方法、裁判制度や法学一般については、初歩的認識をもつことを期待する。

刑法総論は、多かれ少なかれ「体系的」であり、「体系的」であろうともしているの、基礎知識の獲得を目指す観点から、まずは講義形式が中心になる。しかし、平板な文言的知識にとどまらない実質を伴うこと、また、異なる見解との対決により説得力をもつことを意識して、具体例とその法的評価の実践を取り入れる。また、論理的思考を言語化する訓練の一環として2回の起案課題を課す。なお、起案課題は、授業時間外の自宅起案レポートとして提出を求める予定である。

刑法総論の全般を扱う予定であるが、授業時間の制約もあり、今後の学修の土台としての重要性にかんがみて、いわゆる犯罪論が中心となる。その他、そもそも自習に委ねた方が効率的と考えられる項目もあるので、授業中の指示に従って自学・自習に努められたい。

授業各回の要点、キーワード、主要判例等を記した授業レジュメを用意する。受講生は、教科書を参照して一応の内容と問題点を把握し、疑問を意識化した上で、授業に臨まれたい。教科書の知識を単純に応用すれば答えられるような質問には、答えられるようにしておくことが期待される。

知識獲得の段階では、学修内容の咀嚼と記憶が重要であるから、復習を怠らないことが重要である。体系性の点からは、各回の復習のほか、少し大きなまとまりで復習をする機会をもつように心がけてほしい。

<科目の内容>

### 第1講 刑法の基本原理・基本原則

主な内容：1 刑法の意義 2 刑法・刑罰の目的と機能 3 罪刑法定主義 4 刑法の適用範囲  
5 犯罪の概念

ねらい：刑法および刑法学の概略を理解するとともに、刑法の立法・運用における基本原則の内容を実質的に理解する。具体的には、刑罰の目的と機能から刑法の謙抑主義・責任主義、さらに罪刑法定主義についての理解を深める。その上で、日本の刑法解釈上の基本的事項を確認する。

### 第2講 犯罪論体系と構成要件概念

主な内容：1 犯罪論 2 構成要件の概念 3 構成要件要素 4 構成要件の分類

ねらい：犯罪の成立要件を体系的理論として構築することの意義とその内容を理解する。その上で、(犯罪)構成要件という概念のもつ意義・機能、具体的解釈の前提となる構成要件の要素に関する知識を獲得する。

### 第3講 不作為犯

主な内容：1 不作為の実行行為性と法的作為義務 2 保証者説 3 作為義務(保証義務)の根拠 4 作為可能性・容易性

ねらい：作為と対比される不作為の意義を知り、それがもつ構成要件該当性における問題を理解する。その上で、不作為による構成要件充足を認めるための種々の理論的知識を獲得する。これにより、各自が具体的事例について考える際の手がかりを得る。

#### 第4講 因果関係

主な内容：1 刑法上の因果関係 2 条件関係 3 不作為犯における因果関係 4 因果関係学説 5 近時の判例と「危険の現実化」

ねらい：構成要件該当性判断における因果関係の実践的意義を知るとともに、具体的事案について因果関係の有無を判断するための基本的知識を獲得する。具体的には、因果関係の事実的基礎となる「条件関係」の意義とその判断方法を修得し、刑法上の因果関係に関する理論的基礎としての因果関係学説と近時の判例における基本的な判断枠組といえる「危険の現実化」の内容を知り、そのような判断のしかたに慣れることを目指す。

#### 第5講 構成要件の故意

主な内容：1 故意の内容と体系的位置づけ 2 構成要件の故意 3 未必の故意

ねらい：刑法における故意犯処罰の原則とその実質的意義、犯罪論体系内の位置づけ、およびそこから帰結する故意の内容を理解する。その上で、構成要件の主観的要素としての「構成要件の故意」という考え方に基づいて、その意義を具体的に理解する。

#### 第6講 事実の錯誤

主な内容：1 事実の錯誤と法律の錯誤 2 事実の錯誤の処理 3 具体的事実の錯誤 4 因果関係の錯誤と「早すぎた結果の発生」 5 抽象的事実の錯誤

ねらい：行為者の認識が誤っている（客観的事実と主観的認識とが一致しない）場合を錯誤という。本講では、錯誤の諸相を整理した上、いわゆる事実の錯誤の法的評価の実際を学ぶ。理論的には「法定的符合説」とよばれる判例・通説の処理方法とその根拠を理解し、各自が錯誤事例を判断することができるようにする。

#### 第7講 構成要件の過失

主な内容：1 過失犯処罰の例外性と過失の体系的位置づけ 2 新旧過失論と構成要件の過失 3 予見可能性と注意義務 4 信頼の原則 5 管理・監督過失

ねらい：故意とならんで構成要件の主観的要素としての「構成要件の過失」という位置づけから、その内容と具体的判断を学ぶ。前提として、過失の理解に関する代表的な見解を知り、その対比から、過失として把握される事態の実質を理解することを目指す。

#### 第8講 違法性の概念と正当行為

主な内容：1 主観的違法性論と客観的違法性論 2 行為無価値と結果無価値 3 可罰的違法性 4 正当行為 5 違法性阻却事由

ねらい：構成要件該当性と区別される行為の客観的評価としての「違法性」という考え方を知り、その内容を理解する。代表的な考え方を対比して具体的理解に到達することを目指す。さらに、刑法35条の規定に関する具体的解釈論を修得する。

#### 第9講 正当防衛

主な内容：1 正当防衛の意義 2 正当防衛の要件：急迫不正の侵害・防衛するため・やむをえず 3 防衛行為と第三者 4 過剰防衛・誤想防衛

ねらい：刑法36条の解釈論を中心に、正当防衛の意義、要件を具体的に理解し、比較的単純・典型的な事例について正当防衛の成否が判断できるようにする。

#### 第10講 緊急避難

主な内容：1 緊急避難の意義 2 緊急避難の要件：現在の危険・避けるため・やむをえず・法益均衡 3 過剰避難・誤想避難 4 義務の衝突

ねらい：刑法37条の解釈論を中心に、緊急避難の意義、要件を具体的に理解し、比較的単純・典型的な事例について緊急避難の成否が判断できるようにする。なお、正当防衛と緊急避難とを対比することにより、両者の理解をさらに深める。

#### 第11講 責任の基礎

主な内容：1 責任の概念 2 責任の実質 3 期待可能性 4 責任能力とその判断

ねらい：責任は、行為およびその結果という外形的事実に対する法的評価としての構成要件該当性・違法性と対比される。行為者の内心の事情に関する法的評価ないし非難としての責任について、その意義、機能、実質的内容を理解した上で、責任の有無の実際の判断の基礎知識を獲得する。

#### 第12講 原因において自由な行為

主な内容：1 行為と責任との同時存在原則 2 原因において自由な行為の法理 3 間接正犯との対比

ねらい：責任を問えない状態で行った行為について、なお責任非難が可能と思われる事案があり、そのような事例において刑法的責任を根拠づける理論が提案されている。すなわち「原因において自由な行為の法理」である。本講では、この理論をめぐる諸問題を理解するとと

もに、比較的単純・典型的な事例について判断ができるようにする。

### 第13講 違法性の意識の可能性

主な内容：1 故意・過失と違法性の意識の可能性 2 故意説 3 責任説 4 違法性の錯誤  
ねらい：違法だと意識せずに行なった場合に責任非難が可能であるかをめぐる問題領域が「違法性の意識」である。違法性の意識が存在しなくても「違法性の意識の可能性」があれば、非難は可能であるとする考え方を軸に、種々の理論的提案の内容を理解し、各自の考え方を形成する基礎を獲得する。また、行為の違法性に関する認識が誤っている（たとえば、違法な行為なのに違法でないと思っている）場合、すなわち違法性に関する錯誤が生じている場合の評価とその扱いについても基本的知識を獲得する。

### 第14講 未遂犯

主な内容：1 未遂犯の意義 2 未遂犯の要件：実行の着手・犯罪の未完成  
ねらい：刑法43条・44条に規定される未遂犯処罰に関する諸条件やその内容を、未遂犯の処罰根拠等とも関連させながら実質的に理解する。未遂犯の要件解釈の基礎的知識を身につける。

### 第15講 中止犯・不能犯

主な内容：1 傷害未遂と中止未遂 2 中止犯の要件：任意性・中止行為 3 予備の中止 4 不能犯の意義 5 客観的危険説と具体的危険説 6 判例  
ねらい：行為者が自ら行為を中断したために未遂に終わった場合を中止犯（刑法43条ただし書）という。何らかの行為が行われたが、構成要件に該当する事実が実現する可能性がなかった場合を不能犯という。本講では、中止犯と不能犯について、そのような事例に該当する条件を知り、その具体的判断のための理論を理解し、基本的知識を獲得する。

### 第16講 正犯と共犯

主な内容：1 構成要件論と正犯・共犯 2 正犯概念 3 狭義の共犯 4 共犯の処罰根拠論 5 共犯の従属性  
ねらい：刑法60条以下に規定のある共犯の理解のために、共犯と対比される正犯の概念を含め、正犯・共犯論の全体的構造を知り、刑法の規定が理論的にどのように位置づけられるかを学ぶ。また、正犯だけでなく共犯が処罰される根拠、およびそれとの関連で共犯が正犯に従属する性質について学ぶ。本講では、次講以降で種々の正犯・共犯に関する具体的解釈論を学ぶ前提として、基礎知識の獲得それ自体が目標となる。

### 第17講 間接正犯

主な内容：1 間接正犯の正犯性 2 間接正犯の諸類型：強制・錯誤、「故意ある道具」  
ねらい：自ら手を下さずとも、他人を思うままに利用して犯罪を実現する場合、実質的には他人を利用した者の方が犯罪を実行した正犯であると評価される。これが間接正犯であるが、間接正犯は、どのような場合に、いかなる根拠で正犯とされるものか、具体的な事例に即して理解し、間接正犯の成否判断の基礎となる手がかりを身につける。

### 第18講 共同正犯

主な内容：1 共同正犯の正犯性・共犯性 2 犯罪共同説と行為共同説 3 共同正犯の成立要件：客観的要件・主観的要件、機能的行為支配  
ねらい：実務上、共犯事件のほとんどは共同正犯とされている。刑法60条に規定される共同正犯は、正犯と共犯の両方の性格をもつので、正犯論・共犯論に関する理解と密接に関連し、理論的にも実務的にも重要な意義をもつ。本講では、共同正犯の構造を検討した上で、そこから帰結する共同正犯の成立要件を学び、共同正犯に関する基本的認識を得る。

### 第19講 共同正犯をめぐる諸問題

主な内容：1 共謀共同正犯：根拠理論、共謀の意義、幫助犯との区別 2 過失犯の共同正犯 3 承継的共同正犯  
ねらい：非実行者を共同正犯とする「共謀共同正犯」という考え方が判例上確立している。しかし、共謀に関与した者をすべて共同正犯とするときには狭義の共犯との区別ができなくなるおそれがある。本講では、まず、非実行共同正犯を根拠づける理論、そして判例を素材に実際の判断の問題を検討し、実務を基本に妥当と思われる考え方を身につける。また、過失犯の共同正犯の成否とその具体的判断基準、犯罪実行の途中から加わった者の共同正犯の成立範囲をめぐる承継的共同正犯の問題について、基本的知識を獲得する。

### 第20講 教唆犯と幫助犯

主な内容：1 教唆の意義 2 教唆犯の成立要件 3 幫助の意義 4 幫助犯の成立要件  
ねらい：狭義の共犯として刑法61条以下に規定のある教唆犯と幫助犯について、その意義を理解するとともに、成立要件をめぐる解釈論を学び、比較的単純な具体的事例において教唆犯・幫助犯の成否を判断できるようにする。

## 第21講 共犯に関する諸問題

主な内容：1 身分犯の共犯 2 共犯と錯誤 3 共犯の過剰 4 不作為と共犯 5 共同正犯と正当防衛 6 共犯関係の解消（離脱）

ねらい：身分犯の共犯に関する刑法65条の解釈のほか、犯罪論上の他の問題との交錯領域にある諸論点として、共犯と錯誤ないし共犯の過剰、不作為の共犯、共同正犯が成立する場合の正当防衛の成否、共犯関係の解消といった問題を検討し、基本的な認識を得る。

## 第22講 犯罪の個数および競合

主な内容：1 罪数論とその犯罪論上の位置づけ 2 罪数論と犯罪競合論 3 一罪 4 包括一罪：共罰的行為・接続犯・集合犯・狭義の包括一罪・混合包括一罪 5 科刑上一罪：観念的競合・牽連犯・かすがい現象 6 併合罪

ねらい：犯罪の個数を決定する基準、複数の罪が成立する場合の法的処理方法に関する基本的知識を獲得し、刑法に規定のある科刑上一罪、併合罪については、典型的な事例について自ら成否が判断できるようにする。

## 第23講 刑罰とその執行・まとめ

主な内容：刑罰とその執行に関わる諸規定の概観

ねらい：現実の刑執行に関する刑法上の規定の概略を知り、刑罰の概略を理解することが目標となる。ただし、この領域については、むしろ自習で効率的に学ぶことが可能である。そこで、時間的余裕がない場合は、刑罰に関する内容は授業での扱いを省略し、22講までの間に扱えなかった事項を補足的に検討する。なお、刑罰をめぐる問題は、選択科目「刑事政策」の中でより実践的な観点から扱われる。

### <使用する教科書・参考書>

[教科書] 佐久間修・橋本正博・上寫一高『刑法基本講義 総論・各論（第3版補訂版）』（有斐閣、2023年。なお、出版社Webサイトから「補遺」が入手可能である。）

[参考書] 『刑法判例百選 I 総論（第8版）』（有斐閣、別冊Jurist No. 250、2020年）教科書に準じるものとして座右に置かれたい。

その他の刑法総論に関する体系書・概説書については、選び方を含めて開講時に紹介する。

### <成績評価方法>

評価項目は、①期末試験：60%、②起案課題2回（30%）、③平常点（質疑応答の内容を含む受講態度・姿勢について評価、欠席は受講姿勢におけるマイナス因子となりうる）（10%）とし、総合点によって成績評価を行う。

## 刑法Ⅱ（各論）

配当年次：1年次

後期15週（全23コマ：3単位）

法科大学院教授 橋本正博

### <授業の目的と到達目標>

目的：刑法に規定されている主な犯罪類型について、その個別的成立要件を理解し、事実の刑法的評価をふまえた犯罪成立如何の判断の技能を獲得する。

目標：

- 1 各犯罪の構成要件要素の意義を具体的・実質的に理解し、各要素に対応する具体的事実の刑法的評価が適切にできる。
- 2 犯罪類型相互の相違・区別の標準を知り、比較的単純な事案につき、問題となる犯罪類型を的確に判断し、成否に関する結論に至る論理を説得力をもって記述できる。
- 3 解釈論において見解の相違が生じる理由、および、それぞれの立場からの主張とそれに対する反論を正しく理解し、問題点について多角的な説明ができる。

### <科目の概要と方針>

大学において「刑法各論」として教授される内容、すなわち刑法典第2編罪に規定される諸犯罪について、それぞれの成立要件を明らかにし、各犯罪の成否判断のための基礎知識を得られるようにする。ただし、刑法典にある罪の中には、実際の意義が低下しているものもあるため、具体的には、下に示す重要と思われる犯罪類型をとり上げる。自習に委ねる項目とその学修方針については、授業中に随時指示する。

刑法総論に関する基礎的認識があることを前提に、個別の犯罪類型における解釈上の問題点を重点的に検討する。未修者向けの科目であり、授業は講義が中心になるが、平板な文言の知識にとどまらない実質を伴うこと、また、異なる見解との対決により説得力をもつことを意識して、具体例とその法的評価の実践を取り入れる。刑法各論は、並列的な知識の記憶のように考えられがちであるが、少なくとも罰条の選択（どの罪の成立を認めるのが妥当かを考える）の場面では、諸犯罪の相互関係を意識することが必要である。そこで、より俯瞰的な見地から諸犯罪の相違を考慮する作業を含み、犯罪の成否判断の過程を言語化する訓練の一環として2回の起案課題を課し、授業においても若干の問答形式を採用する。なお、起案課題は、授業時間外の自宅起案レポートとして提出を求める予定である。

授業各回の要点、キーワード、主要判例等を記した授業レジュメを用意する。受講生は、教科書を参照して一応の内容と問題点を把握し、疑問を意識化した上で、授業に臨みたい。教科書の知識を単純に応用すれば答えられるような質問には、答えられるようにしておくことが期待される。

知識獲得の段階では、学修内容の咀嚼と記憶が重要であるから、復習を怠らないことが重要である。諸犯罪を俯瞰する観点からは、各回の復習のほか、少し大きなまとまりで復習をする機会をもつように心がけてほしい。

### <科目の内容>

#### 第1講 刑法各論の課題 生命・身体に対する罪（1）

主な内容：1 刑法各論の内容とその課題と方法 2 刑法における生命の保護 3 殺人の罪

ねらい：開講にあたって、刑法各論の内容を概観するとともに、学修の方針を説明する。次に、具体的な内容として、生命の保護を目的とする犯罪類型の概略を知り、刑法199条以下の殺人の罪について、その趣旨と具体的解釈論を学ぶ。

#### 第2講 生命・身体に対する罪（2）

主な内容：1 遺棄の罪 2 傷害の罪 傷害・暴行の意義 3 過失傷害の罪

ねらい：生命に対する危険犯である遺棄の罪、身体に対する罪である傷害の罪（暴行罪を含む）の解釈論を学び、比較的単純な事例の解決ができるようにする。合わせて、過失傷害の罪について総論の過失犯論をふまえて、その成立要件を確認する。

#### 第3講 自由に対する罪（1）

主な内容：1 脅迫・強要の罪 2 逮捕・監禁の罪 3 略取・誘拐の罪

ねらい：自由を保護法益とするものと理解される犯罪類型について、それぞれにおいて観念されている「自由」の意義を具体的に把握しつつ、相互の関係を理解する。

#### 第4講 自由に対する罪（2）

主な内容：1 性的自由に対する罪 2 住居侵入等の罪

ねらい：性犯罪のうち、不同意わいせつ罪、不同意性交等の罪は、個人法益である性的自由に対する罪と位置づけられる。本講では、これらの犯罪類型における保護法益の理解について学

ぶとともに、その成立要件について基礎的知識を獲得する。本講では、合わせて、住居侵入等の罪に関する解釈論を学び、具体的事例に応用する基礎を築く。

#### 第5講 名誉に対する罪、秘密に対する罪

主な内容：1 名誉毀損罪 2 真実性の証明とその意義・効果 3 侮辱罪 4 秘密の保護

ねらい：名誉毀損罪（刑法230条）の解釈論を中心に学ぶ。とくに、230条の2にある真実性の証明をめぐる問題は、総論における議論と密接に関連しつつ、複雑な様相を呈していることから、刑法総論の知識を確認しつつ、名誉の保護と表現の自由との調整機能を期待されるこの規定の解釈論を具体的に検討する。

#### 第6講 信用・業務に対する罪

主な内容：1 信用毀損罪 2 業務妨害罪 3 公務と業務

ねらい：信用は、人の社会的評価に関わる法益として名誉との共通性が論じられてきたが、むしろ人の経済的生活に関係する法益として、業務妨害罪との関連性が考慮される。また、業務妨害罪については、その手段たる行為が信用毀損罪と共通する部分を含む一方、公務執行妨害罪（95条1項）との関係にも議論がある。本講では、これらの犯罪類型の相互関係を考慮しながら、それぞれの構成要件解釈の基礎を学ぶ。

#### 第7講 財産に対する罪（1）

主な内容：1 財産罪総説 2 窃盗の罪

ねらい：刑法における財産の保護について、規定される犯罪類型の特徴に着目して概観するとともに、とくに財物を客体とする犯罪における保護法益に関する学説を知る。続いて、財産罪の基本類型である窃盗の罪（刑法235条）の成立要件をめぐる解釈論を理解し、比較的単純な典型的事例の法的評価の手順を身につける。

#### 第8講 財産に対する罪（2）

主な内容：1 強盗の罪 2 強盗罪 3 昏睡強盗罪

ねらい：強盗罪（刑法236条）とそれに関連する犯罪類型を概観した上で、強盗罪の成立要件をめぐる基本的解釈論を理解し、恐喝罪（249条）との相互関係に注意しながら、具体例に即して強盗罪の成否を判断できるようにする。合わせて、昏睡強盗罪（239条）の構成要件解釈を学ぶ。

#### 第9講 財産に対する罪（3）

主な内容：1 事後強盗罪 2 強盗致死傷罪 3 強盗の罪その他の類型

ねらい：事後強盗罪（238条）の構成要件解釈をめぐる種々の見解および判例を検討する。必ずしも一致した捉え方が成立しているとはいえないが、各自が納得できるような考え方の基礎をつくとともに、具体例に即して事後強盗罪の成否が判断できるようにする。また、強盗致死傷罪（240条）を中心に、強盗の罪の派生的犯罪類型について基本的解釈とその趣旨を理解する。

#### 第10講 財産に対する罪（4）

主な内容：1 詐欺の罪 2 「欺く行為」と財産的損害

ねらい：詐欺罪（246条）の構成要件解釈の基礎を学び、窃盗罪・恐喝罪等とも対比しながら、比較的単純・典型的な事例に即して詐欺罪の成否判断の手順を身につける。「財産的損害」要件の要否、特殊詐欺事案における「受け子」の承継的共同正犯の成否、実行の着手時期など、近時の判例において特徴的な判断がなされていることから、これらの点にも注意して、問題の所在とその内容の概要を理解する。

#### 第11講 財産に対する罪（5）

主な内容：1 誤振込と詐欺罪 2 三者関係の詐欺 3 権利行使・不法原因給付

ねらい：詐欺罪をめぐる諸問題を検討し、問題の所在を理解する。具体的には、判例上問題となった誤振込金の引出しに関する詐欺罪の成否、欺く相手と財産的処分行為者とが異なる類型（三角詐欺）、権利行使に際し欺く行為が行われた場合、不法原因給付物をだまし取った場合などに関する刑法的評価を理解する。

#### 第12講 財産に対する罪（6）

主な内容：1 恐喝の罪 2 横領の罪 3 不法原因給付と横領 4 横領罪における占有

ねらい：恐喝罪の成立要件を学び、強盗罪・詐欺罪と対比させながら、具体例に即してその成否の判断ができるようにする。続いて、横領の罪について、委託物横領罪（252条）・業務上横領罪（253条）・遺失物等横領罪（254条）の相互関係に注意しながら概略を知った後、委託物横領罪に関し構成要件解釈の基礎を修得する。他の財産罪類型と異なり、財物の占有侵害を含まない類型であるから、まずは客体の占有状況について適切な判断ができることを目標とする。

### 第13講 財産に対する罪（7）

主な内容：1 領得行為 2 本人のためにする意思 3 背任の罪 4 横領と背任

ねらい：第12講に引き続き、横領罪の成立要件のうち「領得行為」を中心に学び、具体例に即して成否の判断ができるようにする。「本人のためにする意思」と領得行為の成否について理解する。次に、背任罪（247条）の構成要件解釈について基本的な認識を獲得し、具体例に即して成否判断ができるようにする。また、業務上横領罪との対比を考慮しつつ、横領罪・背任罪の相互関係についても理解する。

### 第14講 財産に対する罪（8）

主な内容：1 盗品等に関する罪 2 毀棄・隠匿の罪

ねらい：まず、盗品等に関する罪（256条）の保護法益としての「追求権説」の内容を知り、そこからこの罪の成立要件を学び、典型的な例に即して成否の判断ができるようにする。また、257条の規定の趣旨を244条と対比させながら理解する。次に、毀棄・隠匿の罪（258条以下）の全体像を把握するとともに、個々の解釈論上の重要問題を理解し、典型的な例について構成要件該当判断ができるようにする。

### 第15講 放火の罪

主な内容：1 放火の罪の構成 2 公共危険罪 3 抽象的危険犯と具体的危険犯 4 焼損  
5 類型

ねらい：放火の罪（108条以下）が客体によって類型化されていることなど、その全体像を把握するとともに、各類型の解釈論上の基本問題を理解し、比較的単純な事例について犯罪の成否が判断できるようにする。また、抽象的危険犯・具体的危険犯の区別に関する基本的理解に基づき、焼損の概念を実質的に理解し、具体例に即して判断できるようにする。

### 第16講 文書偽造の罪（1）

主な内容：1 偽造罪総説 2 文書の意義と文書偽造罪の保護法益 3 作成名義人と作成人  
4 偽造の概念

ねらい：文書偽造の罪（主として155条以下）の諸類型を全体として把握したうえで、文書偽造罪の保護法益に関する基礎的認識を獲得し、それに基づいて、文書の意義、偽造の意義について有機的に理解する。さらに、偽造にあたるか否かを判断する際に重要となる、文書の「作成名義人」と「作成人」について理解し、具体例に即してその特定ができるようにする。

### 第17講 文書偽造の罪（2）

主な内容：1 虚偽文書作成 2 諸類型 3 電磁的記録不正作出・供用罪 4 不正指令電磁的  
記録に関する罪 5 印章偽造の罪

ねらい：文書偽造の罪の諸類型に即して、成立要件を理解し、具体例に即してどの犯罪が成立するかが判断できるようにする。合わせて、文書偽造に密接に関連する犯罪類型について、その基本的知識を獲得する。

### 第18講 支払手段偽造の罪・風俗に関する罪

主な内容：1 通貨偽造の罪・有価証券偽造の罪・支払カード電磁的記録に関する罪 2 性風俗に  
関する罪 3 死体損壊等の罪

ねらい：まず、支払手段の偽造に関する罪とその成立要件の概略を知る。次に、その他の社会的法益に対する罪のうち、性犯罪（174条・175条）と死体損壊等の罪（190条）の特質と成立要件に関する解釈論の基礎を学ぶ。

### 第19講 国家の作用に対する罪（1）

主な内容：1 公務執行妨害の罪 2 犯人蔵匿・証拠隠滅の罪

ねらい：国家的法益に対する罪のうち、公務執行妨害罪（95条1項）、犯人蔵匿罪（103条）・証拠隠滅罪（104条）について、成立要件に関する基本的解釈論を学び、具体例に即して構成要件該当性判断ができるようにする。

### 第20講 国家の作用に対する罪（2）

主な内容：1 偽証の罪 2 虚偽告訴等の罪 3 職権濫用の罪

ねらい：国家の作用に対する罪に位置づけられる偽証罪（169条）、虚偽告訴等の罪（171条）をそれぞれ対比しつつ両罪における「虚偽」の意義およびその趣旨を理解する。次に、職権濫用の罪（193条以下）に関する基本的解釈論を判例の立場をふまえて検討し、その内容と趣旨とを理解する。

### 第21講 国家の作用に対する罪（3）

主な内容：1 賄賂罪の保護法益 2 職務権限 3 職務関連性 4 賄賂性の認識

ねらい：収賄罪（197条以下）・贈賄罪（198条）の全体像を把握するとともに、これらの罪の保護

法益について基礎的認識を獲得する。さらに、それに基づいてとくに収賄罪の成立要件のうち、賄賂、「職務に関し」の問題について、その実質的内容を理解するとともに、典型的な例に即して賄賂性、職務関連性の判断ができるようにする。

#### 第22講 国家の作用に対する罪（4）

主な内容：1 賄賂罪の諸類型 2 賄賂と詐欺・恐喝罪 3 没収・追徴

ねらい：収賄罪の諸類型を中心に、各構成要件の解釈上の重要問題を検討し、判例をふまえ妥当な考え方を身につける。また、贈収賄行為に際し、詐欺・恐喝の手段が用いられた場合の処理についても基本的な知識を獲得する。なお、賄賂罪に関し規定される没収・追徴の制度を刑法19条以下の総則上の没収・追徴と対比させて理解する。

#### 第23講 その他の犯罪類型

主な内容：1 社会的法益に対する罪 2 国家的法益に対する罪

ねらい：本講では、進行の都合で前講までで扱いきれなかった問題を補足的に検討し、基本的な知識を獲得することを目標とする。また、1年次必修の刑法科目を総括するとともに、2年次以降の演習授業の展開を展望し、今後の刑法分野の学修について、各自の指針を明確にする。

#### <使用する教科書・参考書>

[教科書] 佐久間修・橋本正博・上寫一高『刑法基本講義 総論・各論（第3版補訂版）』（有斐閣、2023年。なお、出版社Webサイトから「補遺」が入手可能である。）

[参考書]『刑法判例百選Ⅱ 各論（第8版）』（有斐閣、別冊Jurist No.251、2020年）教科書に準じるものとして座右に置かれない。

その他の刑法各論に関する体系書・概説書については、選び方を含めて開講時に紹介する。

#### <成績評価方法>

評価項目は、①期末試験：60%、②起案課題2回（30%）、③平常点（質疑応答の内容を含む受講態度・姿勢について評価、欠席は受講姿勢におけるマイナス因子となりうる）（10%）とし、総合点によって成績評価を行う。

## 刑事訴訟法 I

配当年次：1年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 加藤克佳

### <科目の目的と到達目標>

本授業は、将来、実務法曹として活躍するために必要な学識及びその能力の前提となる基礎的な法的知識と法的理論の修得を目標とする。すなわち、①刑事訴訟の基本原則・構造、②刑事手続の概要（例えば、捜査手続→公訴手続→公判手続→上訴手続）、③個々の制度の趣旨・目的及びその各制度を構成する手続の流れ（例えば、逮捕制度の趣旨・目的、被疑者の逮捕→逮捕後の被疑者への犯罪事実及び弁護人選任権の告知・弁解の機会の付与→被疑者の勾留・釈放等）、④手続関係人の権利・権限と義務、⑤諸制度の間の有機的関連（例えば、身体拘束、取調べ、接見交通の関係）、⑥学説上の重要な争点、そして、⑦重要判例の意義及びその射程の理解を目指す。

特に、履修者が、上記修得事項を理解した上で、判例・裁判例に現れた捜査に関する具体的事例を素材として、そこに生起する刑事手続上の問題点を抽出・分析し、その解決に必要な法解釈（法適用にとって重要な具体的事実の分析・評価や具体的帰結も含む）ができるようにすることを目指す。

### <科目の概要と方針>

本授業では、刑事訴訟法のうち、主に捜査手続の領域における基礎的な法理論の理解を目指す。授業は基本的に講義形式を採用するが、質疑応答や討議も行う（予定）。本授業は、特定の教科書の解説を目的としないが、大まかな枠組みは、吉開多一ほか『基本刑事訴訟法 I 手続理解編』（2020年、日本評論社）、同『同 II 論点理解編 [第2版]』（2025年、同）、従として、宇藤崇ほか『刑事訴訟法 [第3版]』（2024年、有斐閣）に依拠する。また、大澤裕ほか編『刑事訴訟法判例百選 [第11版]』（2024年、有斐閣）を、授業で使用する。授業レジュメ及び（該当箇所につき）教科書に記載されている条文や判例（事案の概要・判旨等）は、予習していることを前提として授業を進める。

### <科目の内容>

#### 第1講 刑事訴訟法の意義

主な内容：刑事訴訟法の意義、刑事手続の概要、刑事訴訟法の理論と実務の関係、刑事訴訟法と判例の関係

ねらい：この授業で扱う内容、何をどのような順序で学ぶのかを説明する。また、刑事訴訟法を学ぶために必要な学修方法及び学修用図書・文献を紹介する。さらに、刑事訴訟の基本原則・構造及び刑事手続の流れを概観し、刑事手続を規律する基本原則・原則、刑事訴訟法の理論と実務の関係、刑事訴訟法と判例の関係を検討させる。

#### 第2講 刑事手続の関与者（参加者）の法的地位及び役割

主な内容：裁判所・裁判官、裁判員、警察官、検察官、被疑者・被告人、弁護人、犯罪被害者

ねらい：刑事手続に関与（参加）する者の法的地位及び役割を検討させる。

#### 第3講 捜査法の基本的枠組み

主な内容：捜査の意義・主体、捜査手続の概要、捜査手続を規律する原理・原則

ねらい：捜査手続に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第4講 任意捜査とその限界

主な内容：任意処分と強制処分の区分、写真撮影やおとり捜査ほかの新たな捜査方法の法的規律（適法要件等）

ねらい：任意捜査とその限界に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第5講 捜査の端緒

主な内容：職務質問・所持品検査、自動車検問、検視、告訴・告発・請求、自首

ねらい：職務質問・所持品検査ほかの捜査の端緒に関する諸問題を検討させる。

#### 第6講 逮捕・勾留（1）

主な内容：逮捕・勾留の要件、逮捕・勾留の手続

ねらい：逮捕の種類（通常逮捕・現行犯逮捕・緊急逮捕）と要件、勾留の要件、逮捕・勾留の手続に関する諸問題を検討させる。

#### 第7講 逮捕・勾留（2）

主な内容：逮捕・勾留に関する諸原則、同一被疑者に基づく再逮捕・再勾留、別件逮捕・勾留

ねらい：逮捕・勾留に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第8講 捜索・差押え（1）

主な内容：令状による捜索・差押えの要件と範囲（特に、捜索差押許可状による所持品・身体への捜索）

ねらい：捜索・差押えに関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第9講 捜索・差押え（2）

主な内容：令状による捜索・差押えの手続、電磁的記録媒体の捜索・差押え

ねらい：捜索・差押えに関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第10講 捜索・差押え（3）

主な内容：令状によらない捜索・差押えの要件と範囲、領置、検証

ねらい：捜索・差押えに関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第11講 捜索・差押え（4）

主な内容：体液の採取（採尿、採血・呼気の採取）、通信・会話の傍受

ねらい：捜索・差押えに関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第12講 被疑者取調べ

主な内容：被疑者取調べの法的規律、在宅被疑者の取調べ（長時間にわたる取調べ、宿泊を伴う取調べ）、身体拘束被疑者の取調べ

ねらい：被疑者取調べに関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第13講 被疑者の防御権

主な内容：被疑者の防御活動、黙秘権、弁護権の意義、接見交通権（特に、接見指定の要件、初回接見、面会接見）

ねらい：被疑者の防御権に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第14講 捜査の終結、検察官の事件処理

主な内容：警察の事件処理、検察官の事件処理、起訴後の捜査

ねらい：捜査の終結、検察官の事件処理に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第15講 公訴の提起

主な内容：公訴提起の基本原理・原則、訴訟条件

ねらい：公訴の提起を規律する原理・原則を検討させる。

#### <使用する教科書・参考書>

教科書：授業レジュメ等に沿って授業を進める。教科書的なものとして、（主）吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ⅰ手続理解編』（2020年、日本評論社）、同『同Ⅱ論点理解編〔第2版〕』（2025年、同）、（従）宇藤崇ほか『刑事訴訟法〔第3版〕』（2024年、有斐閣）。

参考書：大澤裕ほか編「刑事訴訟法判例百選〔第11版〕」（2024年、有斐閣）

#### <成績評価方法>

①期末試験（60%）、②課題等（20%）、③平常点（授業への姿勢・態度、質疑応答等。20%）を目安にして総合評価を行う。

## 刑事訴訟法Ⅱ

配当年次：1年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 加藤克佳

### <科目の目的と到達目標>

本授業は、将来、実務法曹として活躍するために必要な学識及びその能力の前提となる基礎的な法的知識と法的理論の修得を目標とする。すなわち、①刑事訴訟の基本原理・構造、②刑事手続の概要（例えば、捜査手続→公訴手続→公判手続→上訴手続）、③個々の制度の趣旨・目的及びその各制度を構成する手続の流れ（例えば、公訴制度の趣旨・目的、検察官の公訴提起→裁判所及び訴訟当事者の事前準備→公判手続）、④手続関係人の権利・権限と義務、⑤諸制度の間の有機的関連（例えば、検察官の訴追裁量、裁判所の審判対象の画定・被告人への防御範囲の告知、一事不再理効の及ぶ範囲との関係）、⑥学説上の重要な争点、そして、⑦重要判例の意義及びその射程の理解を目指す。

特に、履修者が、上記修得事項を理解した上で、判例・裁判例に現れた公訴・公判・証拠法・上訴に関する具体的事例を素材として、そこに生起する刑事手続上の問題点を抽出・分析し、その解決に必要な法解釈（法適用にとって重要な具体的事実の分析・評価や具体的帰結も含む）ができるようにすることを目指す。

### <科目の概要と方針>

本授業では、刑事訴訟法のうち、主に公訴・公判・証拠法・上訴の領域における基礎的な法理論の理解を目指す。授業は基本的に講義形式を採用するが、質疑応答や討議も行う（予定）。本授業は、特定の教科書の解説を目的としないが、大まかな枠組みは、吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ⅰ手続理解編』（2020年、日本評論社）、同『同Ⅱ論点理解編〔第2版〕』（2025年、同）、従として、宇藤崇ほか『刑事訴訟法〔第3版〕』（2024年、有斐閣）に依拠する。また、大澤裕ほか編『刑事訴訟法判例百選〔第11版〕』（2024年、有斐閣）を、授業で使用する。授業レジュメ及び（該当箇所につき）教科書に記載されている条文や判例（事案の概要・判旨等）は、予習していることを前提として授業を進める。

### <科目の内容>

#### 第1講 公訴提起の方式、起訴状一本主義、審判対象と訴因制度

主な内容：公訴提起の方式、起訴状一本主義、審判対象と訴因制度

ねらい：公訴の提起に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第2講 訴因変更（1）

主な内容：訴因変更の手続、訴因変更の要否

ねらい：訴因変更に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第3講 訴因変更（2）

主な内容：訴因変更の可否・許否、訴因変更命令

ねらい：引き続き、訴因変更に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第4講 公判手続の概要（1）

主な内容：公判手続の概要

ねらい：公判手続の流れを検討させる。

#### 第5講 公判手続の概要（2）

主な内容：公判の準備と公判前整理手続、証拠開示、証拠調べ手続、証人尋問、裁判員制度

ねらい：引き続き、公判手続の流れとともに、公判手続に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第6講 証拠法総論（1）

主な内容：証拠法の基本原理・原則、証拠裁判主義、自由心証主義、挙証責任と推定

ねらい：証拠法を規律する基本原理・原則を検討させる。

#### 第7講 証拠法総論（2）

主な内容：証拠の許容性（証拠能力）と関連性、悪性格立証、科学的証拠

ねらい：引き続き、証拠法に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第8講 違法収集証拠排除法則

主な内容：違法収集証拠排除法則の根拠・要件、毒樹の果実論、申立て適格、違法収集証拠への同意

ねらい：違法収集証拠排除法則に関する諸問題を検討させる。

#### 第9講 自白法則・補強法則

主な内容：自白法則の根拠・要件、補強法則の内容と共犯者の供述

ねらい：自白法則、補強法則に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第10講 伝聞法則（1）

主な内容：伝聞法則の意義、伝聞・非伝聞の区別

ねらい：伝聞法則に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第11講 伝聞法則（2）

主な内容：伝聞例外が許される根拠・要件、伝聞法則の例外（特に、同意書面、検察官面前調書）

ねらい：伝聞例外に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第12講 伝聞法則（3）

主な内容：伝聞法則の例外（特に、警察官面前調書、検証調書・実況見分調書、写真・記録媒体）

ねらい：引き続き、伝聞例外に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第13講 伝聞法則（4）

主な内容：伝聞法則の例外（特に、自白調書、伝聞供述、再伝聞、証明力を争う証拠）

ねらい：引き続き、伝聞例外に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第14講 公判の裁判

主な内容：裁判の意義・内容、択一的認定、裁判の効力（特に、一事不再理の効力）

ねらい：公判の裁判に関する上記の諸問題を検討させる。

#### 第15講 上訴その他の手続

主な内容：上訴、確定後救済手続その他

ねらい：上訴制度等に関する諸問題を検討させる。

#### <使用する教科書・参考書>

教科書：授業レジュメ等に沿って授業を進める。教科書的なものとして、（主）吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ⅰ手続理解編』（2020年、日本評論社）、同『同Ⅱ論点理解編〔第2版〕』（2025年、同）、（従）宇藤崇ほか『刑事訴訟法〔第3版〕』（2024年、有斐閣）。

参考書：大澤裕ほか編「刑事訴訟法判例百選〔第11版〕」（2024年、有斐閣）

#### <成績評価方法>

①期末試験（60%）、②課題等（20%）、③平常点（授業への姿勢・態度、質疑応答等。20%）を目安にして総合評価を行う。

## 民法法総合演習 I (現代契約法)

配当年次：2年次

前期15週×毎週1コマ(2単位)

法科大学院教授 嶋 拓 哉(第1講～第5講)

法科大学院教授 山 田 創 一(第6講～第10講)

法科大学院教授 大 澤 逸 平(第11講～第15講)

### <授業の目的と到達目標>

民法総則の人・法律行為、および、契約法を中心に、これまでに習得した基本知識を、具体的な設例にそって展開できるための能力を養成する。一見、複雑に見える発展的な問題も、それらの比較的単純な問題の組み合わせによっていることが多く、その分析ができる能力も涵養する。さらには、実務上問題となる点について理解を深める。

### <科目の概要と方針>

履修者は、あらかじめ配布される設例について考えてくることが求められる。授業では、これらの予習を前提に、設例について、適宜、質疑応答をしながら検討していくことにする。

### <科目の内容>

#### 第1講 契約の成立(1)－法律行為を中心に(基礎)

主な内容：人、契約の成立、定型約款、法律行為(心裡留保、虚偽表示、錯誤、詐欺、強迫)

ねらい：契約の拘束力の根拠との関係で、人や意思表示の問題を理解できるようにする。契約の成立については定型約款の問題を、法律行為については錯誤の問題を中心に検討する。

#### 第2講 契約の成立(2)－法律行為を中心に(応用)

主な内容：法律行為(心裡留保、虚偽表示、錯誤、詐欺、強迫)

ねらい：法律行為について、とくに第三者との関係に注意しながら検討する。

#### 第3講 代理(1)－代理・法人

主な内容：代理、法人

ねらい：契約の拘束力の根拠との関係で、代理や法人の問題を理解できるようにする。法人については、組合との違い、権利能力のない社団との関係について触れる。

#### 第4講 代理(2)－表見代理を中心に

主な内容：表見代理

ねらい：契約の拘束力の根拠との関係で、表見代理の問題を理解できるようにする。代理と相続の問題にも触れる。

#### 第5講 契約締結過程の問題

主な内容：契約交渉の不当破棄、説明義務、強行法規、公序良俗

ねらい：契約成立前の法律関係について検討する。とともに、公序良俗などの制約要因について考える。

#### 第6講 売買契約(1)

主な内容：債務内容の確定、手付、契約不適合責任

ねらい：売買において、当事者が何を合意しているのか、という観点で問題を整理し、また、手付や契約不適合責任としての担保責任を理解できるようにする。

#### 第7講 売買契約(2)

主な内容：売買契約の解除(基礎)

ねらい：契約解除の基本的な仕組みにつき、売買契約を念頭に置いて検討する。解除の要件・効果について、他の契約類型の場合との比較を行う。

#### 第8講 売買契約(3)

主な内容：売買契約の解除(応用)

ねらい：継続的契約の解除、複合契約の解除など、最近の問題点について検討する。

#### 第9講 賃貸借契約(1)

主な内容：賃貸借契約の成立・効力

ねらい：とくに転貸・賃借権の譲渡に関して、問題を検討する。さらに敷金をめぐる問題についても考える。

#### 第10講 賃貸借契約(2)

主な内容：賃借人の第三者に対する関係、賃貸借の終了

ねらい：賃借権の対抗力の問題や不法占有者との関係を考察し、賃貸借の終了をめぐる問題を検討する。

#### 第11講 請負契約（1）

主な内容：請負契約の効力

ねらい：請負契約において成果物に瑕疵があった場合を念頭において、瑕疵修補や報酬をめぐる規律について検討する。

#### 第12講 請負契約（2）

主な内容：請負報酬の履行確保、請負と所有権

ねらい：請負契約に基づく報酬請求権の履行確保のための各種の方策について検討する。

#### 第13講 委任契約・寄託契約

主な内容：委任契約、寄託契約、預金契約の法的性質と効果、消滅時効

ねらい：預金契約の内容やその法的性質について、関連する典型契約との関係を意識しつつ検討するとともに、消滅時効の適用が問題になる場面について理解を深める。

#### 第14講 組合契約

主な内容：組合代理、組合財産

ねらい：組合が行う取引の有効性を基礎づける要件を確認するとともに、組合財産をめぐる法律関係について検討する。

#### 第15講 和解契約

主な内容：和解契約の成立と効力、和解と錯誤

ねらい：和解契約の要件及び効果を確認した上で、和解と錯誤取消しとの関係について検討する。

#### <使用する教科書・参考書>

基本的な視点から理解を深めるべく、道垣内弘人『リーガルベイス民法入門（第5版）』（日本経済新聞出版社）（第4版でもよい）・潮見佳男『民法（全）（第3版補訂版）』（有斐閣）（第3版でもよい）を読み、さらに、論点を的確に理解するために、これまで用いた基本書の該当部分を読むことが求められる。そのうえで、設例について、民法判例百選Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに収録されている判例を参考に、考えていくことが求められる。

#### <成績評価>

①期末試験80%、②平常点（質疑応答を含む平素の授業態度）20%

## 民事法総合演習Ⅱ（民事責任法）

配当年次：3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 大澤逸平

### <授業の目的と到達目標>

不法行為責任、契約責任及び不当利得法理論の理解を深め、具体的な紛争の場面において基礎理論を適切に展開・応用して結論を導く能力を身につけることを目的とする。具体的には次の通りである。

- ・不法行為責任、契約責任及び不当利得の各要件を、基礎理論と関連づけつつ理解し、説明できる。また、特殊不当利得（転用物訴権、騙取金による弁済など）や、特殊な不法行為責任（使用者責任、工作物責任、監督者責任など）について、成立要件及び効果を、一般不当利得・一般不法行為との関連性をふまえて説明できる。
- ・医療事故、名誉毀損・プライバシー侵害、公害といった各種の事件類型について、その特殊性を踏まえつつ結論を導くことができる。

### <科目の概要と方針>

本演習では、不法行為責任、債務不履行（契約）責任及び不当利得に関する規律を中心に学習する。受講者は、概説書等の該当部分について目を通して頂くのはもちろんのこと、関連する裁判例や評釈類（余力があれば、学術論文なども）を検討した上で授業に出席することが求められる。

### <科目の内容>

#### 第1講 人身損害（その1）

主な内容：損害概念、人身損害の算定

ねらい：人身への侵害における損害項目や各損害項目の算定方法を検討する。

#### 第2講 人身損害（その2）

主な内容：人身損害の算定

ねらい：前講に引き続き、人身損害のうち、とりわけ被害者が死亡した場合における死者以外の者による損害賠償の可否や、被害者が死亡していない場合との異同について検討する。

#### 第3講 因果関係・賠償範囲論とその周辺（1）

主な内容：因果関係、共同不法行為、賠償範囲

ねらい：因果関係及び賠償範囲の法的性質の違い及び両者の判断のあり方についての理解を深める。

#### 第4講 因果関係・賠償範囲論とその周辺（2）

主な内容：不作為不法行為、医療事故、可能性侵害、企業損害

ねらい：因果関係・賠償範囲に関する応用的な問題について理解を深める。

#### 第5講 言論による不法行為

主な内容：名誉毀損、プライバシー侵害

ねらい：名誉毀損及びプライバシー侵害における責任成立の判断方法や特色を理解する。

#### 第6講 生活妨害

主な内容：生活妨害

ねらい：公害・近隣妨害における問題の所在を理解し、その解決のあり方について検討する。

#### 第7講 過失相殺とその周辺

主な内容：過失相殺、素因減額

ねらい：過失相殺による減責やその応用が行われる場面について検討を行うことで、過失相殺による減責の意義や射程について理解を深める。

#### 第8講 使用者責任

主な内容：使用者責任

ねらい：使用者責任の規律の意義と射程を理解する。

#### 第9講 監督者責任

主な内容：監督者責任

ねらい：監督者責任の意義と射程を理解するとともに、一般不法行為責任との関係を理解する。

#### 第10講 物の危険性によって生じた損害の賠償責任

主な内容：工作物責任、製造物責任、運行供用者責任

ねらい：物の危険性による責任について、工作物責任を中心としてその要件を検討するとともに、各責任の基礎となる考え方や一般不法行為責任との関係を理解する。

#### 第11講 複数責任者間の求償関係

主な内容：求償

ねらい：複数の責任主体が存在する場合における求償の可否及び範囲、算定方法について、各種の責任類型による違いをもふまえて検討する。

#### 第12講 契約責任（1）

主な内容：債務不履行、損害

ねらい：債務不履行責任の要件及び効果に関する基本的な考え方を理解するとともに、損害賠償の範囲や算定方法についての具体的な判定方法を不法行為責任と比較しつつ考察する。

#### 第13講 契約責任（2）

主な内容：帰責事由、履行過程における第三者の関与

ねらい：債務不履行における帰責事由を、とりわけいわゆる履行補助者が債務不履行に関与した場合の規律を通じて理解する。

#### 第14講 不当利得（1）

主な内容：給付利得、不法原因給付、転用物訴権

ねらい：不当利得のうち、とりわけ契約法との関係が問題となる場面について理解を深める。

#### 第15講 不当利得（2）

主な内容：侵害利得、騙取金による弁済

ねらい：不当利得のうち、とりわけ物権法との関係が問題となる場面について理解を深める。

#### <使用する教科書・参考書>

判例教材として、『民法判例百選Ⅱ債権〔第9版〕』を指定するが、授業開始時までに改訂版が出版された場合には改訂版を使用する。

教科書は指定しない。各自が従前から使用しているテキストを使用することを想定しているが、さらに理解を深めるためには、平素使用するテキストの他に、もうひとつ定評のあるテキスト（とくに、体系的理解を異にするもの）を用いることが非常に有益であり、強く推奨したい。なお、例年、新年度に合わせて新刊（新版）が出版されることが多いので、具体的な推奨テキストについては初回講義の際に述べる予定である。

#### <成績評価方法>

- ① 期末試験 80%
- ② 平常点 20%（質疑での応答など授業に取り組む姿勢）

## 民法法総合演習Ⅲ（不動産及び金融取引法）

配当年次：2年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 山田 創 一

### <授業の目的と到達目標>

不動産法及び金融取引法の分野から理論及び実務上重要なテーマに関し、演習方式での授業を通して、その分野での知識が確実に修得されていることを確認させるとともに、事例や判例の検討を通して、考える力（法的考察・分析力）や法的議論の説得能力を養成することを目的とする。

そのテーマに関する民法分野について、法曹として必要な知識を修得させ、活用できるようにすることを到達目標とする。

### <科目の概要と方針>

不動産法及び金融取引法の一般理論（特に不動産物権変動論や担保物権法や債権総論などの民法理論）を学習し、不動産をめぐる民事紛争の実態及び債権担保法制のあり方を実務に即して具体的に理解させる。

授業方法は、授業で提示した事例ないし設例を用いて、また、その事例ないし設例を適宜変形させながら、双方向の対話型・ソクラテックメソッドによる質疑応答を中心に、学生自らが考え、問題点の発見と結論を導けるように工夫する。また、判例・学説が対立しているような論点・争点については、背後にある価値判断の相違を考える機会とする。

毎回の授業で扱う範囲については、各自の基本書の該当部分を通読した上で、授業に出席することを求める。そして、復習を通じて授業で学んだ知識・理解を確実にし、レポートを通じて事例問題への解決能力を深化・発展させる。さらに、授業の理解度を確認するため、小テストを実施するものとする。

### <科目の内容>

#### 第1講 民法177条の「第三者」の範囲

主な内容：民法177条の第三者、背信的悪意者、転得者、登記のない地役権と承役地の譲受人

ねらい：民法177条の「第三者」の範囲を画定するための基準及びその背後にある考え方について考察し、背信的悪意者に関する問題を検討する。さらに、債権法にかかわる場面（債権侵害および詐害行為取消権）も検討することで、民法の横断的な理解を目指す。

#### 第2講 対抗関係とその周辺①

主な内容：取消しと登記、解除と登記

ねらい：対抗関係として民法177条により処理されるかどうかの問題となる場面を検討して、対抗関係かそれ以外の関係かを分ける基準を理解したうえで、その背後にある考え方を明らかにし、物権変動において登記が有すべき機能について理解を深める。

#### 第3講 対抗関係とその周辺②

主な内容：時効と登記、相続と登記

ねらい：第2講と同種の問題を取り上げたうえで、背信的悪意者論の要件の緩和や相続法改正（民法899条の2）の影響を検討することで、理解の深化と応用力の向上をはかる。

#### 第4講 登記に対する信頼の保護

主な内容：民法94条2項（および110条）の類推適用

ねらい：不動産取引に関して公信の原則を採用した民法192条に相当する規定がないことの意味と、これに起因する問題を解決するために用いられる民法94条2項の類推適用を学習することで、不動産物権法理の特徴をより深く理解する。

#### 第5講 相隣関係と共有関係と不動産の付合

主な内容：隣地の使用、公道に至るための他の土地の通行権、継続的給付を受けるための設備の設置権等、竹木の枝の切除及び根の切り取り、不動産の付合、共有物の使用・変更・管理、所在等不明共有者の持分の取得、所在等不明共有者の持分の譲渡、所有者不明土地・建物の管理制度、管理不全土地・建物の管理制度

ねらい：所有者不明土地問題などに対処するため、令和5年4月1日に施行される民法改正がなされたが、こうした制度の内容を理解する。また、隣地通行権や不動産の付合を検討し、共有者が共有物について他の共有者及び第三者にどのような権利を有するかも検討する。

#### 第6講 動産・債権の譲渡と金融

主な内容：債権譲渡、将来債権の譲渡、流動集合動産・債権の譲渡担保、動産・債権譲渡特例法

ねらい：債権譲渡の基本を押さえた上で、近時重要性を増している、将来債権や流動集合動産などその発生の有無やその範囲の不確定な財産を担保の対象とする法的手法について、その基

礎的な仕組みを理解するとともに、法的な問題点について考察する。

#### 第7講 抵当権総論

主な内容：抵当権の設定、抵当権の効力の及ぶ範囲、抵当権侵害

ねらい：抵当権に関わる基礎的な知識を確認するとともに、抵当権の効力の及ぶ範囲に関する事例を中心に、抵当権侵害に基づく物権的請求権、損害賠償請求権に関わる諸問題について学習する。

#### 第8講 法定地上権

主な内容：抵当権と用益権、法定地上権、一括競売

ねらい：抵当権と用益権との関係・調整をめぐる基礎的な知識を確認しつつ、抵当権設定者の使用収益権限と抵当権者の価値権の性質との衝突について検討する。また、土地と建物は別個の不動産とする我が法制に特徴的な制度である法定地上権（民法388条）・一括競売（民法389条）について学習する。とりわけ法定地上権に関しては様々な事例に関する判例が豊富であり、判例を中心に丁寧な事例学習が求められる。

#### 第9講 抵当権に基づく物上代位

主な内容：物上代位、担保不動産収益執行

ねらい：バブル崩壊後の金融実務界において、抵当権に基づく賃料債権への物上代位が注目された。物上代位をめぐるのは、その本質や権利行使要件である差押えの意義をめぐり、考え方の対立があったが、最高裁平成10年判決を契機に、第三債務者保護説が台頭した。かかる考え方を基礎とした判例の展開に対して、事例の理解とともに探求する。また、新たに導入された担保不動産収益執行について、物上代位制度との関係にも着目して、学習する。

#### 第10講 抵当権の対抗問題と抵当権の消滅

主な内容：抵当権と所有権・不動産賃借権との衝突、抵当権をめぐる時効と登記、抵当権の時効消滅

ねらい：第3講で学習する取得時効と登記という問題につき、抵当権と所有権・不動産賃借権の時効取得が衝突する事例を取り上げて、理解を深める。あわせて、抵当権の時効消滅について、いくつかの関連条文に着目しつつ、学習する。

#### 第11講 非典型担保

主な内容：譲渡担保、所有権留保、仮登記担保

ねらい：「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」を概観する。その上で、譲渡担保については、判例を確認した上で、法的構成による差異を踏まえつつ、事例をもとに法解釈上論議がある点について考察する。とりわけ判例上区別して議論される3つの場面、すなわち、譲渡担保の目的不動産が、①被担保債権の弁済後に処分された場合、②被担保債権の弁済期後に処分された場合、③被担保債権の弁済期前に処分された場合を検討する。所有権留保については、その実行手続（引渡請求手続）とその限界及び目的物の撤去義務との関係を考察する。

#### 第12講 共同抵当、根抵当、抵当権の処分、抵当権の順位の変更

主な内容：同時配当、異時配当、根抵当、抵当権の処分、抵当権の順位の変更

ねらい：共同抵当の同時配当・異時配当を確認し、抵当不動産が債務者所有、物上保証人所有の場合を考察する。また、根抵当権の制度を概観し確認した上で、抵当権との異同を考察する。さらに、抵当権の処分、抵当権の順位の変更の制度を確認する。

#### 第13講 責任財産の保全

主な内容：債権者代位権、詐害行為取消権、民事執行法上の差押え・転付命令との関係（債権回収機能の是非）、債権者代位権の転用

ねらい：債権者代位権と詐害行為取消権の基本を押さえた上で、責任財産の保全制度である債権者代位権と詐害行為取消権に債権回収機能を付与することが可能か（民事執行法との関係）、債権者代位権に他の法制度を補完する機能を認めるべきか（転用の是非と要件）という問題を考察する。また、詐害行為取消権については、詐害行為の取消しと取消債権者の自己に対する不動産移転登記の可否などの検討を通して、制度の存在意義を考察する。

#### 第14講 預金契約

主な内容：受領権者としての外観を有する者に対する弁済、現金自動支払機での預金の払戻し、預金担保貸付、預金の差押えと相殺、預貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力、預貯金の口座に対する払込みによる弁済

ねらい：預金が第三者に払い戻された場合の金融機関と預金者との間の責任分担、受領権者としての外観を有する者に対する弁済の類推適用、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律、預金債権の差押えと貸金債権との相殺の優劣、預貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力、預貯金の口

座に対する払込みによる弁済など、預金口座をめぐる法的諸問題について考察する。

#### 第15講 人的担保その他の担保

主な内容：連帯債務、保証債務、連帯保証、共同保証、根保証、保証人の求償と代位

ねらい：保証（連帯保証）と他の多数当事者の債権債務関係（特に連帯債務）との異同、保証人が弁済した場合の代位関係、解除による原状回復義務と保証人の責任、共同保証、個人根保証契約などについて考察する。

<使用する教科書・参考書>

①道垣内弘人『リーガルベイス民法入門 第5版』（日本経済新聞出版社）

②潮見佳男『民法（全）第3版補訂版』（有斐閣）

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験70%、②平常点（出席や予習や質疑への対応を含む授業に取り組む姿勢・態度）10%、③レポート10%、④小テスト10%をもって、総合的に行う。

## 民事法総合演習Ⅳ（家族法）

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 道垣内 弘 人（第1講～第8講）

法科大学院教授 日 野 修 一（第9講～第15講）

### <授業の目的と到達目標>

民法のうち家族法分野の履修を前提に、習得した基本知識を、具体的な設例にそって展開できるための能力を養成する。そのことによって、一見、複雑に見える発展的な問題にも対応できるようになる。また、関連する重要な論点についても検討を行う。さらには、家族法分野において実務上問題となる点について理解を深め、また、財産法分野との横断的な理解を深める。

### <科目の概要と方針>

履修者は、あらかじめ配布される設例等について考えてくることが求められる。論点を的確に理解するために、末尾に紹介する教科書類を読むことが求められる。そのうえで、設例について、末尾に紹介する判例教材に収録されている判例などを参考に、考えてくることが求められる。

授業では、これらの予習を前提に、設例について、適宜、質疑応答をしながら検討していくことにする。

### <科目の内容>

#### 第1講 婚姻の成立、離婚の成立

主な内容：家族をめぐる身分関係の取得・変動

ね ら い：家族をめぐる身分関係（婚姻を中心とする）の取得・変動のメカニズムを確認するとともに、いわゆる身分行為をめぐる問題について検討する。

#### 第2講 夫婦の財産関係1

主な内容：夫婦財産制、日常家事債務、婚姻費用の分担

ね ら い：法定夫婦財産制について確認し、婚姻が破綻していない状態における、その現れ方について検討する。

#### 第3講 夫婦の財産関係2

主な内容：別居時の婚姻費用分担、財産分与

ね ら い：夫婦財産制との対応関係において、婚姻破綻時の財産関係について検討する。とりわけ、財産分与の意味について考える。

#### 第4講 婚姻住宅・居住権の保護—別居・離婚・相続

主な内容：婚姻住宅の処分、別居時・離婚時の婚姻住宅の帰趨、配偶者居住権

ね ら い：夫婦が居住している住宅が、夫婦の一方によって勝手に処分された場合（賃貸住宅についての賃貸借契約の解除を含む）、とりわけ別居時にはどうなるかを検討する。さらには、相続時の賃貸借契約の帰趨や、配偶者居住権について検討する。

#### 第5講 法的親子関係の決定・成立

主な内容：嫡出推定、認知、養子縁組

ね ら い：法的親子関係（実親子関係及び養親子関係）の成立の仕組みを確認するとともに、嫡出推定、認知、養子縁組をめぐる法的問題を検討する。

#### 第6講 子の監護、子の奪い合い

主な内容：子を監護する者の決定、子の奪い合い

ね ら い：親権者・監護権者の決定方法について確認するとともに、子の奪い合い紛争をめぐる問題について検討する。

#### 第7講 親権

主な内容：親権の内容・行使方法・制限・利益相反行為

ね ら い：親権の内容とその行使方法、及び親権の制限について確認するとともに、利益相反行為の禁止（民法826条）について検討する。

#### 第8講 扶養

主な内容：離婚後の扶養、老親扶養

ね ら い：扶養をめぐる問題点について確認し、紛争の実務的な問題について検討する。

#### 第9講 遺産分割手続の全体像

主な内容：遺産分割協議及び遺産分割調停制度の概要、並びに遺産に関する紛争全般

ね ら い：実務における遺産分割協議の進め方及びその内容、並びに遺産分割調停の手続全般を理解し、遺産の範囲を巡る争い等、遺産に関する紛争全般について検討する。

#### 第10講 遺産の承継及びその範囲

主な内容：遺産分割調停において遺産分割の対象となる遺産の範囲。債務の承継及び相続財産である不動産から相続開始後に発生した賃料債権の処理等。

ねらい：相続人が承継する権利義務と遺産分割の対象となる財産の区別を検討する。債務の法定相続分・指定相続分による承継、相続財産である不動産から相続開始後に発生した賃料債権等の処理について検討する。

#### 第11講 相続による共有及び財産管理

主な内容：遺産たる不動産を相続開始前に使用していた相続人その他の相続人との間の法律関係

ねらい：被相続人と同居していた相続人に対する他の相続人からの明渡及び賃料相当損害金の支払請求について、民法252条（共有物の管理）、253条（共有物に関する費用）及び1028条（配偶者居住権）等との関係を検討する。

#### 第12講 相続と登記

主な内容：遺産分割、遺贈、相続させる旨の遺言及び相続放棄等について、第三者に対する権利取得の登記の要否。

ねらい：不動産の相続又は遺贈による権利の取得を第三者に主張するためには登記が必要か、あるいは第三者側における登記具備が必要か否か、及びそれぞれの根拠条文（民法899条の2、177条及び909条ただし書き等）を検討する。

#### 第13講 遺言とその効力

主な内容：遺言（遺贈、相続分の指定、遺産分割方法の指定、特に「相続させる旨」の遺言）とその効力

ねらい：遺贈（特定遺贈・包括遺贈）及び「相続させる旨」の遺言の効力について検討する。

#### 第14講 遺言と遺留分侵害額請求権、時効取得

主な内容：遺留分侵害額の算定、相続を新権原とする占有の性質の変更（民法185条）

ねらい：具体的事例に基づく遺留分侵害額の算定、及び、占有の二面性を理解した上で、自主占有へ変更される要件等、時効取得について検討する。

#### 第15講 家族法と詐害行為取消権・債権者代位権

主な内容：財産分与、遺産分割、相続放棄及び遺留分侵害額請求権の行使と詐害行為取消権及び債権者代位権

ねらい：財産分与等の家族法に基づく行為と債権者との関係が問題になる事例について、包括的に検討し、それぞれの性質を考える。

#### <使用する教科書・参考書>

一般的なもので、かつ、信頼に値するものとして、

前田陽一ほか『民法VI (LEGAL QUEST) (第8版)』（有斐閣）

大村敦志＝沖野眞已編『民法判例百選III (第3版)』（有斐閣）

がある。これまで使っている本があるならばそれでもよいが、家族法分野は近時、法改正が多いので、新しい本のほうがよいと思う。

#### <成績評価>

成績評価は、①期末試験80%、②平常点（平常点、授業における質疑応答等）20%によって行う。

なお、成績評価は担当者2名の協議による。

## 民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法事例演習）

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 安達 栄 司

### <授業の目的と到達目標>

応用民事訴訟法を履修した後に、民事訴訟法の具体的な問題を素材として、学生各自による報告書の作成を通じて、具体的な問題の読解力や文書作成能力の涵養を図ると共に、事例に基づく民事訴訟法の基本的な知識を再度確認しながら、民事訴訟制度全体についての理解をさらに深めることを目的とする。受講生は、自分の見解、教員からの説明、そして自分とは異なる視点での報告を検討することにより、民事訴訟制度全体について、改めて立体的に把握することができるようになる。

### <科目の概要と方針>

授業科目の概要については上記の通りである。

毎回の講義にあたっては、事前に数名の担当者を割り当てておき、毎回の講義の1週間前までに報告書を提出、その中から教員が選んだ報告書を印刷して全員に配布する。この配布した報告書をもとに次の授業時間に教員が解説を行う。

検討する事例問題は、受講生が確定した時点で配布する。

### <科目の内容>

#### 第1講 当事者の確定基準（予備試験平成23年度）

主な内容：訴訟係属の発生時期、当事者確定基準、訴訟承継、信義則

ねらい：訴状送達前に被告が死亡している事例について、訴訟係属の発生、当事者の確定、当然承継の可否を検討する。

#### 第2講 法人格なき社団の当事者適格、重複起訴の禁止（予備試験令和4年）

主な内容：法人格なき社団の当事者適格、総有権確認訴訟の既判力、重複起訴の禁止

ねらい：法人格なき社団の固有財産の総有権確認訴訟について当事者適格、既判力、重複起訴の禁止を件とする。

#### 第3講 債権者代位訴訟（予備試験平成25年）

主な内容：既判力の主観的範囲、債権者代位訴訟の債務者・他の債権者の地位

ねらい：債権者代位訴訟について訴訟構造、債務者、他の債権者の参加形態を検討する。

#### 第4講 将来給付の訴えの利益（予備試験平成29年）

主な内容：将来給付の訴えの許否、相殺の抗弁

ねらい：将来給付の訴えについてその意義、適法性基準、相殺の抗弁が提出された場合の既判力の客観的範囲を検討する。

#### 第5講 一部請求と過失相殺（予備試験平成27年）

主な内容：訴訟物の特定、損害賠償請求訴訟の訴訟物、明示的一部請求訴訟と過失相殺

ねらい：明示的一部請求訴訟について損害賠償請求訴訟の訴訟物、相殺の抗弁の場合の審理対象を検討する。

#### 第6講 債務不存在確認訴訟（予備試験令和2年）

主な内容：債務不存在確認訴訟の特性、反訴、既判力、後遺症の請求

ねらい：債務不存在確認訴訟について訴訟物の特定、給付の反訴の処理、既判力を検討する。

#### 第7講 争点整理後の防御方法の提出・訴訟告知（予備試験令和6年）

主な内容：弁論準備手続、詰問権、時期に遅れた攻撃防禦方法の却下、訴訟告知の効力当事者の確定

ねらい：争点整理手続終了後の攻撃防禦方法の提出の可否の規律を検討する。訴訟告知の要件と効果を検討する。

#### 第8講 弁論主義違反、口頭弁論終了後の承継人（予備試験平成28年）

主な内容：弁論主義の適用範囲、法的観点指摘義務、口頭弁論終了後の承継人への既判力の拡張

ねらい：所有権移転登記請求訴訟について弁論主義の適用基準、法的観点指摘義務、口頭弁論終了後の承継人の該当性を検討する。

#### 第9講 既判力の作用と限界（予備試験平成24年）

主な内容：既判力の客観的範囲・時的限界、既判力の作用、残部請求の可否。

ねらい：一部請求訴訟の判決について既判力の客観的範囲、残部請求の可否を検討する。

#### 第10講 既判力の客観的範囲、訴訟上の和解（予備試験令和5年）

主な内容：既判力の作用・客観的範囲、訴訟上の和解の無効と救済

ねらい：建物取去土地明渡請求訴訟について既判力の作用・客観的範囲、訴訟上の和解の効力を検

討する。

第11講 固有必要的共同訴訟の当事者適格と既判力の主観的範囲（予備試験令和1年）

主な内容：固有必要的共同訴訟、死者名義訴訟、選定当事者、請求の目的物の所持者

ねらい：死者名義訴訟について固有必要的共同訴訟の成否、訴訟係属の発生、当事者適格を検討する。

第12講 訴訟承継

主な内容：訴訟承継主義、参加承継・引受承継の審判規律（予備試験平成26年）

ねらい：建物収去土地明渡請求訴訟について当事者の変更・訴訟承継の可否と審判の規律を検討する。

第13講 債権者代位訴訟における債務者の参加・訴訟告知（予備試験令和3年）

主な内容：共同訴訟参加、独立当事者参加、訴訟告知

ねらい：債権者代位訴訟における債務者の参加形態・訴訟告知の効力を検討する。

第14講 訴えの主観的予備的併合、同時審判申出共同訴訟

主な内容：訴えの主観的予備的併合、同時審判申出共同訴訟、訴訟告知

ねらい：売買代金支払請求訴訟について同時に複数の者を買主として訴える場合の審判の規律量負け回避の方法を検討する。

第15項 総合問題

主な内容：民事訴訟法の全体に関わる争点

ねらい：民事訴訟法の判決手続に関する総合的問題を検討する。

<使用する教科書・参考書>

1. 教材

検討すべき事例集を講義開始前までに受講者全員に配布する。

2. 参考文献

- ① 長谷部由起子『基本判例から民事訴訟法を学ぶ』（有斐閣令和4年）
- ② 高橋宏志『重点講義民事訴訟法〔上〕〔第2版補訂版〕・〔下〕〔第2版補訂版〕』（有斐閣平成25・26年）
- ③ 小林学『実践演習民事訴訟法』（弘文堂令和5年）
- ④ 越山和広『ロジカル演習民事訴訟法〔補訂版〕』（弘文堂令和7年）
- ⑤ 勅使川原和彦『読解民事訴訟法』（有斐閣平成27年）
- ⑥ 田中豊『論点精解民事訴訟法〔改訂増補版〕』（民事法研究会平成30年）

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験70%、②各自の担当した報告書についての評価30%とする（期末試験は100点満点で採点したものを70点に換算し、それに②を合算して総合評価する）。

<その他の注意事項>

以上のように受講生の主体的参加を前提とする講義であり、意欲のない者の参加は他の受講生の迷惑になるので遠慮すること。

民事訴訟法についての基礎的で体系的な理解があることを前提にして講義を進めるので、2年次前期の応用民事訴訟法を履修した後に受講することが望ましい。

## 商法演習Ⅰ（会社法）

配当年次：2年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 松岡啓祐

### <授業の目的と到達目標>

企業経営等を中心に規制を行っている「会社法（Corporate Law）」の内容を学習する。企業法務分野の注目度もかなり高い。そこで、本科目では、広く企業の組織の設立から、株式（種類・譲渡と制限・発行等）、会社の運営（株主総会・取締役会・代表取締役等）、役員等（取締役・監査役・会計監査人等）の義務と責任、組織再編（合併等）を巡る法制度の内容や判例、学説、関連する実務上の課題等を多角的に検討することにより、会社法についての法律知識と体系的理解を修得することを目的とする。

その到達目標としては、会社法の規定と重要判例の理解が中心となる。具体的検討に当たっては、会社法の規定内容と制度趣旨を確認し、できるだけ応用的な論点の把握に努めていく。とりわけ岩原伸作ほか編著『会社法判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2021年発行）と会社法のテキストを中心として、代表的な裁判例を豊富に取り上げ、裁判事例に対する適切な解決を提示できるようにする。

### <科目の概要と方針>

会社法について、法制度、判例、学説、関連する課題等を検討するなかで、会社法上の法的知識と体系的理解を含め法的思考力の一層の養成を図る。授業では、指定する会社法のテキストのほか、『会社法判例百選〔第4版〕』の該当箇所について、あらかじめ提示や指示された予習内容等を前提に、講義方式に加え、ケースメソッドやプロブレムメソッドを併用し、ソクラテスマソッドによる質疑応答を交えながら、進めていく。なお、会社の計算や組織再編は、商法演習Ⅱで主に取り上げる。

そのため、毎回の授業については十分な予習が要求され、授業への積極的参加が必須となる。演習の内容は、『会社法判例百選〔第4版〕』掲載の判例が中心になる。そして、最終的には、会社法の重要な条文の内容と判例を深く理解することにより、未知の問題にも対処できるようになることが望まれる。

### <科目の内容>

#### 第1講 会社法総論

主な内容：会社の意義・種類、能力、法人格、株主有限責任の原則等

ねらい：会社の法的な意義・種類、権利能力、法人格の意義や否認の法理、一人会社、株主有限責任の原則等について、会社法の規定を意識しながら実践的かつトータルに理解させる。

#### 第2講 株式会社の設立

主な内容：株式会社の設立の意義、具体的な設立プロセス、発起人の責任等

ねらい：株式会社の設立の意義と方法、具体的な設立プロセス、発起人の役割と責任、定款の意義、設立過程の瑕疵等といった実務上の課題等について体系的に考えさせる。

#### 第3講 株式の意義と原則（新株予約権・社債との異同を含む）

主な内容：株式の意義・内容・種類、新株予約権・社債との異同等

ねらい：株式会社制度における株式の意義と本質、種類、内容等に焦点を当てる。そのなかで新株予約権・社債との異同についても、会社法全体の体系を意識しつつ深く理解させる。株主平等原則や種類株式等を巡る株式に関する諸制度の課題等についても触れていく。

#### 第4講 株式の譲渡と自己株式の取得規制

主な内容：株式の譲渡、自己株式の取得規制等

ねらい：株式の譲渡自由の原則とその例外・譲渡制限株式の譲渡手続について、それぞれの基本的な仕組みに加えて、発展的な課題も交えて検討する。それとともに、会社による自己株式の取得に関する規制の意義と内容等について、そのポイントを中心に習得する。

#### 第5講 株式会社の機関と株主総会

主な内容：株式会社の機関構造の仕組み、株主総会の運営等

ねらい：株式会社の機関の全体像の理解をする。その上で、株主総会の意義と手続ないし運営等の法規制について、取締役会との比較等を踏まえ、特色と問題点を取り扱っていく。

#### 第6講 株主総会の決議とその瑕疵等

主な内容：株主総会の決議のルール、決議の瑕疵の取扱い等

ねらい：株主総会の決議に関するルールを学ぶ。1株1議決権の原則とその例外、議決権の代理行使、決議の種類、決議取消しの訴え等の内容について、理解を深める。

#### 第7講 取締役・代表取締役

主な内容：取締役、代表取締役等の意義と役割等

ねらい：会社組織・機関の中心である取締役・代表取締役の意義と役割について、具体的に検討す

る。経営を担う取締役・代表取締役の権限等を検討し、法的問題点を認識させる。

#### 第8講 取締役会の意義と役割

主な内容：取締役会の権限、招集手続、決議方法等

ねらい：株式会社の中心的な機関である取締役会の権限と役割を学習する。特に判例を含め、取締役会の招集手続、決議方法、瑕疵の取扱い等に関する規制内容等について検討していく。

#### 第9講 取締役の義務と内部統制システム・経営判断原則等

主な内容：取締役の善管注意義務、忠実義務、内部統制システム等

ねらい：経営を担う取締役の善管注意義務・忠実義務・内部統制システムの構築義務等の意義を押さえた上で、判例法理である経営判断原則について詳細に検討する。とりわけ会社に対する任務懈怠責任を中心として、役員等の責任等の問題を深く理解させる。

#### 第10講 取締役の競業避止義務と利益相反取引規制等

主な内容：取締役の競業避止義務、利益相反取引規制等

ねらい：取締役の競業避止義務・会社との間の利益相反取引の規制等の規則の意義と具体的な内容を中心に上げる。実務上の運用状況を踏まえた上で、法規制の内容を検討する。

#### 第11講 取締役の報酬規制と監督体制等

主な内容：取締役の報酬規制、取締役等に対する経営監督体制等

ねらい：取締役の報酬規制に関し、判例の動向を含めて取り上げていく。また、取締役等の経営体制への監督手法を検討しながら、経営者の解職等に関する法律上の問題を理解させる。

#### 第12講 役員等の責任と株主代表訴訟

主な内容：役員等の責任追及と株主代表訴訟等

ねらい：役員等の責任追及に関し、株主代表訴訟の規則を中心に上げていく。そして、役員等の責任に関わる重要課題として、企業法務上の問題を判例とともに深く理解させる。

#### 第13講 役員等の第三者責任等

主な内容：役員等の第三者に対する責任、責任免除・軽減規定等

ねらい：取締役等の第三者に対する責任の意義と要件等を理解する。具体的に判例等の事案を踏まえ、責任免除等の内容も深く考えさせ、役員等の責任規定の在り方を探る。

#### 第14講 監査役・会計監査人・検査役等

主な内容：監査役・監査役会、会計監査人、検査役等

ねらい：企業経営のチェックを担う、監査役・監査役会、会計監査人、検査役等について、全体的な検討作業を進める。経営に関する監視・監督のための様々な制度も着実に習得する。

#### 第15講 新株発行の規制等

主な内容：新株発行による資金調達（ファイナンス）の規制等

ねらい：新株発行の規制の意義等を取り上げ、その発行のプロセス・問題点等について主要な課題等を検討する。また、不正発行規制の意義や内容、法的な問題点等を十分に考えさせる。さらに、第1講～第14講の全範囲のまとめを総合的に行う。

#### <使用する教科書・参考書>

教科書：『会社法判例百選〔第4版〕』

参考書：松岡啓祐『最新会社法講義〔第5版〕』、伊藤ほか『リーガルクエスト会社法〔第5版〕』等

#### <成績評価方法>

成績評価は、①論述試験（期末試験）、②平常点（質疑応答、報告等）で行う。その比率は、①を70%、②を30%とする。

## 商法演習Ⅱ（企業法総合）

配当年次：2年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 松岡啓祐（第1講～第7講）

法科大学院教授 前田修志（第8講～第15講）

### <授業の目的と到達目標>

本講義では、企業法全般に関する問題点を広く採り上げる。現代社会における企業活動の中心となる主体は「会社」であることから、検討の対象は会社法に置くが、商法演習Ⅰにおいて、株式会社に関する諸問題を広く採り上げることを踏まえ、本講義では、会社法総則、計算関連規制、及び組織再編・解散規制を題材とする。また企業としての会社の活動に関しては、会社法以外にも商法や商業登記法、不正競争防止法など関連法制や、実務の状況に関する理解も不可欠である。授業では適宜これらの関連法制についても採り上げ検討する。

具体的な検討にあたっては、それぞれの法規制の概要と制度趣旨の理解を確認する。題材としては主要な判例を用い、そのポイントを的確に理解するとともに、実際の紛争を適切に解決するために必要な分析力も涵養する。本講義を通じて、企業としての会社の活動に関わる諸問題について、会社法だけでなく、関連法制にも視野を広げ、問題点を検討できるようになることが到達目標である。

### <科目の概要と方針>

主に商法総則（会社法総則）と会社法の計算関連規制・組織再編規制（解散を含む）に関する諸問題を採り上げる。なお、それぞれのテーマの検討にあたって必要な範囲で、商法や商業登記法、不正競争防止法、独占禁止法などの関連法制についても言及する。授業は、具体的な事案（主要判例）を素材として、双方向（対話型）のソクラテスメソッドにより行う。事案の検討を通じて、諸規制の理解の深化と応用力を向上させ、法的思考を通じて妥当な結論を導くことができる能力を涵養する。またその結論を導く過程についても、説得的に説明できる能力の育成を図る。

### <科目の内容>

#### 第1講 会社法総則（商法総則等の内容を適宜含む）の意義と全体像

主な内容：会社法制の全体像と商法の体系における位置付け、会社の商人性と商行為の概念

ねらい：企業法制の全体像として会社法総則と商法の意義・体系を俯瞰する。そこでは、条文や学説等のほか、別冊ジュリスト『商法判例百選』（有斐閣）の判例も活用しつつ（以下、同様）、会社法・商法（ビジネスロー）の主たる対象として、会社（商人）と商行為の内容を学ぶ。商行為法の概容やその特色等も取り上げていく。

#### 第2講 商号と不正使用等の規制

主な内容：会社の商号の意義、商号選定のルールとその制約、商号の不正使用の規制等

ねらい：判例百選の事例を使って会社が使用する商号の意義、商号選定のルールと種々の制約、商号権の意義、商号の不正使用の規制等の問題を、裁判例にも触れながら慎重に検討する。

#### 第3講 商号の名板貸（名義貸）等の規制

主な内容：会社の商号の名板貸の意義と規制

ねらい：判例百選の事例を使いながら会社の商号について、名板貸（名義貸）等の問題を、関連する重要な裁判例にも触れながら認識させる。名板貸の要件や効果等を着実に押さえる。

#### 第4講 会社の使用人等の規制

主な内容：会社の使用人等の意義と種類、支配人等の規制

ねらい：ここでは会社の活動を補助する「使用人」の意義と種類、特に会社の支配人が中心になる。ある種類等の委任を受けた使用人、物品の販売等の店舗の使用人等の内容も検討する。

#### 第5講 表見支配人制度や代理商、会計帳簿（商業帳簿）の規制

主な内容：表見支配人や会社の代理商、会計帳簿（商業帳簿）の規制

ねらい：表見支配人制度の内容を主に検討し、判例百選の事例を使ってその制度が現実に果たしている機能を考えさせる。趣旨や要件等が重要になる。さらには、会社の代理商の意義や義務等の規制についても学ぶ。なお、会計帳簿（商業帳簿）の規制内容も学習していく。

#### 第6講 商業登記制度等

主な内容：商業登記制度の意義・種類・効力、会計帳簿（商業帳簿）制度の意義と規制内容

ねらい：商業登記制度の意義、種類、効力（消極的公示力・積極的公示力等）について習得する。判例百選の事例も活用し、判例・学説等の検討を行う。

#### 第7講 事業譲渡（営業譲渡）等の規制

主な内容：事業譲渡（営業事業）の意義、機能、譲渡の関係者を巡る調整等

ねらい：事業譲渡（営業譲渡）の意義や機能を考える。そのうえで、事業譲渡等の関係者間における規制（競業に関するルール等）について、判例百選の事例等を中心に修得していく。

#### 第8講 会計帳簿閲覧謄写請求権

主な内容：会計帳簿閲覧謄写請求権の要件及び拒絶事由

ねらい：①最判平成16年7月1日民集58巻5号1214頁、②最判平成21年1月15日民集63巻1号1頁の検討を通じて、会計帳簿閲覧等請求権の行使要件、及び拒絶事由の解釈を学ぶ。

#### 第9講 計算書類の作成手続と関与者の責任

主な内容：計算書類の作成手続における瑕疵、計算書類の虚偽記載責任、

ねらい：①最判昭和58年6月7日民集37巻5号517頁の検討を通じて、株式会社の計算書類の作成手続における瑕疵と計算書類の効力にかかる問題点を整理する。また②東京地判平成19年11月28日判タ1283号303頁の検討を通じて、計算書類の虚偽記載に対する取締役等の責任（会社法429条2項）に関する理解を深める。

#### 第10講 資本金減少及び違法配当

主な内容：資本金減少手続にかかわる解釈上の問題点、違法配当の場合の関係者の責任

ねらい：①大判昭和7年4月30日民集11巻706頁、及び大阪高判平成29年4月27日判タ1446号142頁の検討を通じて、資本金減少の手続にかかる解釈上の問題点を整理する。また②大阪地判平成20年4月18日判時2007号104頁を題材に、違法配当がなされた場合の関係者の責任（会社法462条・465条）のポイントを理解する。

#### 第11講 会社の解散

主な内容：会社の解散判決請求権

ねらい：持分会社に関する①最判昭和61年3月13日民集40巻2号229頁、株式会社に関する②東京地判平成28年2月1日（判例集未登載）の検討を通じて、解散判決請求権（会社法833条）に関する問題に関する理解を深める。

#### 第12講 組織再編に関する諸問題

主な内容：組織再編に関する諸問題の検討

ねらい：①東京高判平成2年1月31日資料版商事77号193頁の検討を通じて、不当な対価による組織再編がなされた場合における組織再編の差止・無効の問題を検討する。また②最判平成16年8月30日民集58巻6号1763頁及び東京地判平成23年9月29日判時2138号134頁を題材として、組織再編の過程における取締役等の義務の問題を整理する。

#### 第13講 詐害的（濫用的）会社分割

主な内容：詐害的（濫用的）会社分割に関する検討

ねらい：①最判平成24年10月12日民集66巻10号3310頁、及び②最判平成29年12月19日民集71巻10号2592頁の検討を通じて、詐害的（濫用的）会社分割の問題点を理解する。

#### 第14講 キャッシュ・アウト

主な内容：キャッシュ・アウトに関する重要判例の検討

ねらい：①最決平成29年8月30日民集71巻6号1000頁、②最決平成28年7月1日民集70巻6号1445頁、及び③大阪高判平成27年10月29日判時2285号117頁の検討を通じて、キャッシュ・アウトに関わる諸問題についての理解を深める。

#### 第15講 企業法に関する最新裁判例の検討

主な内容：商法・会社法の最新裁判例のポイントを理解する

ねらい：商法・会社法の最新裁判例を題材に商法・会社法の実務的な争点について検討する。検討対象となる裁判例については講義内で指示する

<第7講までに使用する教科書・参考書>

教科書：『商法判例百選』

参考書：松岡啓祐『商法総則・商行為法のポイント解説〔第2版〕』等

<第8講以降で使用する教科書・参考書>

神作裕之＝藤田友敬編『商法判例百選』（有斐閣、2019）、神作裕之＝藤田友敬＝加藤貴仁編『会社法判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2021）。その他については各担当者が別途指示する。

<成績評価方法>

成績評価は、①論述試験（期末試験）、②平常点（質疑応答・報告等）で行う。①を70%、②を30%とする。

## 商法特論

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 木下 崇

### <授業の目的と到達目標>

この講義は、商法典のうち、商法総則編（会社法総則を含む）および商行為編に定められる諸規定、諸制度について学修するものである。これらの分野については、すでに商法Ⅱ（決済システム・企業取引）において学修済みの領域も含まれているが、その領域については、より発展的な学修を行うとともに、新たに学修する分野については、基礎的な理解の獲得とともに、発展的な学修を行うものとする。

本講義における学修を通じて、ここで取り扱う規定、制度および論点について、適切に議論することができることを到達目標とする。

### <科目の概要と方針>

あらかじめ提示された課題をもとに、事例の分析および検討を通じて、基礎的な知識および重要判例に関する理解を確認しつつ、議論を通じて発展的な学修を行うこととする。受講生は、課題に対する解答を用意し（予習）、授業では質疑応答を中心として行う。

検討にあたっては、神作裕之ほか編『商法判例百選』（有斐閣、2019年）のほか、各自が使用する「商法総則・商行為」のテキストを適宜参照するものとする。

### <科目の内容>

#### 第1講 商人と商号および営業

主な内容：商号権、営業譲渡

ねらい：商人と営業活動・営業財産および商人と商号の相互の関係について、判例および学説の状況を踏まえ、検討する。

参照判例：知財高判平成19年6月13日判時2036号117頁〔商百10〕

#### 第2講 商号と営業財産

主な内容：営業の譲受人の責任

ねらい：商人と商号および商号と営業活動・営業財産の相互の関係について、判例および学説の状況を踏まえ、検討する。

参照判例：最判昭和38年3月1日民集17巻2号280頁〔商百17〕、最判平成16年2月20日民集58巻2号367頁〔商百18〕、最判平成20年6月10日判時2014号150頁〔商百19〕、最判昭和36年10月13日民集15巻9号2320頁〔商百20〕

#### 第3講 商号と営業活動

主な内容：名板貸し責任

ねらい：商号と営業活動の関係について、名板貸し責任の問題を中心に、判例および学説の状況を踏まえ、検討する。

参照判例：最判昭和43年6月13日民集22巻6号1171頁〔商百13〕、最判平成7年11月30日民集49巻9号2972頁〔商百14〕、大阪高判平成28年10月13日金判1512号8頁〔リマークス56商事1〕

#### 第4講 競業取引規制

主な内容：支配人、代理商の競業取引規制

ねらい：支配人、代理商の競業取引規制に関し、規制の内容および範囲について、取締役の競業取引規制と比較しながら、検討する。

#### 第5講 表見支配人

主な内容：支配人の包括的代理権、表見支配人

ねらい：支配人の包括的代理権、表見支配人に関する法的問題点について、判例および学説の状況を踏まえ、検討する。

参照判例：最判昭和37年5月1日民集16巻5号1031頁〔商百23〕、最判昭和59年3月29日判時1135号125頁〔商百24〕、最判平成2年2月22日裁判集民159号169頁（商事1209号49頁）〔商百26〕

#### 第6講 商業登記

主な内容：商業登記の一般的効力、外観信頼保護規定との関係

ねらい：商人あるいは会社の行為の効力や責任と商業登記の効力に関する法的問題点について、判例および学説の状況を踏まえ、検討する。

参照判例：最判昭和35年4月14日民集14巻5号833頁〔総則・商行為百〔4〕5〕、最判昭和49年3月22日民集28巻2号368頁〔商百6〕

## 第7講 商事売買

主な内容：商事売買、契約締結上の義務、物品保管義務、検査・通知義務

ねらい：商事売買における目的物の引渡および受領時に関する諸規定を概観し、主要な論点について、判例および学説の状況を踏まえ、検討する。

参照判例：最判昭和47年1月25日判時662号85頁〔商百41〕、最判平成4年10月20日民集46巻7号1129頁〔商百42〕、最判平成19年2月27日判時1964号45頁〔商百43〕

## 第8講 営業の準備行為と商法の適用

主な内容：商人資格と附属的商行為の関係、商人資格の取得時期、多数債務者間の連帯

ねらい：商人資格の取得時期と多数債務者間の連帯に関する法的問題点について、判例および学説の状況を踏まえ、検討する。

参照判例：最判昭和33年6月19日民集12巻10号1575頁〔商百2〕、最判昭和47年2月24日民集26巻1号172頁〔昭47重判解商法1〕、最判平成10年4月14日民集52巻3号813頁〔商百33〕

## 第9講 商事保証

主な内容：固有の商人と擬制商人、保証の商行為性、商事保証の連帯

ねらい：商事保証に関する法的問題点について、判例および学説の状況を踏まえ、検討する。

参照判例：大判昭和14年12月27日民集18巻1681頁〔総則・商行為百〔3〕43〕、大判明治44年5月23日民録17輯320頁

## 第10講 商事留置権

主な内容：商事留置権

ねらい：商事留置権の効力について概観し、法的問題点について、判例および学説の状況を踏まえ、検討する。

参照判例：最判平成29年12月14日民集71巻10号2184頁〔商百35〕、東京高判平成11年7月23日判時1689号82頁〔商百36〕、最判平成10年7月14日民集52巻5号1261頁〔商百37〕、最判平成23年12月15日民集65巻9号3511頁〔商百38〕

## 第11講 企業取引の補助者

主な内容：代理商、仲立営業、問屋営業

ねらい：企業取引を補助する制度について、基礎的な知識の獲得と整理を行う。

参照判例：最判昭和45年10月22日民集24巻11号1599頁〔商百66〕、最判昭和43年7月11日民集22巻7号1462頁〔商百70〕

## 第12講 運送人の責任

主な内容：運送人の責任、普通取引約款

ねらい：運送人の運送品に対する責任、特に責任制限（高価品免責を含む）の意義と適用範囲について検討する。

参照判例：最判昭和55年3月25日判時967号61頁〔商百76〕、最判平成10年4月30日判時1646号162頁〔商百77〕

## 第13講 倉庫営業と倉荷証券

主な内容：倉庫営業者の責任、倉荷証券の不実記載、倉荷証券の物権的効力と処分証券性、荷渡指図証券

ねらい：倉荷証券が発行された場合における法的な問題点について、判例および学説の状況を踏まえ、検討する。

参照判例：最判昭和44年4月15日民集23巻4号755頁〔商百95〕、最判昭和57年9月7日民集36巻8号1527頁〔商百97〕

## 第14講 匿名組合

主な内容：匿名組合、ファイナンス・リース

ねらい：匿名組合の経済的機能と現代的活用に係る問題について、検討する。

参照判例：最判平成28年9月6日判時2327号82頁〔商百65〕、最判昭和56年4月9日判時1003号89頁〔商百60〕

## 第15講 企業取引と決済

主な内容：交互計算、ネットティング

ねらい：企業間取引における現金以外の決済手段の概要と、交互計算・ネットティングの仕組みについて、その法的な問題点とともに検討する。

参照判例：大判昭和11年3月11日民集15巻320頁〔商百64〕、最大判昭和45年6月24日民集24巻6号587頁〔民百II39〕

<使用する教科書・参考書>

[教科書]

- ・神作裕之ほか編『商法判例百選』（有斐閣）

[参考書籍]

- ・近藤光男『商法総則・商行為法〔第9版〕』（有斐閣）
- ・永井和之ほか『基本テキスト 企業法総論・商法総則』（中央経済社）

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験80%、②平常点（質疑応答を含む授業に取り組む姿勢や態度を評価し、欠席は減点の対象とする）20%とする。

## 会社法特論

配当年次：3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 前田修志

### <授業の目的と到達目標>

本授業の目的は、1年次・2年次までに学修してきた会社法規制に関する理解を深めるところにある。会社法は「会社」にかかわる様々な利害関係人間の利害調整を図るための様々な規制を設けている。1年次・2年次の学修を通じて、会社法の規定及び重要判例などから、上記規制に関する一定の知識は有していても、その横断的理解をするためには、自ら事案を解決できる能力を兼ね備えていくことが必須である。そこで本授業においては、裁判例などを題材とした事例を用いて、会社における各種紛争に対し、履修者自身が当該紛争を予防し、もしくは解決できるような能力を身につけることを到達目標とする。

### <科目の概要と方針>

上記到達目標にもあるように、本授業では毎回事例を設定し、当該事例において生じている紛争につき、会社法の条文や判例に関する理解を踏まえ、その予防手段ないしは解決手段に関する検討を行う。各回の授業にあたり、履修者は各回のテーマに関する基本書及び判例について確認の上、用意された事例に対してそれぞれが講義前に検討し、問題点の整理をすることを求める。授業においては、当該事例に関する教員・学生間の質疑応答を中心に、各回のテーマにつき、実践的な理解を深める。また各自が事前検討してきた内容につき、講義後に自己検証することを通じて、理解の定着を図るものとする。

### <科目の内容>

#### 第1講 事例問題の検討

主な内容：総合問題の検討

ねらい：会社法に関わる事例問題の検討における注意点を整理する。

#### 第2講 株式会社の設立

主な内容：株式会社の設立時における紛争を題材とした事例検討

ねらい：株式会社の設立をめぐる紛争事例を用いて、株式会社の設立に関する会社法の理解を深める。

#### 第3講 株式制度に関する諸問題（1）

主な内容：株式制度をめぐる紛争を題材とした事例検討

ねらい：株式制度に関する紛争を題材とした事例問題の検討を行い、争点に対する理解を深める。

#### 第4講 株式制度に関する諸問題（2）

主な内容：株式制度をめぐる紛争を題材とした事例検討

ねらい：株式制度に関する紛争を題材とした事例問題の検討を行い、争点に対する理解を深める。

#### 第5講 株式会社の資金調達規制（1）

主な内容：募集株式・募集新株予約権の発行時における紛争を題材とした事例検討

ねらい：募集株式・募集新株予約権の発行に関する紛争事例を題材として、募集株式・募集新株予約権発行時における諸規制について整理する。

#### 第6講 株式会社の資金調達規制（2）

主な内容：募集株式・募集新株予約権の発行時における紛争を題材とした事例検討

ねらい：募集株式・募集新株予約権の発行時における諸規制の理解を踏まえ、当該時点において生じるおそれのある具体的な事例について検討する。

#### 第7講 中間演習問題

主な内容：総合問題の検討

ねらい：会社法の総合問題の検討を通じて、各自の理解度を確認する。

#### 第8講 株式会社の機関に関する諸問題（1）

主な内容：株式会社の機関に関する裁判例を題材とした事例検討

ねらい：株主総会や取締役・取締役会、監査制度に関する裁判例を題材とした事例問題の検討を通じ、株式会社の機関制度に関する理解を深める。

#### 第9講 株式会社の機関に関する諸問題（2）

主な内容：株式会社の機関に関する裁判例を題材とした事例検討

ねらい：株主総会や取締役・取締役会、監査制度に関する裁判例を題材とした事例問題の検討を通じ、株式会社の機関制度に関する理解を深める。

第10講 株式会社の機関に関する諸問題（3）

主な内容：株式会社の機関に関する裁判例を題材とした事例検討

ねらい：株主総会や取締役・取締役会、監査制度に関する裁判例を題材とした事例問題の検討を通じて、株式会社の機関制度に関する紛争解決能力を養成する。

第11講 株式会社の機関に関する諸問題（4）

主な内容：株式会社の機関に関する裁判例を題材とした事例検討

ねらい：株主総会や取締役・取締役会、監査制度に関する裁判例を題材とした事例問題の検討を通じて、株式会社の機関制度に関する紛争解決能力を養成する。

第12講 株式会社の計算規制

主な内容：株式会社の計算規制に関する紛争を題材とした事例検討

ねらい：株式会社に対する計算規制の概要を確認した上で、事例を用いて、株式会社の計算規制に関する諸問題に対する学説・判例の理解を整理する。

第13講 組織再編規制

主な内容：主に株式会社の組織再編時における紛争を題材とした事例検討

ねらい：合併、会社分割、株式交換・株式移転及び事業譲渡に関する諸規制を確認し、組織再編時における利害関係人の保護のあり方につき、事例を用いて検討する。

第14講 会社法の総合問題

主な内容：総合問題の検討

ねらい：会社法に関わる事例問題の検討を通じて、会社法に関する理解の総まとめを行う。

第15講 会社法の総合問題

主な内容：総合問題の検討

ねらい：会社法に関わる事例問題の検討を通じて、会社法に関する理解の総まとめを行う。

<使用する教科書・参考書>

特に指定しない。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験（60%）、②課題の提出状況及びその評価（30%）、③平常点（10%）とする。なお②については、2回分の事例の起案提出及び講義内で実施する中間演習課題の実施状況及び検討内容に基づき評価する。平常点については、講義内での質疑応答への能動的参加状況によって評価する。

## 応用民事訴訟法

配当年次：2年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 安達 栄司

### <授業の目的と到達目標>

すでに一通り民事訴訟法を学習している学生に対して、判例・裁判例を中心として、具体的事件の解決の中で民事訴訟法がどのように機能しているのかを確認しながら、民事訴訟制度の基本構造と基礎知識の再確認をすることを目的とする。

双方向での講義を通じ、民事裁判における事実認定の問題、法適用の問題などを確認しながら、民事訴訟法全体についての応用力の涵養がはかられる。

### <科目の概要と方針>

すでに学習済みの民事訴訟法（判決手続）全体について、判例・裁判例をはじめとする事例に基づき、基本的な知識の再確認を行い、手続全体についての理解を深めることを目的とする。すでに一通り学習しているとはいえ、これからの2年間の学習のうで欠くことのできない基礎的な素養にかかわり、また将来の法律家としての活動の基礎をなす部分であるので、この点を十分留意の上、学習することが必要である。

毎回の講義にあたっては、受講生は、事前に指定した判例・裁判例について、教科書とした『ロースクール民事訴訟法 [第5版]』の記載のみではなく、判例集等の原本をもとに、第1審からの事件の展開を確認し、最終審の判断に至るまでの原告・被告双方の主張、第1審判決、原判決、上告理由・上告受理理由、上告審の判断などを検討しておくことが求められている（教科書等では紙面の制約から事実が簡略化されており、従ってまた解説も必ずしも十分ではないので）。

言うまでもないが、講義時間は限られており、受講生各位の自学自習に委ねられる部分が多いので、毎回の予習を十分したうえで講義に臨まなければならない。

講義の主な対象となる民事訴訟法は、平成8年に改正され同10年より施行されている法律であるが、その後も、平成11年以降、頻繁に改正されており（平成23年5月2日の国際裁判管轄を中心とした改正のほか、民法改正〔平成29年法律第44号、令和2年法律第22号、令和3年法律第24号〕に伴う改正も次々に行われている）、令和4年法律第48号により大きな改正がなされ（当事者の住所・氏名等の秘匿手続、裁判手続のIT化への対応、法定審理期間訴訟手続など）、令和7年度までに段階的に施行される（さらに令和4年法律第59号による改正〔消費者裁判手続特例法改正に伴う改正〕もなされている）。この他、司法制度改革の一環として民事手続に関する様々な法律も、次々に立法され（人事訴訟法、仲裁法、ADR法、家事事件手続法、非訟事件手続法等々）、また民事訴訟法と同様に頻繁に改正されている。このような立法の動きについても、講義の冒頭において、その背景も含め講義する。もっとも民事訴訟法についていえば、従来の民事訴訟法を否定して新法を作ったのではなく、基本的な視点や理論面では従来の延長線上にあるので、以前の議論・体系書も、十分に参考になる。

民事訴訟法を理解するためには、民事紛争解決の実体的基本法となる民法・商法などの実体法の理解が不可欠であり、講義で前提となる実体法については、各自、事前に検討しておくことが必要である。毎回の講義のために予習しておく教科書の該当箇所については、シラバスに掲載の通りなので、これらを十分検討したうえで講義に臨むこと。

途中で一度、民事訴訟法の基礎知識を確認するために小テストを実施する（第7講での実施を予定）。

### <科目の内容>

#### 第1講 当事者の確定（教科書1）

主な内容：氏名冒用訴訟、送達の方式、送達の瑕疵と再審事由

ねらい：訴訟の当事者は誰か、当事者を間違えた場合の処置、救済方法を理解する。

#### 第2講 相殺の抗弁と二重起訴の禁止（教科書3）

主な内容：訴訟上の相殺の法的性質、別訴先行型における適法説と不適用説

ねらい：重複起訴の禁止の趣旨を理解する。相殺の抗弁への類推適用が問題になった判例法理を理解する。

#### 第3講 将来給付の訴え（教科書4）

主な内容：将来給付の訴えの適法性、請求的確と訴えの利益の関係

ねらい：将来給付の訴えの利益を理解する。将来の損害賠償請求の請求適格を理解する。

#### 第4講 権利自白・間接事実の自白（教科書10）

主な内容：自白の意義、拘束力、撤回の可否

ねらい：弁論主義の第2テーゼの意義と限界を理解する。

## 第5講 事案解明義務論（教科書12）

主な内容：一般的事案解明義務の要件と効果、現行法の立場

ねらい：証明責任を負わない当事者の主張立証の規律を理解する。

## 第6講 文書提出義務（教科書13）

主な内容：文書提出義務の一般義務化、自己利用文書、法律関係文書

ねらい：文書提出義務の意義と限界を理解する。判例法理の展開を理解する。

## 第7講 訴訟上の和解の効力（教科書15）

主な内容：法的性質、既判力の有無、意思の瑕疵とその主張方法

ねらい：訴訟上の和解の意義、法的性質を理解する。合意の瑕疵が在る場合の救済方法を理解する。

## 第8講 申立事項と処分権主義（教科書16）

主な内容：民訴法246条、立退料の申出とその増減の可否

ねらい：民訴法246条の意義と限界を理解する。申立事項における当事者意思と相手方の不意打ち防止を理解する。

## 第9講 既判力の客体と作用（教科書17）

主な内容：既判力の作用、客観的範囲、判決理由中の判断の拘束力

ねらい：既判力の作用・客観的範囲論を理解する。

## 第10講 一部請求後の残額請求（教科書19）

主な内容：一部請求の訴訟物、既判力、相殺の抗弁と外側説、信義則による遮断

ねらい：明示的一部請求訴訟の訴訟物と既判力を理解する。相殺の抗弁に関する外側説の意義と限界を理解する。

## 第11講 確定判決の反射的効力（教科書21）

主な内容：反射効肯定説、解釈による既判力拡張説

ねらい：判決効の第三者への拡張に関する規律および判例を理解する。

## 第12講 通常共同訴訟（教科書22）

主な内容：共同訴訟人独立の原則、証拠共通の原則

ねらい：通常共同訴訟における統一的判断の可否、限界を理解する。

## 第13講 固有必要的共同訴訟の成立要件（1）（教科書23）

主な内容：訴訟共同の必要と管理処分権、必要的共同訴訟の成否

ねらい：必要的共同訴訟の成否の基準および個別訴訟の可能性を理解する。

## 第14講 補助参加（教科書25）

主な内容：補助参加の利益、保証債務請求訴訟への主債務者の参加

ねらい：補助参加の利益と参加的効力の趣旨と限界を理解する。

## 第15講 上訴総合（1）（教科書29）

主な内容：相殺の抗弁と既判力、上訴の利益、不利益変更禁止の原則

ねらい：相殺の抗弁の既判力を理解する。上訴の利益論と不利益変更禁止の原則を理解する。

## <使用する教科書・参考書>

### 1. 教材及び教書

- ① 越山和広『ロジカル演習民事訴訟法〔補訂版〕』（弘文堂令和7年）
- ② 別冊ジュリスト『民事訴訟法判例百選〔第6版〕』（有斐閣令和5年）  
必ず六法を持参すること。

### 2. 自習用参考書（司法試験を念頭に置いた基本書）

- ① 和田吉弘『基礎からわかる民事訴訟法〔第2版〕』（商事法務令和4年）
- ② 長谷部由起子『民事訴訟法第4版』（岩波書店令和6年）
- ③ 長谷部由起子『基本判例から民事訴訟法を学ぶ』（有斐閣令和4年）
- ④ 山本弘＝長谷部由起子＝松下淳一＝林昭一『民事訴訟法第4版』（有斐閣令和5年）
- ⑤ 三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法第5版』（有斐閣令和8年）

### 3. 参考書

- ① 兼子一（原著）松浦馨（他著）『条解民事訴訟法第2版』（弘文堂平成23年）
- ② 中野貞一郎＝松浦馨＝鈴木正裕（編）『新民事訴訟法講義第3版』（有斐閣平成30年）
- ③ 新堂幸司『新民事訴訟法第6版』（弘文堂令和1年）
- ④ 伊藤眞『民事訴訟法〔第8版〕』（有斐閣令和5年）
- ⑤ 松本博之＝上野泰男『民事訴訟法<第8版>』（弘文堂平成27年）
- ⑥ 高橋宏志『民事訴訟法概論』（有斐閣平成28年）
- ⑦ 高橋宏志『重点講義民事訴訟法〔上〕〔第2版補訂版〕・〔下〕〔第2版補訂版〕』（有斐閣平成25・

26年)

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験80%、②小テスト20%とする（期末試験は100点満点で採点したものを80点に換算し、それに②を合算して総合評価する）。

<その他の注意事項>

期末試験は、論述式の事例問題とする。

法科大学院での教育は、毎回の講義を中心とした各自の予習と復習というプロセスを通じた教育であることは言うまでもないことであるが、各自、この意味するところを十分意識した上で、毎回の講義に臨むこと。

## 刑事法総合演習 I (刑法総論重点)

配当年次：2年次

前期15週×毎週1コマ(2単位)

法科大学院教授 稲垣 悠一

### <授業の目的と到達目標>

- 1 実体法・訴訟法の基礎的な知識を習得していることを前提に、刑法総論を中心とした事例演習をとおして、法的事実や問題点の抽出を適切に行える能力をさらに伸長する。
- 2 主に刑法総論分野の具体的問題解決のため、判例や学説を駆使して、適用条文の解釈と理論構成をできる能力を身につける。
- 3 柔軟な複眼的思考をもって、疑問点を主体的に解決してゆく能力を身につける。
- 4 刑法総論・各論の両問題点を含む事例について、説得力を持つ具体的解決ができる能力を身につける。

### <科目の概要と方針>

概要：刑法総論を中心とした判例素材を用いて、演習式の授業を行う。すでに刑法各論・刑事訴訟法の基礎的な知識も習得していることを前提にしているため、刑事法の各分野に横断的に関連する問題も取り扱う。演習の題材は、典型的な事例、限界事例のほか、問題によっては複数の論点が絡み合った事例を用いる。教科書の基礎知識を具体的事案解決に応用するため、概念や要件の内容を具体的に理解し、事実を評価する基準や着眼点を明らかにしようとするものである。

授業方法：事前に演習で用いる判例・事例と予習事項を受講生に知らせるので、受講生は講義日までに各自問題点を検討しておくものとする。授業の進め方としては、法的事実や問題点の抽出が適切であるかどうかを対話式の授業により明確にし、次に問題解決のために判例や学説をどのように取り扱い、結論を導くために適用条文の解釈と理論構成をどうしたら説得力を持つかについて教員と学生との間の問答、学生相互における議論によって理解を深める。その際、自他の見解を比較・対照し、相互の批判点を明確にすることによって議論が可能になることを学ぶ。また論述力を鍛える機会として複数回の論述課題(自宅起案)を予定している。

なお、第8講では、事例問題を当日に提示して即日起案演習を行い、受講生の問題解決と文章作成実践の機会とするとともに、中間的評価の対象とする。

運営方針：演習では、錯綜する事案を分析し、問題を法的に解決する力を養うことを目的にしている。十分な予習・復習のもとに、授業においては柔軟な複眼的思考をもって疑問点を主体的に解決していくことを求めたい。なお、予習事項は「問」の形で示されるが、解答を用意して終わりとするのではなく、その問題を解決するための基礎知識や考え方を確認する方針で臨んでいただきたい。

### <科目の内容>

#### 第1講 不作為犯

主な内容：不真正不作為犯の成立要件、保証者説、未必の故意、罪刑法定主義

ねらい：刑事法総合演習 I および II の授業趣旨に関し、判例研究の方法、複数判例を横断した問題把握の方針について理解する。不真正不作為犯の成立要件に関する諸論点を検討し、基本的な考え方としての理論を学ぶとともに、具体的判断における着眼点を知る。主として、以下の(裁)判例を検討素材とする(ただし、これらに限るわけではない。また判例の意義、位置づけ、類型化などについては、各自良く考えておくこと。以下、各講において同様)。

最判昭和33・9・9刑集12巻13号2882頁(不作為による放火)

最決平成17・7・4刑集59巻6号403頁(シャクティ事件)

最決平成元・12・15刑集43巻13号879頁(不作為犯の因果関係)

#### 第2講因果関係(1)

主な内容：因果関係論の意味・機能、事実的・法的因果関係、「危険の現実化」論、因果関係の諸類型1

ねらい：因果関係論の意味、機能、基本学説を押さえた上で、因果関係の諸類型のうち、「行為時の存在事情」の事案を中心に検討する。複数の判例の事案を検討し、因果関係に関する諸学説の特徴を知るとともに、判例の流れと現状、および判例の基本的な判断視点を確認する。

最判昭和32・2・26刑集11巻2号906頁(結果的加重犯)

最判昭和46・6・17刑集25巻4号567頁(老女布団蒸し事件)

最決平成24・2・8刑集66巻4号200頁(車輪脱落事件)

### 第3講 因果関係（2）

主な内容：因果関係の諸類型2

ねらい：前回に引き続き、因果関係に関する複数の判例の事案を検討する。因果関係の諸類型のうち、主として「行為後の介入事情」の事案について検討する。2回の演習を通して、因果関係の有無を判断する際に重要となる着眼点を把握してもらう。

最決昭和42・10・24刑集21巻8号1116頁（米兵ひき逃げ事件：第三者の行為）

最判平成2・11・20刑集44巻8号837頁（大阪南港事件：第三者の行為）

最決平成16・10・19刑集58巻7号645頁（高速道路停車事件：第三者の行為）

最決平成18・3・27刑集60巻3号382頁（トランク事件：第三者の行為）

最決平成4・12・17刑集46巻9号683頁（夜間潜水訓練事件：被害者の行為）

最決平成15・7・16刑集57巻7号950頁（高速道路進入事件：被害者の行為）

最決平成16・2・17刑集58巻2号169頁（抜管事件：被害者の行為）

大判大正12・4・30刑集2巻378頁（砂吸引事件：行為者の行為）

最決昭和53・3・22刑集32巻2号381頁（熊撃ち誤射事件：行為者の行為）

### 第4講 構成要件の故意と事実の錯誤

主な内容：故意論、錯誤論、具体的事実の錯誤・抽象的事実の錯誤

ねらい：構成要件の故意の考え方を確認し、事実の錯誤と法律の錯誤との区別、事実の錯誤の取り扱い、故意の内容とその判断基準等、各自が実践的に事案解決の基礎とすることのできる知見を身につける。合わせて、故意の認定における問題点を認識する。

最決平成2・2・9判時1341号157頁（覚せい剤の認識）

最判昭和53・7・28刑集32巻5号1068頁（びょう打銃事件）

### 第5講 違法論（1）—違法性の実質、正当防衛（1）

主な内容：違法性の実質、結果反（無）価値と行為反（無）価値、主観的違法（正当化）要素、正当防衛の要件、急迫不正の侵害、防衛の意思、防衛行為の相当性

ねらい：刑法における違法性の理解を前提に、法規的違法性阻却事由の代表格である正当防衛の要件について検討する。その具体的判断基準を明らかにするとともに、基準の背後にどのような正当防衛の制限法理が機能しているのかに着目し、各自が自力で事案解決ができるようにする。

最決昭和53・5・31刑集32巻3号457頁（外務省機密漏洩事件：違法性の実質）

最決平成20・5・20刑集62巻6号1786頁（自招侵害：正当防衛状況性）

最決平成29・4・26刑集71巻4号275頁（侵害の予期と急迫性）

最判昭和46・11・16刑集25巻8号996頁（防衛の意思の内容）

最判昭和50・11・28刑集29巻10号983頁（攻撃意思と防衛の意思の併存）

### 第6講 違法性（2）——正当防衛（2）

主な内容：過剰防衛、誤想防衛、誤想過剰防衛

ねらい：前回に続き、正当防衛の諸問題を検討するとともに、正当防衛と過剰防衛の限界について考える。後者については、質的過剰、量的過剰の相違を押さえ、複数の（防衛）行為がある場合の判断の仕方を検討する。

最判昭和44・12・4刑集23巻12号1573頁（防衛行為の相当性）

最判平成元・11・13刑集43巻10号823頁（防衛行為の態様）

最判平成9・6・16刑集51巻5号435頁（侵害の終了時期：質的過剰）

最決平成20・6・25刑集62巻6号1859頁（量的過剰の余地）

最決平成21・2・24刑集63巻2号1頁（質的過剰）

### 第7講 有責性——責任要素、故意と違法性の意識の関係

主な内容：責任要素、故意説、責任説、違法性阻却事由（正当化事情）の錯誤

ねらい：責任要素の内容とともに、違法性の意識（あるいはその可能性）が故意とどのような関係にあるのかを確認する。その上で、実践的問題として、特に、急迫不正の侵害があると誤信して防衛行為に及んだ誤想防衛、それが過剰に及んだ誤想過剰防衛の処理の仕方について検討する。構成要件の故意とは異なる（責任）故意を認める場合、どのような内実を有し、それが正当化事情の錯誤にどのように影響するかについて、各自の考え方を確立する。

最決昭和62・7・16刑集41巻5号237頁（百円札サービス券事件）

大阪高判平成14・9・4判タ1114号293頁（誤想防衛の一種とされた例）

最決昭和62・3・26刑集41巻2号182頁（誤想過剰防衛）

## 第8講 即日起案、その他

主な内容：即日起案演習、緊急避難

ねらい：緊急避難の成立要件を正当防衛と対比しながら理解するとともに、具体的な評価基準について理解する。また、即日起案演習により、法的な事実の抽出、問題点の把握と整理、問題解決のための理論構成、文章力などの訓練の機会とする一方、学期前半の学修成果を測定し、後半に向けた課題を明らかにする。

最判昭和35・2・4刑集14巻1号61頁（吊橋爆破事件）

東京高判昭和57・11・29刑月14巻11＝12号804頁（避難行為の相当性）

大阪簡判昭和60・12・11判時1204号161頁（誤想過剰避難）

## 第9講 過失犯（1）

主な内容：過失の意義、過失犯の構造

ねらい：結果予見義務・結果回避義務という過失の注意義務の内容と予見可能性・結果回避可能性という可能性概念との相互関係について、様々の理論構成（旧過失論、修正旧過失論、新過失論）の違いを押さえつつも、共有可能な判断枠組みを意識して、問題処理の具体的方法を確立する。

最決昭和42・5・25刑集21巻4号584頁（弥彦神社事件：過失の要件）

最決平成元・3・14刑集43巻3号262頁（荷台同乗者事件：予見可能性）

最決平成21・12・7刑集63巻11号2641頁（人工砂浜陥没事件：予見可能性）

最決平成20・3・3刑集62巻4号567頁（薬害エイズ厚生省ルート事件）

最決平成28・5・25刑集70巻5号117頁（渋谷シエスパ事件）

最決平成29・6・12刑集71巻5号315頁（福知山事件：以上、対処すべき危険）

## 第10講 過失犯（2）

主な内容：管理・監督過失、過失犯と不作為犯、信頼の原則

ねらい：管理・監督過失といわれる形態について検討する。その際、注意義務と作為義務との関係等、過失犯論全般にわたる立体的知識を獲得し、問題解決にむけた理論構成のあり方を身につける。また、他者との関わりがある領域で、行為者が他者の適切な行為を信頼して行動したにも拘らず、他者が異常な行動を取ったことで生じた結果について、行為者に「信頼の原則」が適用される限界についても検討する。

最決平成5・11・25刑集47巻9号242頁（ホテルニュージャパン事件：管理監督過失）

最判昭和41・6・14刑集20巻5号449頁（信頼の原則）

最決平成16・7・13刑集58巻5号360頁（信頼の原則）

## 第11講 未遂犯

主な内容：未遂犯の処罰根拠、実行の着手、早すぎた結果の発生

ねらい：未遂犯の処罰根拠を確認するとともに、「実行の着手」の判断における理論的・実践的問題点について検討する。特に、構成要件該当行為の実現のために計画的な準備行為が組み込まれた場合の着手基準を示した重要判例（早すぎた結果発生的事案）について議論し、最近の着手の前倒し現象についての着眼点を獲得し、各自の見解を確立する。

最決昭和40・3・9刑集19巻2号69頁（窃盗罪の着手）

最決昭和45・7・28刑集24巻7号585頁（強姦＝不同意性交等罪の着手）

千葉地判平成16・5・25判タ1188号347頁（放火罪の着手）

最判平成30・3・22刑集72巻1号82頁（詐欺罪の着手）

大判大正7・11・16刑録24輯1352頁（離隔犯の着手）

最決平成16・3・22刑集58巻3号187頁（早すぎた結果の発生）

最決令和4・2・14刑集76巻2号101頁（すり替え盗の着手）

## 第12講 不能犯

主な内容：不能犯の意義、不能犯における危険性判断

ねらい：不能犯の諸論点を具体的に把握するとともに、不能犯における危険性判断についての理解を深め、各自が具体的な事例に即して不能犯の成否を判断する際に、説得力をもって主張できるような基盤を獲得する。

広島高判昭和36・7・10高刑集14巻5号310頁（死体に対する殺人行為）

最判昭和37・3・23刑集16巻3号305頁（空気注射事件）

岐阜地判昭和62・10・15判タ654号261頁（都市ガス無理心中事件）

## 第13講 共犯（1）——正犯と共犯

主な内容：間接正犯と教唆犯、共謀共同正犯と幫助犯

ねらい：間接正犯を含む正犯概念とその基礎となる理論、正犯と共犯との区別が問題になる局面と

その意義に関する全体的な理解を深めるとともに、間接正犯・共同正犯とするための要件とその具体的判断の方法について、各自の見解を確立し、具体的事例を解決するために応用できるような手がかりを獲得する。

最決昭和58・9・21刑集37巻7号1070頁（間接正犯と教唆犯）

最決昭和57・7・16刑集36巻6号695頁（共謀共同正犯と幫助犯）

最決平成13・10・25刑集55巻6号519頁（間接正犯・教唆犯・共謀共同正犯）

#### 第14講共犯（2）——共同正犯と過剰防衛、共同正犯の過剰

主な内容：共同正犯の要件、共同正犯相互の過剰防衛効果、共犯の過剰の処理、共犯関係の解消

ねらい：共同正犯の実体的根拠を確認し、判例における共同正犯の考え方を理解し、さらに共同正犯の要件に関する現代的課題と判断の仕方を学ぶ。これに基づいて、共同正犯者中のある者に過剰防衛が成立する場合の他の共同正犯者への効果、共同正犯の過剰ないし共犯と錯誤の処理、さらに、共同正犯からの離脱を検討し、各自の判断枠組を確立する。

最大判昭和33・5・28刑集12巻8号1718頁（練馬事件）

最決平成15・5・1刑集57巻5号507頁（スワット事件）

最決平成4・6・5刑集46巻4号245頁（フィリピンパブ事件）

最決昭和54・4・13刑集33巻3号179頁（傷害致死罪と殺人罪との共同正犯）

最決平成21・6・30刑集63巻5号475頁（共犯関係の解消）

#### 第15講共犯（3）——承継的共同正犯と不作為共犯

主な内容：承継的共同正犯、不作為による幫助、不作為の正犯と共犯との区別

ねらい：承継的共同正犯をめぐる問題を具体的に検討し、その根底にある理論を明らかにする。また、不作為犯論と共犯論の交錯する問題を検討し、不作為正犯と不作為共犯との区別に関する各自の見解を確立する。これらをふまえて、各自が、説得力をもって具体的事案の解決ができるようにする。

最決平成24・11・6刑集66巻11号1281頁（暴行・傷害罪の承継的共同正犯）

最決平成29・12・11刑集71巻10号535頁（特殊詐欺事例における承継的共同正犯）

札幌高判平成12・3・16判時1711号170頁（不作為の共犯）

#### <使用する教科書・参考書>

[教材] 刑法判例百選 I 総論（第8版）

[参考書] 日高義博『刑法総論』（第2版）

山口厚『刑法総論』（第4版）

西田典之（橋爪隆補訂）『刑法総論』（第4版）

井田良『講義刑法学・総論』（第2版）

佐久間修・橋本正博・上寫一高『刑法基本講義総論・各論』（第3版補訂版）

（講義は事前配布のレジュメに沿って進行する。既に定評ある教科書を基本書にしている者は、あえて変更する必要はない。なお、執筆中の教科書が間に合えば別途連絡する。）

#### <成績評価方法>

評価項目は、①期末試験：60%、②即日起案：20%、③平常点（提出課題、質疑応答の内容を含む受講態度・姿勢について評価）：20%である。総合点によって評価する。

## 刑事法総合演習Ⅱ（刑法各論重点）

配当年次：2年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 稲垣悠一

### <授業の目的と到達目標>

- 1 実体法・訴訟法の基礎的な知識を習得していること、及び刑事法総合演習Ⅰを受講したことを前提に、刑法各論を中心とした事例演習をとおして、法的事実や問題点の抽出を適切に行える能力をさらに伸長する。
- 2 主に刑法各論分野の具体的問題解決のため、判例や学説を駆使して、適用条文の解釈と理論構成をできる能力を身につける。
- 3 柔軟な複眼的思考をもって、疑問点を主体的に解決してゆく能力を身につける。
- 4 刑法総論・各論の両問題点を含む事例について、説得力を持つ具体的解決ができる能力を身につける。

### <科目の概要と方針>

概要：刑法各論を中心とした判例を素材として、演習式の授業を行う。演習の課題は、刑法各論の問題に重点を置くが、刑法総論との理論的整合性を考えるとともに、必要に応じて刑事訴訟法の問題点についても検討し、刑事法の総合的な理解と法的思考力を身につけさせる。演習の題材は、典型的な事例、限界事例のほか、問題によっては複数の論点が絡み合った事例を用いる。教科書の基礎知識を具体的事案解決に応用するため、概念や要件の内容を具体的に理解し、事実を評価する基準や着眼点を明らかにしようとするものである。各犯罪の成立要件を他の犯罪との関係において把握することも目指す。

授業方法：事前に演習で用いる事例や判例と予習事項を受講生に知らせるので、受講生は講義日までに各自問題点を検討しておくものとする。授業の進め方としては、法的事実や問題点の抽出が適切であるかどうかを対話式の授業により明確にし、次に問題解決のために判例や学説をどのように取り扱い、結論を導くために適用条文の解釈と理論構成をどうしたら説得力が得られるかについて、教員と学生との間の問答、学生相互の議論によって理解を深める。その際、自他の見解を比較・対照し、相互の批判点を明確にすることによって議論が可能になることを学ぶ。また論述力を鍛える機会として複数回の論述課題（自宅起案）を予定している。

なお、第8講では、事例問題を当日に提示して即日起案演習を行い、受講生の問題解決と文章作成の実践機会とするとともに、中間的評価の対象とする。

運営方針：演習では、錯綜する事案を分析し、問題を法的に解決する力を養うことを目的にしている。十分な予習・復習のもとに、授業においては柔軟な複眼的思考をもって疑問点を主体的に解決していくことを求めたい。なお、予習事項は「問」の形で示されるが、解答を用意して終わりとするのではなく、その問題を解決するための基礎知識や考え方を確認する方針で臨んでいただきたい。

### <科目の内容>

#### 第1講 人身に対する罪——殺人罪と自殺関与・同意殺人罪、傷害罪、遺棄罪

主な内容：殺人罪と自殺関与・同意殺人罪との限界、傷害の意義、同意傷害、胎児傷害、遺棄罪

ねらい：殺人罪と自殺関与・同意殺人罪との区別、これに関連して同意傷害の場合の傷害罪の成否等、複数の犯罪類型を横断する解釈理論を検討するほか、傷害の意義、傷害の手段行為等をめぐり、理論と具体的判断の両面から主張の組み立て方を学ぶ。主として、以下の(裁)判例を検討素材とする(ただし、これらに限るわけではない。また判例の意義、位置づけ、類型化などについては、各自良く考えておくこと。さらに、とりわけ刑法各論においては、隣接犯罪との区別、処罰の限界を画する要素は何かという視点を持つことが重要である。以下、各講において同様)。

最判昭和33・11・21刑集12巻15号3519頁（偽装心中と殺人）

最決昭和63・2・29刑集42巻2号314頁（胎児性水俣病）

最決平成16・1・20刑集58巻1号1頁（被害者を利用した殺人）

最判平成17・7・4刑集59巻6号403頁（シャクティ殺人事件）

最決平成17・3・29刑集59巻2号54頁（暴行によらない傷害）

最決平成24・1・30刑集66巻1号36頁（睡眠薬投与による障害惹起）

最決昭和63・1・19刑集42巻1号1頁（人工妊娠中絶後の嬰兒致死事件）

#### 第2講 自由に対する罪——監禁罪、未成年者拐取罪、住居侵入罪

主な内容：監禁罪、未成年者拐取罪、住居侵入罪の保護法益

ねらい：複数判例の事案を検討し、監禁罪、未成年者拐取罪、住居侵入罪の保護法益に関連した解釈論上の問題（行為主体、同意の効果）を考察し、重要な着眼点を学び、自ら判断できるようにする。

最決昭和33・3・19刑集12巻4号636頁（偽計を用い自動車に乗せて走行した事例）

最決平成17・12・6刑集59巻10号1901頁（共同親権者による子の連れ去り）

東京高判昭和58・1・20判時1088号147頁（住居からの離脱）

最大判昭和24・7・22刑集3巻8号1363頁（違法目的を秘した立ち入り）

最判平成20・4・11刑集62巻5号1217頁（自衛隊宿舍事件）

最決平成21・7・13刑集63巻6号590頁（警察署の塀に上った事例）

最決平成21・11・30刑集63巻9号1765頁（マンション共有部立入事件）

### 第3講 名誉に対する罪——名誉毀損罪における真実性の証明

主な内容：名誉毀損罪の要件、「真実性の証明」の法的意義、「真実性」に関する錯誤

ねらい：真実性の証明が許されない名誉毀損罪の形態（刑法230条1項）とそれが許されて「罰しない」とされる形態（230条の2）の構造を確認した上で、真実性の証明に関する問題を検討する。後者について違法性阻却事由を定めたものか処罰阻却事由を定めたものか、それぞれの立場から「事実の真実性」に関する錯誤がどのように取り扱われるか、総論の解釈論に基づく説得力のある理論構成ができるようにする。

最判昭和34・5・7刑集13巻5号641頁（伝播性の理論）

最判昭和56・4・16刑集35巻3号84頁（事実の公共性）

最大判昭和44・6・25刑集23巻7号975頁（真実性の錯誤）

最決平成22・3・15刑集64巻2号1頁（インターネットでの表現活動と真実性の錯誤）

### 第4講 財産罪（1）——窃盗罪

主な内容：財産罪総論、窃盗罪の保護法益、占有の有無、不法領得の意思

ねらい：窃盗罪を主な素材にしつつ、他の財産罪類型にも共通する問題点、とくに保護法益論、不法領得の意思の機能・内容、占有の有無等に関する基礎的解釈について、問答形式により受講者各自の知識を確認し、議論により具体的内容を理解した立体的なものとして具体的事案の解決ができるようにする。

東京地判昭和59・6・28判時1126号6頁（情報が化体された媒体の財物性）

東京地判昭和60・3・6判時1147号162頁（データの複製）

最決平成元・7・7刑集43巻7号607頁（他人の占有）

最決平成16・8・25刑集58巻6号515頁（ボッシュ事件：占有の有無）

東京高判平成24・4・11東京高等裁判所（刑事）判決特報63巻1～12号60頁

東京高判平成24・10・17東京高等裁判所（刑事）判決特報63巻1～12号211頁

最決令和4・2・14刑集76巻2号101頁（すり替え盗の実行の着手時期）

大判大正4・5・21刑録21輯663頁（隠匿目的での持ち出し）

最決昭和55・10・30刑集34巻5号357頁（使用窃盗）

最決平成16・11・30刑集58巻8号1005頁（詐欺罪における不法領得の意思）

### 第5講 財産罪（2）——強盗罪

主な内容：強盗罪の成立要件、暴行と領得との関係、事後強盗罪

ねらい：強盗罪の成立要件に関する基礎的知識を問答形式により確認し、具体的事案の解決ができるようにする。とくに殺害行為に前後して財物や財産上の利益を取得する諸事例をどのように理解し処理するか、各自の考え方・立場を確立する。

最決昭和45・12・22刑集24巻13号1892頁（いわゆる「ひったくり」）

最判昭和41・4・8刑集20巻4号207頁（殺害後の財物領得）

東京高判昭和48・3・26高刑集26巻1号85頁（反抗抑圧後の奪取意思）

最判昭和23・11・18刑集2巻12号1614頁（反抗抑圧性の要否）

最決昭和61・11・18刑集40巻7号523頁（財物取得後の暴行と2項強盗）

最判昭和32・9・13刑集11巻9号2263頁（債権者の殺害による債務免脱）

最判平成16・12・10刑集58巻9号1047頁（事後強盗罪）

大阪高判昭和62・7・17判時1253号141頁（事後強盗罪の共犯）

### 第6講 財産罪（3）——詐欺罪①

主な内容：詐欺罪の要件、財産的損害の要否

ねらい：詐欺罪の基本要件（詐欺行為、錯誤、交付行為、占有（利益）移転）を押さえた上で、財産的損害の要否、要件相互の関係を確認する。判例における処理の方法を理解し、各自が説得力をもって具体的事例につき判断できるようにする。

最決平成13・7・19刑集55巻5号371頁（代金の早期受領）  
最決平成22・7・29刑集64巻5号829頁（搭乗券の詐取）  
最判平成26・3・28刑集68巻3号582頁  
最決平成26・3・28刑集68巻3号646頁  
最判平成26・3・28刑集313号329頁（以上、ゴルフ場使用事例）  
最決平成26・4・7刑集68巻4号715頁（預金通帳詐取）

#### 第7講 財産罪（4）——詐欺罪②および即日起案

主な内容：詐欺の諸形態（クレジットカード不正使用と詐欺罪〔三角詐欺〕等）

ねらい：クレジットカードの不正使用と詐欺罪の成立如何について検討し、三角詐欺等の理論を理解するとともに、具体的事案の適切な判断について学ぶ。

最決平成16・2・9刑集58巻2号89頁（クレジットカード使用詐欺）  
最決昭和45・3・26刑集24巻3号55頁（三角詐欺）

#### 第8講 財産罪（5）——横領罪

主な内容：横領罪の成立要件、親族相盗例等、即日起案演習

ねらい：横領罪の成立要件に関する知識、他罪との区別（占有の帰属等）を確かなものとし、判例実務における処理を理解し、各自が説得力をもって具体的事案の解決ができるようにする。また、財産罪の保護法益との関連で、親族相盗に関する規定と判例の意義を確認する。また、即日起案演習により、法的な事実の抽出、問題点の把握と整理、問題解決のための理論構成、文章力などの訓練の機会とし、時間内の問題処理を実践する一方、学期前半の学修成果を測定し、後半に向けた課題を明らかにする。

最判昭和30・12・26刑集9巻14号3053頁（法律上の占有）  
最判昭和24・3・8刑集3巻3号276頁  
最決平成13・11・5刑集55巻6号546頁（以上、横領罪における不法領得の意思）  
最決平成6・7・19刑集48巻5号190頁（親族相盗例）  
最決平成20・2・18刑集62巻2号37頁（横領罪関係親族相盗の準用）  
最決昭和38・11・8刑集17巻11号2357頁（親族間における盗品等に関する罪の特例）

#### 第9講 財産罪（6）——預金をめぐる諸問題、不法原因給付と横領罪、権利行使と恐喝罪

主な内容：即日起案講評、民事的権利関係と財産罪の成否

ねらい：民事法上の権利・義務と財産罪の成否に関する議論を検討し、一般的な考え方を理解するとともに、関連する類型（たとえば預金、不法原因給付物、権利行使の場面での財産犯）を含めて、説得力のある論旨に基づき、具体的な判断を主張することができるようにする。

最決平成15・3・12刑集57巻3号322頁（誤振込事件）  
最判昭和23・6・5刑集2巻7号641頁（買収資金の費消）  
最判昭和30・10・14刑集9巻11号2173頁（権利行使と恐喝）  
最判昭和36・10・10刑集15巻9号1581頁（盗品売却代金の着服）  
最決昭和62・1・21刑集245号1頁（権利行使と恐喝罪）

#### 第10講 財産罪（7）——背任罪の成立要件、横領罪と背任罪との関係

主な内容：背任罪の成立要件、横領罪と背任罪との関係

ねらい：背任罪の成立要件に関する知識を確かなものとし、とくに主観的要素の内容や横領罪と背任罪との関係をどう理解すべきかについて議論する。判例実務における処理を理解し、各自が説得力をもって具体的事案の解決ができるようにする。

最決平成10・11・25刑集52巻8号570頁  
最決平成17・10・7刑集59巻8号779頁（以上、背任罪における図利加害目的）  
最判昭和31・12・7刑集10巻12号1592頁（二重抵当）  
大判昭和9・7・19刑集13巻983頁（村基本財産の融資）  
最判昭和26・5・25刑集5巻6号1186頁（預り金の使途以外支出）  
最判昭和34・2・13刑集13巻2号101頁（政府貸付金の目的外貸付等）

#### 第11講 放火罪

主な内容：焼損の意義、公共の危険の意義、建造物の一体性

ねらい：放火の罪における基本的な「焼損」「公共の危険」の意義・概念と要件相互の関係を具体的に明らかにすることによって、事例に即した適切な判断ができるようにする。また、建造物の一部に現住性・現住性が認められる建造物の一体性判断において重要な着眼点を明らかにし、各自具体的な判断とその根拠づけができるようにする。

最判昭和25・5・25刑集4巻5号854頁  
最決平成元・7・7判時1326号157頁（以上、焼損関係）

最決平成15・4・14刑集57巻4号445頁（具体的危険犯の公共の危険）  
最判昭和60・3・28刑集39巻2号75頁（具体的危険犯の公共の危険の認識）  
最決平成元・7・14刑集43巻7号641頁（建造物の一体性）

#### 第12講 文書偽造罪（1）

主な内容：有形偽造と無形偽造、虚偽公文書作成罪と間接正犯

ねらい：文書偽造罪の保護法益、文書等・電磁的記録文書等の概念、偽造の概念とその基礎となる作成名義人、作成者の特定などに関する基礎知識を確認し、これらを統一的な視点から理解する。また、判例の基本的な立場を理解した上、判例の立場に立って、虚偽公文書作成罪の間接正犯の成否、補助公務員の作成権限の判断方法などが実践できるようにする。

最判昭和51・4・30刑集30巻3号453頁（写真コピーの文書性）

最判昭和51・5・6刑集30巻4号591頁（補助公務員の作成権限）

最判昭和32・10・4刑集11巻10号2464頁（虚偽公文書作成罪の間接正犯）

第13講に挙げた判例も参照のこと

#### 第13講 文書偽造罪（2）

主な内容：私文書偽造罪、名義人と作成者との間の人格の同一性、名義人の承諾

ねらい：第12講の内容と有機的に連結しつつ、判例実務において一般化してきた私文書偽造罪における有形偽造に関する「人格の同一性」基準の意義を具体的に明らかにし、これに基づく判断方法を身につけ、各自が具体的事例について判断できるようにする。

最判昭和45・9・4刑集24巻10号1319頁（代理・代表名義）

最決昭和59・2・17刑集38巻3号336頁（通称）

最決平成5・10・5刑集47巻8号7頁（同姓同名）

最決平成11・12・20刑集53巻9号1495頁（架空人名）

最決平成15・10・6刑集57巻9号987頁（資格冒用）

最決昭和56・4・8刑集35巻3号57頁（名義人の承諾）

#### 第14講 公務の執行を妨害する罪・司法作用に対する罪

主な内容：公務執行妨害罪における職務行為の適法性の判断基準、職務行為の適法性に関する錯誤、身代わり出頭と犯人隠避、参考人の虚偽供述と証拠偽造

ねらい：公務執行妨害罪における「職務を執行するに当たり」の意義、「統括的職務」と「職務を執行するに当たり」の解釈についても検討するほか、職務行為の適法性をめぐる議論を確認し、各自が応用力のある知識を獲得する。また、国家の司法作用に対する犯人蔵匿・隠避罪、証拠偽造罪等における特徴的判例を検討し、基本的な考え方を明らかにする。

最大判昭和42・5・24刑集21巻4号505頁（職務行為の適法性）

最判昭和45・12・22刑集24巻13号1812頁（「職務を執行するに当たり」）

最決昭和41・4・14判時449号64頁（適法性の判断基準）

最決平成元・3・10刑集43巻3号188頁（県議会委員会委員長の職務）

最決平成元・5・1刑集43巻5号405頁（身代り犯人と犯人隠避）

最決平成29・3・27刑集71巻3号183頁（拘束継続に疑念を生じさせる虚偽供述）

千葉地判平成7・6・2判時1535号144頁（参考人の虚偽供述と証拠偽造）

最決平成28・3・31刑集70巻3号406頁（供述調書の偽造）

大判大正3・4・29刑録20輯654頁（偽証の意義）

#### 第15講 汚職の罪

主な内容：職権濫用の意義、賄賂罪の保護法益と賄賂の意義、職務関連性

ねらい：公務員職権濫用罪と収賄罪の保護法益を確認した上、それに基づいて「濫用」、「賄賂」、「職務に関し」などの基本的概念を理解し、具体的事案における判例の判断のあり方を検討することによって、具体的応用ができるように各自の知識の内容を実質化する。

最決昭和57・1・28刑集36巻1号1頁（身分帳閲覧事件）

最決平成元・3・14刑集43巻3号283頁（電話盗聴事件）

最判昭和28・10・27刑集7巻10号1971頁（職務権限および職務関連性）

最決昭和31・7・12刑集10巻7号1058頁（職務権限および職務関連性）

最判昭和37・5・29刑集16巻5号528頁（職務権限：一般的職務権限）

最決平成17・3・11刑集59巻2号1頁（職務権限：一般的職務権限）

東京地判昭和60・4・8判時1171号16頁（職務関連性）

最決昭和63・4・11刑集42巻4号419頁（職務関連性）

最決平成18・1・23刑集60巻1号67頁（職務関連性）

最決平成20・3・27刑集62巻3号250頁（職務関連性）

<使用する教科書・参考書>

[教材] 刑法判例百選Ⅱ各論（第8版）

[参考書] 日高義博『刑法各論』

山口厚『刑法各論』（第3版）

西田典之（橋爪隆補訂）『刑法各論』（第8版）

井田良『講義刑法学・各論』（第3版）

佐久間修・橋本正博・上嶋一高『刑法基本講義 総論・各論』（第3版補訂版）

（講義は事前配布のレジメに従って進行する。既に定評ある教科書を基本書にしている者は、あえて変更する必要はない。）

<成績評価方法>

評価項目は、①期末試験：60%、②即日起案：20%、③平常点（提出課題、質疑応答の内容を含む受講態度・姿勢について評価）：20%である。総合点によって評価する。

## 刑事法総合演習Ⅲ（刑事訴訟法重点）

配当年次：2年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 加藤克佳  
法科大学院教授 遠藤輝好

### <授業の目的と到達目標>

本授業は、履修者が既に修得している体系的知識を前提として、具体的な事例において複合する刑事手続上の問題点をみずから発見し、これについて具体的な事案に適した解決を図り、説得的な法的論述・議論を展開できる能力を涵養することを目的とする。

また、本授業における到達目標は、履修者が刑事訴訟法の領域における諸問題の基礎的理解を前提とした上で、最高裁判所の判例等に現れた争点を素材とした事案において、自身の力で、そこにおける法的问题点を採り出し、それを解決できる判断枠組みを提示し、その判断枠組みを具体的な事案に当てはめて、妥当な結論を導き出せるようにすることにある。

### <科目の概要と方針>

本授業は、主に刑事訴訟法の領域における素材を用いた演習形式による。毎回の授業では、事前に提示した設例及びそこから派生する諸問題（その範囲は、主として各講の「主な内容」に記載されている事項である。）を各自が検討していることを前提に、提出された各自の起案を踏まえつつ、設問について質疑応答形式で授業を進める。

ただし、以下の<科目の内容>は主要な項目であり、これと関連する別の論点に及ぶこともある。

### <科目の内容>

#### 第1講 任意捜査と強制捜査、警察活動と捜査への移行をめぐる諸問題

主な内容：捜査の端緒、任意捜査と強制捜査の区別、任意捜査の許容限度、職務質問・所持品検査・自動車検問

ねらい：捜査の端緒、行政警察活動の許容範囲、任意捜査と強制捜査との限界を検討させる。

#### 第2講 逮捕・勾留・保釈をめぐる諸問題（1）

主な内容：逮捕の要件、任意同行と逮捕の始期

ねらい：令状による逮捕と令状によらない逮捕について、それぞれの要件、逮捕後の手続、その他逮捕に関連する問題点について検討させる。

#### 第3講 逮捕・勾留・保釈をめぐる諸問題（2）

主な内容：勾留の要件、逮捕前置主義、勾留延長、二重逮捕・二重勾留、再逮捕・再勾留、別件逮捕・勾留、勾留理由開示、保釈の要件、権利保釈の除外事由、保釈と余罪、準抗告

ねらい：一罪一勾留の原則、その他勾留・保釈に関連する問題点について検討させる。

#### 第4講 捜索・捜索・検証をめぐる諸問題（1）

主な内容：令状による捜索・押収等、令状によらない捜索・押収等

ねらい：令状における罪名・捜索場所・押収物件の記載の程度、その手続、無令状の捜索・押収の要件と範囲など、関連する諸問題を多角的に検討させる。

#### 第5講 捜索・捜索・検証をめぐる諸問題（2）

主な内容：強制採尿、血液や呼気・嚙下物の採取、通信・会話の傍受、電磁的記録媒体の収集・保全、コンピュータ・ネットワークに関する証拠収集

ねらい：新しい対物的捜査方法に関連して生起する手続的問題の理解を深めさせる。

#### 第6講 被疑者・参考人の取調べをめぐる諸問題

主な内容：被疑者取調べ、余罪取調べ、参考人取調べ

ねらい：取調べの手続・方法、先行した逮捕が違法な場合の取調べ、取調べ受忍義務の有無・範囲、取調べの可視性の問題等、取調べに関する問題点を検討させる。

#### 第7講 弁護人の活動、公判前整理手続・証拠開示に関する諸問題

主な内容：接見交通権、接見指定、起訴前・起訴後の弁護活動、争点整理の仕組みと証拠開示を得るための弁護人の活動のあり方

ねらい：争点整理のあり方や裁判員裁判を踏まえた弁護人の効果的な活動について、具体的事例を通じて検討させる。

#### 第8講 公訴提起、起訴状の記載をめぐる諸問題、公判手続の概要

主な内容：検察官の訴追裁量、検察審査会制度、訴因制度（訴因変更制度も含む）、起訴状一本主義、余事記載、公判の準備手続、親告罪、公訴時効、立証趣旨の拘束力、訴訟指揮権・法廷警察権、釈明権・釈明義務、当事者主義と職権主義の関係、証人尋問のルール、訴訟参

## 加制度

ねらい：捜査と公判との分岐点である公訴提起について、検察官の訴追裁量の運用のあり方や公訴提起の要式性、訴因の記載等について理解させる。また、公判進行に必要な訴訟条件、公判審理のあり方を、具体的事例を通じて検討させる。

### 第9講 訴因変更、罪数評価に関する諸問題

主な内容：訴因の意義、審判対象、訴因変更の要否、訴因変更の可否・許否、罪数と起訴・判決・上訴との関係

ねらい：刑事手続における訴訟対象をめぐる論点について、具体的事例の検討を通じて問題点を掘り下げ、検討させる。

### 第10講 立証・認定・証拠能力をめぐる諸問題

主な内容：証拠裁判主義、自由心証主義、挙証責任、事実認定、証拠能力・証明力、科学的証拠の証拠能力、補助証拠・弾劾証拠、自白法則、自白の任意性・信用性、補強法則、共犯者の供述、刑事免責、併合審理における被告人毎の個別的証拠関係

ねらい：証拠法の基礎理論、自白法則、事実認定についての理解を深めさせる。また、証拠法に関する諸問題および共同被告人の証拠関係について、具体的事例を通じて検討させる。

### 第11講 伝聞証拠を中心とした立証・認定をめぐる諸問題（1）

主な内容：伝聞法則とその例外、伝聞と非伝聞、伝聞書面

ねらい：伝聞法則の内容を明らかにし、伝聞・非伝聞、伝聞例外の要件について、具体的事例に即して検討させる。

### 第12講 伝聞証拠を中心とした立証・認定をめぐる諸問題（2）

主な内容：伝聞例外、伝聞書面、犯行・被害再現実況見分調書、伝聞証言、再伝聞

ねらい：引き続き、伝聞例外の要件を具体的事例に即して検討させる。

### 第13講 違法収集証拠の証拠能力をめぐる諸問題

主な内容：違法に収集した証拠物や自白及びその派生証拠の証拠能力

ねらい：違法収集証拠の排除法則の性質・意味と適用範囲、自白法則との関係について、具体的事例を通じて検討させる。

### 第14講 公判の裁判をめぐる諸問題

主な内容：公判の裁判、択一的認定、一事不再理効、無罪判決後の再勾留

ねらい：公判の裁判、択一的認定、一事不再理効の及ぶ範囲、無罪判決後の再勾留の可否、その他公判の裁判の基本的事項について、具体的事例を通じて検討させる。

### 第15講 総合的問題

主な内容：刑事訴訟法をめぐる基本的諸問題

ねらい：刑事訴訟法全体に及ぶ基本的事項について、具体的事例を通じて検討させる。

## <使用する教科書・参考書>

教科書：特定の教科書を使用しない（これまで各自が使用してきた教科書を基本にしてください）。

参考書：大澤裕ほか編「刑事訴訟法判例百選〔第11版〕」（2024年、有斐閣）

## <成績評価方法>

①期末試験（50%）、②課題（30%）、及び、③平常点（授業中の質疑応答を含む平常の授業態度、20%）とする。

なお、起案が必須の場合は、その都度指示する。また、提出された答案は、添削・採点して返却する。

## 刑事法総合演習Ⅳ（刑事法事例演習）

配当年次：3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 稲垣 悠一（第1講、第3講、  
第5講、第7講、  
第9講、第11講、  
第13講、第15講）

法科大学院教授 加藤 克佳（第2講、第4講、  
第6講、第8講、  
第10講、第12講、  
第14講）

### <授業の目的と到達目標>

- 1 刑事法（刑法、刑事訴訟法）と関連する主要な論点を取り上げ、判例・学説に即した解決をする能力を修得させる。
- 2 具体的な事例を題材にして、刑事法の基礎理論・基礎知識の定着を図り、それらを駆使しつつ、事案解決のため必要とされる論理的で説得力のある法文書を作成する技能を修得させる。

### <科目の概要と方針>

#### 1 科目の概要・方針

刑事法（刑法、刑事訴訟法）による具体的な事案対応能力を涵養するため、具体的な事例を題材にして、刑事法の基礎理論・基礎知識の定着を図り、それらを駆使しつつ、事案解決のため必要とされる法文書を作成する技能を修得させる。その際、論理的で説得力のある文書を作成することを目指し、そのための構成力および表現力を徹底的に訓練する。

討議するテーマとしては、刑法、刑事訴訟法と関連する主要な論点を取り上げ、判例・学説に即した解決ができるよう指導したい。

#### 2 教材等

刑法、刑事訴訟法と関係する教材や資料を配布する。なお、作成・提出された起案のうち、良好なものがあれば「参考起案」として配布する（予定）。

### <科目の内容>

概ね、刑法、刑事訴訟法に関する法規定の流れに即して、各講のテーマを設定する。各テーマについて、課題に基づく起案、その解説・講評、関連問題の検討等を行い、法文書の作成とともに関連問題の理解を深めさせる。

ただし、各講の内容は主要な項目であり、これと関連する別の論点に及ぶこともある。

#### 第1講 構成要件該当性、違法性、責任

主な内容：構成要件該当性、違法性、責任

ねらい：以上の内容について、起案、その解説・講評、関連問題の検討等を行う。

#### 第2講 強制捜査と任意捜査、被疑者の身体拘束、収集証拠の証拠能力

主な内容：強制捜査と任意捜査、被疑者の身体拘束、収集証拠の証拠能力

ねらい：以上の内容について、起案、その解説・講評、関連問題の検討等を行う。

#### 第3講 構成要件該当性、違法性、責任（以上、続）

主な内容：構成要件該当性、違法性、責任

ねらい：以上の内容について、起案、その解説・講評、関連問題の検討等を行う。

#### 第4講 証拠物の発見収集、被疑者・被告人の取調べ、収集証拠の証拠能力（続）

主な内容：証拠物の発見収集、被疑者・被告人の取調べ、収集証拠の証拠能力（続）

ねらい：以上の内容について、起案、その解説・講評、関連問題の検討等を行う。

#### 第5講 故意・錯誤、過失犯、未遂犯、共犯

主な内容：故意・錯誤、過失犯、未遂犯、共犯

ねらい：以上の内容について、起案、その解説・講評、関連問題の検討等を行う。

#### 第6講 捜査の適法性、訴因とその変更、証拠法総論

主な内容：捜査の適法性、訴因とその変更、証拠法総論

ねらい：以上の内容について、起案、その解説・講評、関連問題の検討等を行う。

#### 第7講 故意・錯誤、過失犯、未遂犯、共犯（以上、続）

主な内容：故意・錯誤、過失犯、未遂犯、共犯

ねらい：以上の内容について、起案、その解説・講評、関連問題の検討等を行う。

#### 第8講 捜査の適法性（続）、違法収集証拠・自白・伝聞証拠

主な内容：捜査の適法性（続）、違法収集証拠・自白・伝聞証拠

ねらい：以上の内容について、起案、その解説・講評、関連問題の検討等を行う。

#### 第9講 共犯（続）、個人的法益に関する罪

主な内容：共犯、個人的法益に関する罪

ねらい：以上の内容について、起案、その解説・講評、関連問題の検討等を行う。

#### 第10講 刑事訴訟法に係る諸問題（総合1）

主な内容：刑事訴訟法に係る諸問題（総合1）、中間試験

ねらい：刑事訴訟法全体に及ぶ論点について、起案、その解説・講評、関連問題の検討等を行う。

#### 第11講 刑法に係る諸問題（総合1）

主な内容：刑法に係る諸問題（総合1）

ねらい：刑法全体に及ぶ論点について、解説、関連問題の検討等を行う。

#### 第12講 刑事訴訟法に係る諸問題（総合2）

主な内容：刑事訴訟法に係る諸問題（総合2）

ねらい：刑事訴訟法全体に及ぶ論点について、解説、関連問題の検討等を行う。

#### 第13講 刑法に係る諸問題（総合2）

主な内容：刑法に係る諸問題（総合2）

ねらい：刑法全体に及ぶ論点について、解説、関連問題の検討等を行う。

#### 第14講 刑事訴訟法に係る諸問題（総合3）

主な内容：刑事訴訟法に係る諸問題（総合3）

ねらい：刑事訴訟法全体に及ぶ論点について、起案、その解説・講評、関連問題の検討等を行う。

#### 第15講 個人的法益に関する罪、社会的法益に関する罪、国家的法益に関する罪（以上、続）

主な内容：個人的法益に関する罪、社会的法益に関する罪、国家的法益に関する罪

ねらい：以上の内容について、起案、その解説・講評、関連問題の検討等を行う。

#### <使用する教科書・参考書>

教科書：特定の教科書を使用しない（これまで各自が使用してきた教科書を基本にしてください）。

参考書：佐伯仁志ほか編『刑法判例百選Ⅰ総論〔第8版〕』（2020年、有斐閣）

同『刑法判例百選Ⅱ各論〔第8版〕』（2020年、有斐閣）

大澤裕ほか編「刑事訴訟法判例百選〔第11版〕」（2024年、有斐閣）

#### <成績評価の方法>

成績評価は、①期末試験の成績(40%)、②中間試験の成績(30%)、③起案の評価(25%)、④平常点（授業中の発言、質疑応答への対応を含む平常の授業態度）(5%)を総合して行う。

\*③のうち、第14講～第15講の起案の扱い：司法試験在学中受験者については評価の対象としない（第9講までの起案で評価する）。

## 憲法総合演習Ⅰ（人権保障論）

配当年次：2年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 只野雅人

### <授業の目的と到達目標>

憲法学において基本的人権の占める割合は大きい。近代立憲主義が機能する局面を人権の部分に集約させ、「人、市民、国民」として保有する基本的人権の重みを認識させる。

基本的人権の体系を理解し、日本国憲法を解釈実践していく方途を身につける。具体的には、自由権（防御権）、包括的な自由権と法の下での平等、客観的な制度、といった内容に分類して理解させる。

演習科目であることから、主としては裁判例を素材に、具体的な事例を想定して議論を展開する。本講義を通じて、人権の基本構造を体系的に理解し、これを法律家として具体的な事例に応用できる力を養うこととする。もって憲法総合演習Ⅱとの融合を図ることを目標とする。また、主要な憲法判例を知ることによって、応用する力をつける。

### <科目の概要と方針>

本演習では、近代以降の人権保障の発展を意識しながら、日本国憲法において保障されている人権の実際と今後の展望を、主要な判例や理論を分析することによって学習する。人権保障にあつては、人権調整の原理を探求するシステムである「憲法訴訟」との関係にも、当然に配慮することになる。

演習科目であるので、講義は、対話を十分に意識した授業方法によって行なわれる。受講者は毎回のテーマに沿った事前学習が必要であり、予習課題を中心に多面的に議論しあうことで、各講への理解へと進むことが期待される。毎回、受講者に発言を求め、受講者からの応答を手掛かりにしながら、問題の最終解決へと議論を導くことにする。基本書をあえて指定することはせず、各種の教材の中から必要な論点を抽出してもらい、事例を解決する能力を養うことにしたい。適宜、課題を課すことによって、受講者各自の体系的な学習を促す。

### <科目の内容>

#### 第1講 人権保障と裁判、人権の本質、人権の体系

主な内容：人権の対象とその限界、包摂と排除

ねらい：具体的事例を検討する前提として、憲法が定める人権を、裁判を通じどの様に具体的に保障するのかについて、憲法訴訟を意識しつつ検討する。また、国籍という観点から、歴史的経緯もふまえて、人権の主体についても考える。

#### 第2講 人権の適用領域

主な内容：人権規定の私人間効力、在監者と人権、公務員と人権

ねらい：私人間における人権、在監関係における人権、さらには公務員の人権など、様々な側面から人権の適用範囲やその射程について考える。

#### 第3講 包括的基本権と一般的な行動の自由

主な内容：包括的基本権の性格と内容、自己決定権の考察

ねらい：13条は多様な内容を含んでいるが、とくに、包括的な内容を含んだものと解され、「新しい」人権の根拠規定と解されている。プライバシーをはじめ、判例で認められてきた内容を確認するとともに、身体への侵襲を受けない権利など、近時の最高裁判決で問題となった論点も取り上げ、13条の意義について考える。

#### 第4講 法の下での平等（1）－憲法14条1項の意義

主な内容：相対的平等論、形式的・実質的平等、憲法判断の枠組

ねらい：平等をその他の人権の適用場面を想定した「原則」として扱う場合には、その対象とする人権の本質を考慮しなければならない。平等の歴史的変化とその機能を考える。

#### 第5講 法の下での平等（2）－家族と平等

主な内容：14条1項・24条、家族関係の変容と憲法

ねらい：憲法14条1項と24条の意義をふまえて、夫婦別姓訴訟、同性婚訴訟など、家族関係の変化の中で提起されている近時の諸問題について考える。

#### 第6講 内心の自由

主な内容：思想・良心と人格権、団体と個人、信教の自由

ねらい：自由な個人の意思形成にあつて、思想・良心の自由が果たすであろう機能を、主に私的社会と公的社会に二分して学習する。団体内での個人の統制と団体としての意思との調整についても検討する。

## 第7講 信教の自由と政教分離

主な内容：宗教行為の本質とその限界、政教分離原則と目的効果基準の使われ方

ねらい：他者との関係で表される宗教行為の限界を考慮することで、逆に信教の自由がもっている範囲が確定される。また、政教分離原則に絡む国家作用の限界を、各種の場面で明らかにする。さらに、「目的・効果」基準の特殊性を考える。

## 第8講 表現の自由（1）－表現の自由の優越的地位

主な内容：厳格な審査基準、事前抑制の法理と検閲、明確性の理論、内容規制と内容中立規制、低価値表現等

ねらい：表現の自由が個人の自己実現と密接であるがゆえに、他の人権と比して優越的な地位にあることを、厳格な審査基準の適用によって明らかにする。事前抑制の法理と検閲、明確性の理論、内容規制と内容中立規制、低価値表現などについても考える。

## 第9講 表現の自由の内容（2）－表現の自由の今日的展開

主な内容：取材・報道の自由と知る権利、名誉・プライバシーと表現の自由

ねらい：表現が不特定多数の者を対象にしていることを踏まえ、表現行為の範疇外として扱われたプライバシー及び名誉侵害行為を、表現の自由の問題として扱う場合の方法を考える。関連して、情報化社会における表現の特性も明らかにする。

## 第10講 表現の自由の規制と集会の自由等（3）－規制と給付、表現の場

主な内容：表現の場の保障、表現の自由と給付

ねらい：表現の自由は公権力による介入を排除するだけで十全に保障されるわけではなく、集会やデモなどのように表現の場を必要としたり、国等による助成措置によって支えられている場合がある。近時重要な論点となっている、表現の場の保障や表現の自由と給付の関係について考える。

## 第11講 経済的自由権と財産権

主な内容：「職業選択の自由」の特性、規制目的二分論、財産権

ねらい：憲法22条1項が保障する「職業選択の自由」や29条が補償する財産権をめぐるのは、それらの保障や制約のあり方をめぐり、様々な議論が展開されてきた。主要な最高裁判決を素材に、職業の自由、財産権が保障されている意義や、その制約をめぐる憲法判断の枠組について考える。

## 第12講 社会権（1）－生存権

主な内容：社会権を認める法思想、生存権の法的性質、行政裁量とその行使の妥当性

ねらい：生存権を認める憲法にあって、これを自由権と社会権の合体であると解した場合のそれぞれの内容について明らかにすることが必要になる。さらに、「プログラム説」と解する内容も、多岐に及んでいる点を、主要な判例を読むことで確認する。

## 第13講 社会権（2）－教育権と学問の自由

主な内容：教育の権利の内容、公務員の特殊性と法に現れた制限

ねらい：教育権の意味と内容を確認し、さらに、とくに公教育を法的に保障している法状況の体制を、判例の変化を見ながら検討する。この議論を踏まえた上で、教育公務員関係の特殊性が認められるか否かを議論する。

## 第14講 選挙権

主な内容：選挙権、投票価値の平等、選挙運動の自由

ねらい：選挙権の意義とその制約、投票価値の平等、選挙運動の自由など、選挙と関わる諸問題について、主要な最高裁判決を素材にしながら考える。

## 第15講 人身の自由（刑事人権と行政手続）、裁判を受ける権利

主な内容：憲法18条の普遍的な意義、適正手続の保障、刑事手続と行政手続、被疑者・被告人の手続、裁判を受ける権利

ねらい：人格権と関係する他者（公権力）による奴隷的な拘束の禁止は、31条とどのように関係するかを理論的に検討する。次いで、適正手続を保障する31条の意義について確認するとともに、憲法が10か条を割いて保障している「人身の自由」の構造を、一連の手続の中で理解し、具体的な問題に対応する。最後に裁判を通じての人権の実効的な救済を考える。

<使用する教科書・参考書>

教科書：芦部信喜『憲法〔第8版〕』（岩波書店；2023年）、『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第8版〕』（有斐閣；2025年）

原則として1週間前に課題を提示しレジュメを配布する。

<成績評価方法>

成績評価は、①試験（期末試験）、②課題（レポート）、③平常点（授業中の設問への対応の評価、欠席は減点対象とする）で行うが、その比率は次のとおりである。

成績評価は、①試験：60%、②課題：20%、③平常点：20%、とする。

## 憲法総合演習Ⅱ（憲法訴訟論）

配当年次：2年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 只野 雅人

### <授業の目的と到達目標>

司法権が担う重要な憲法保障制度である違憲審査権の機能を、基本的人権を実効的に保障し、国家機能を円滑に遂行するものとして理解させる。憲法の最高法規性を再確認し、その規範構造の保障機能から導かれる内容と限界を理解させる。

具体的事例を素材にしつつ、共通到達目標モデル案の「違憲審査制と憲法訴訟」の内容をふまえ、付随的審査制から導かれる憲法訴訟の形式を理解し、行政事件・刑事・民事訴訟から導出される訴訟枠組みを理解させる。

主要な憲法判例を分析することで、憲法訴訟の動向が理解できるが、これに主要な憲法理論を当てはめて、ありうる憲法訴訟の形式を模索することになる。ここではダイナミックに立法府（立法目的・事実）と司法権との対話が為され、憲法審査を具体的に行う場合の審査基準が問われることになる。

### <科目の概要と方針>

憲法を活かすためには、憲法保障のシステムが効率よく機能することが必要である。「憲法訴訟」は、裁判という手続きを通じて、憲法における価値原理を護ることを目的とする憲法保障制度の一つである。ここでは実効的な権利救済の可能性が模索されなければならない。しかし、憲法訴訟法という手続法がなく、憲法裁判所という特別裁判所を有していない日本国憲法にあって、憲法訴訟を成立させるためには、他の訴訟法の手続きを用いるために各種のルールを確認しておく必要がある。

本演習では、日本国憲法で導入された違憲審査制の実践である憲法判例を、体系的に分析することによって、憲法訴訟の全体像を学習することになる。事前に予習課題を示すことで、論点を明確にする。受講者は、予習課題や基本書の内容を十分に検討して出席してほしい。基礎となる知識や理論をふまえて、具体的な事例の検討を通じて、応用問題解決のための手法を会得してもらう。

さらに、学習した内容を十分に理解していることを確認するために、課題を課すことによって、実力をつけてもらう。

### <科目の内容>

#### 第1講 憲法訴訟の構造と類型、憲法訴訟と裁判官

主な内容：「憲法訴訟」の全体像、法の支配と法治主義、付随的審査制と抽象的審査制

ねらい：制度としてある憲法訴訟を支える理念を確認し、比較憲法の手法を借りて憲法訴訟の類型を理解する。英米法系と大陸法系という二つの大きな類型が、人権保障という観点で接近傾向にあることを学習する。今ある制度をさらに意義あるものとするための方策（制度改革）問題も考える。また、憲法訴訟が政策形成機能を今日において果たしていることを確認する。さらに、裁判官の人事制度なども取り上げ、憲法訴訟の基盤を確認する。

#### 第2講 付随的審査制の基本構造

主な内容：憲法の最高法規性、司法権と裁判、法令審査権

ねらい：憲法の最高法規性が形成されている法理を明らかにし、基本権ないし統治構造の観点からその最高法規性を確保する意図を考える。それを前提とした上で、日本国憲法での司法権の有り方を理解し、そこから憲法81条の機能を立案からその具体化を通して考える。さらに、最高裁を憲法裁判所として位置付ける改革の方向性について考える。

#### 第3講 訴えの提起の要件（1）事件性・争訟性

主な内容：主観訴訟と客観訴訟

ねらい：日本国憲法76条1項からは司法権の実質的意義は明確ではない。そこで「法律上の争訟」に関して求められる要件を、訴訟提起の前提問題として検討し、裁判所法3条に規定された内容を確認する。また関連して、客観訴訟がどこまで許容されるのかについても考える。

#### 第4講 訴えの提起の要件（2）憲法上の争点を提起する当事者適格／訴訟提起の方法

主な内容：訴訟法の留保、違憲性と違法性、代替訴訟（選挙無効訴訟、国賠訴訟）

ねらい：付随的審査制では、憲法上の主張を行うためには、まずは適法に訴訟を提起する必要があるが、訴訟提起に工夫が必要なケースもある。憲法上の争点を提起する当事者適格や訴えの利益を意識しつつ、選挙無効訴訟や国賠訴訟を素材に、どの様に憲法訴訟を提起すべきかについて考える。

#### 第5講 違憲審査の基準・判断枠組（1）－総論

主な内容：公共の福祉、利益衡量、二重の基準、三つの審査基準

ねらい：「法律の留保」に代わって日本国憲法に規定された「公共の福祉」がどのように扱われてきたかの推移を理解し、人権の制約には様々な契機が存在することを理解する。また、利益衡量論がもつ問題点も明らかにして、その類型化の手法（違憲審査基準）の発展方向を考える。

#### 第6講 違憲審査の基準・判断枠組（2）－厳格な審査基準

主な内容：厳格な審査基準、隠れた厳格審査

ねらい：日本の裁判例では、厳格な審査基準が直接用いられることは決して多くないが、実質的に厳格な判断を行っていると思われるものもある。具体的な事例を素材に、厳格な審査基準をどの様に用いるべきかについて検討する。

#### 第7講 違憲審査の基準・判断枠組（3）－三段階審査

主な内容：三段階審査、比例原則

ねらい：近時の憲法訴訟で用いられるようになっている三段階審査や比例原則について、その射程を確認した上で、具体的な事例を素材に、その応用の仕方について考える。

#### 第8講 立法裁量／立法者による制度形成と違憲審査

主な内容：立法者による制度形成、制度の論理と権利の論理

ねらい：選挙権、財産権、生存権など、その具体化に当たり立法者による制度形成の余地が広く働く領域がある。こうした領域において、権利の論理から制度形成をめぐる立法裁量をどの様に限定しうるかについて考える。

#### 第9講 行政裁量と違憲審査

主な内容：「隠れた」憲法訴訟、人権論による行政裁量の統制

ねらい：行政裁量の統制をめぐる事案では、判決上直接の言及はないが実質的に憲法上の価値が考慮されている場合がある。行政裁量が広く認められるケースについて、人権論を用いながら、いかにその統制を図ることができるかについて考える。

#### 第10講 利益衡量と違憲審査

主な内容：利益衡量の類型化、考慮要素の重み付け

ねらい：憲法訴訟において、同等の重みを持つ権利相互の調整が問題となる場面では、類型化された判断基準を用いることが難しい。そうした場合に、どの様に利益衡量を行ってゆくべきかについて考える。

#### 第11講 立法不作為と違憲審査

主な内容：立法の作為、国家賠償、違憲の確認

ねらい：本来必要な立法措置がなされていない場合だけでなく、改廃が必要な規定が放置されている場合にも、立法の不作為が問題となり得る。立法不作為に対して、どの様に憲法論を組み立ててゆくべきかについて考える。

#### 第12講 司法権の限界と違憲審査

主な内容：議院の自律権、部分社会の法理、統治行為

ねらい：部分社会の法理が妥当する場合や高度に政治的な国家行為など、本来司法判断が可能であるにもかかわらず、判断が及ばないとされる場合がある。近時の判例を素材に、こうした問題についてどのように憲法論を組み立ててゆくべきかについて考える。

#### 第13講 権利侵害の主張

主な内容：事実上の制約、第三者による権利侵害の主張

ねらい：法的な権利利益の直接の侵害を直接主張しにくいような場合、あるいは第三者の権利侵害が問題となるような場合に、どの様に憲法論を組み立ててゆくべきかについて考える。

#### 第14講 憲法判断の方法、違憲判断の形式

主な内容：憲法判断の回避、立法事実論、合憲限定解釈、法令違憲・適用（処分）違憲、先例の射程

ねらい：憲法判断の回避、立法事実論、合憲限定解釈、法令違憲・適用（処分）違憲などを取り上げ、最高裁による憲法判断の手法やそれぞれの射程について考える。また、先例を意識しながら、どのように有効な憲法上の主張を組み立ててゆくのかについても考える。

#### 第15講 国の私法上の行為／私人間の差別事案と国際人権条約

主な内容：私人間効力と保護義務論、国の私法上の行為、私人間における差別事案と国際人権条約

ねらい：国の私法上の行為や私人間の紛争を題材に、憲法訴訟の射程を考える。近時の人権をめぐる訴訟では、憲法違反の主張とともに、人権条約違反の主張がなされることが少なくないことから、私人間における差別事案を素材に、憲法訴訟における人権条約違反の主張の意義についても考える。

<使用する教科書・参考書>

教科書：芦部信喜『憲法〔第8版〕』（岩波書店、2023年）

参考書：『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第8版〕』（有斐閣、2025年）

原則として1週間前に課題を提示しレジユメを配布する。

<成績評価方法>

成績評価は、①試験（期末試験）、②課題（レポート）、③平常点（授業中の質疑への対応の評価、欠席は減点対象とする）で行うが、その比率は次のとおりである。

成績評価は、①試験：60%、②課題：20%、③平常点：20%、とする。

## 憲法総合演習Ⅲ（憲法判例形成論）

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 田代亜紀

### <授業の目的と到達目標>

本演習は、憲法の基礎的知識および主要判例の理解を前提として、具体的事例・判例を素材にした演習を通じて、憲法判例がどのように形成されているか、どのように形成されるべきかについての理解を深めることを目的とする。この演習を通じて、憲法上の問題点を的確に把握し、論理的に分析・検討する能力を養成することを目指す。

### <科目の概要と方針>

授業では、人権保障および統治機構に関する重要判例・設例を取り上げ、事案の把握、争点の抽出、判例理論の整理、結論の導出に至るまでの思考過程について検討する。同時に、関連する学説にも目を向け、複数の見解を踏まえた検討を行うことで、より説得的な法的議論の構築を目指す。本演習の運営にあたっては、受講生の主体的参加を重視し、発表、質疑応答、討論を通じた双方向的な授業を基本とする。受講生には、毎回の授業に向けて判例や資料の読解、論点整理等の予習を求める。

### <科目の内容>

本演習は、段階的に憲法的思考力を高めることを目的として、以下の構成で実施する。

第1回から第5回までは、憲法学における重要なテーマを取り上げ、これに関係する主要判例を素材として検討を行う。この段階では、事案の把握、憲法上の争点の抽出、判例の論理構成の理解を中心に、憲法総論および人権・統治分野に関する基礎的事項の確認を行う。あわせて、演習の進め方や判例の読み方、論点整理の方法についても確認し、以後の演習に必要な基礎的能力の定着を図る。

第6回から第10回までは、2000年代以降の比較的新しい最高裁判例等を取り上げ、現代的な憲法問題について検討する。これらの判例を素材として、従来の判例理論との連続性・変化を意識しながら、憲法学上の重要論点に対する理解を深めるとともに、判例の射程や意義を検証する。

第11回から第15回までは、これまでの学習内容を踏まえた応用段階として、人権保障と統治機構が交錯する問題や、複数の憲法上の論点を含む事例問題を扱う。受講生は、与えられた事例から問題点を自ら発見し、関連する憲法理論および判例を踏まえて検討を行うことで、論点発見力、論理構成力および説得的な結論提示能力の向上を図る。

#### 第1講 権利保障の基本問題（1）

主な内容：公務員の人権享有主体性

ねらい：人権の享有主体性について、一般的な学説、基本判例（マクリーン事件、八幡製鉄事件）を確認したうえで、公務員の人権享有主体性に関して、猿払事件・堀越事件を主な対象判例として議論する。

#### 第2講 包括的基本権・平等（1）

主な内容：家族に関する平等問題

ねらい：平等権の意義および審査基準に関する一般的な学説と基本判例を概観したうえで、家族に関する平等問題を検討する。同性婚訴訟や夫婦別姓訴訟を主な対象判例とする。

#### 第3講 精神的自由（1）

主な内容：集会の自由、表現の自由の内容規制、内容中立規制

ねらい：集会の自由について、表現の自由の基本的理解を確認しながら、その民主主義的意義について議論する。泉佐野市民会館事件を基礎判例として概観したのち、金沢市庁舎前広場事件について、議論する。

#### 第4講 経済的自由（1）

主な内容：規制目的二分論

ねらい：経済的自由の憲法上の保障の位置づけについて確認したうえで、規制目的二分論の理論構造とその意義を学説および基本判例（小売市場事件、薬事法距離制限事件）を通じて理解する。主な対象判例として、視覚障害者の職域確保に関する判例を扱い、規制目的二分論の現在の意味について議論する。

#### 第5講 社会権（1）

主な内容：生存権の裁量統制

ねらい：社会権としての生存権の法的性質について、プログラム規定説や具体的権利説などの学説を整理したうえで、朝日訴訟、塩見訴訟といった基本判例を確認する。主な参照判例とし

て、老齡加算訴訟、学生無年金訴訟を扱う。

#### 第6講 権利保障の基本問題（2）

主な内容：人権の享有主体（未成年者、外国人、法人）、私人間効力

ねらい：2000年代以降の比較的新しい最高裁判例を対象として、現代社会において人権の享有主体性と私人間効力の論点がどのような意味を持つのか、どのような議論があるのかについて扱う。当該分野における従来までの議論状況を前提として、対象判例における当事者の主張に注目して、どのように判例が形成されているか、されるべきかについて議論する。

#### 第7講 包括的基本権・平等（2）

主な内容：幸福追求権、プライバシー、異なる取扱いに対する平等審査

ねらい：包括的基本権としての幸福追求権およびプライバシー権の意義と射程について、学説および基本判例を踏まえて整理する。そのうえで、2000年代以降の比較的新しい最高裁判例を対象として、判例を分析する。

#### 第8講 精神的自由（2）

主な内容：思想の自由、信教の自由、表現の自由

ねらい：精神的自由の中でも中核をなす思想の自由、信教の自由、表現の自由について、それぞれの保障の意義と限界を学説および基本判例を通じて概観する。そのうえで、2000年代以降の比較的新しい最高裁判例を対象として、精神的自由に対する制約の合憲性判断の枠組みとその特徴について検討する。

#### 第9講 経済的自由（2）

主な内容：職業選択の自由、営業の自由、財産権

ねらい：職業選択の自由、営業の自由および財産権について、それぞれの保障内容と制約の根拠を整理したうえで、経済活動に対する規制がどのように正当化されてきたのかを学説、判例を通じて検討する。そのうえで、2000年代以降の比較的新しい最高裁判例を対象として、規制の態様や対象に応じた違憲審査の在り方について検討する。

#### 第10講 社会権（2）

主な内容：生存権、教育権

ねらい：社会権としての生存権および教育権について、その法的性質と保障内容を学説および判例を踏まえて整理する。そのうえで、2000年代以降の比較的新しい最高裁判例を対象として、国や地方公共団体の政策的判断と司法審査との関係に着目し、社会権保障における裁量の限界と司法の役割について検討する。

#### 第11講 権利保障の基本問題（3）

主な内容：人権の享有主体（未成年者、外国人、法人）、私人間効力

ねらい：権利保障の基本問題についての知識を前提に、これらと人権、統治の問題が複合的に関係する事例式の問題を題材に、今後の憲法判例がどのように形成されていくか、形成されていくべきかについて議論する。

#### 第12講 包括的基本権, 平等（3）

主な内容：幸福追求権、プライバシー、平等権

ねらい：包括的基本権および平等権に関するこれまでの議論を前提として、複数の権利や利益が対立・競合する事例を題材に検討する。特に、立法裁量や価値判断が問題となる場面において、裁判所がどのような審査枠組みを用いるべきかに着目し、今後の平等権・包括的基本権に関する判例の展開について議論する。

#### 第13講 精神的自由（3）

主な内容：思想の自由、信教の自由、表現の自由

ねらい：精神的自由に関する基礎的な理論および判例の理解を前提に、表現内容や思想信条を理由とする制約が問題となる事例を素材として検討する。とりわけ、国家による関与の態様や規制目的の正当性に着目し、今後の判例形成の方向性について議論する。

#### 第14講 経済的自由（3）

主な内容：職業選択の自由、営業の自由、財産権

ねらい：経済的自由に関する理論および判例の蓄積を踏まえ、社会経済情勢の変化を背景とする新たな規制が問題となる事例を題材として検討する。規制目的や規制手段の合理性をどのように評価すべきかを中心に議論する。

#### 第15講 社会権（3）

主な内容：生存権、教育権

ねらい：社会権に関するこれまでの学説および判例を前提として、政策判断と司法審査が対立する事例を素材に検討する。特に、国の裁量と憲法上の権利保障との関係に注目し、社会権を

めぐる今後の憲法判例の形成可能性と課題について議論する。

<使用する教科書・参考書>

『憲法判例百選 I. II』（有斐閣）（最新の版）

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験 70%、②課題 10%、③ 平常点20%（質疑応答や出席状況を含む平常の授業態度）とする。

## 行政法総合演習Ⅰ（行政活動法）

配当年次：2年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 米丸恒治

### <授業の目的と到達目標>

本授業では、具体的事例を素材にした演習問題の検討を通して、問題発見能力と行政法理論の具体的事件への適用能力を養成することを目的とする。この目的のもとで、行政法の基礎理論で学んだ法治主義、行政裁量、行政行為・行政指導等の行為形式、行政手続・情報公開等に関する行政法理論を具体的裁判例で確認するとともに、演習問題で応用的な問題解決能力の基礎をつけていくことを目指す。行政救済法上の論点は、総合演習Ⅱ（行政救済法）で扱われるので、本演習では、争訟手段の選択などの基礎的な部分しか扱わない。

### <科目の概要と方針>

本科目では、担当教員が作成した事例問題について受講生の報告を基に学生相互間で議論を行い、教員から適宜解説を加える形で進めることとする。とりあげる問題は、行政法の基本原理、行政裁量、各種行為形式、行政手続などの行政法の総論ないし基礎理論に関わる問題を中心に取り上げることとし、取消訴訟・義務付け訴訟等の抗告訴訟、当事者訴訟、国家賠償を中心とする行政救済法に関わる問題は、その選択等基礎的な部分に限って扱うこととする。授業では行政救済法の基礎的な知識が不可欠となるので、受講生は、行政法の基礎理論で配布された救済法関係の資料と自分が使用している基本書に基づいて、授業と並行しながら各自自習に励むよう心がけてほしい。また、毎回の授業でとりあげる演習問題については、報告者以外の受講生も必ず自ら担当者のつもりで事前に考えてきたうえで授業に臨むことが重要である（授業の性格上それをしないで授業に臨んでも無意味である）。

### <科目の内容>

\*以下の授業計画は、授業の進行状況・受講生の理解度等をふまえて一部変更を加えることがありうる。事例演習問題については、ヒントを与えることによる教育目的阻害の恐れがあるため、論点や扱う内容等については、記載していない。また特に、事例演習問題については、教育的配慮から変更されることがありうる。

#### 第1講 ガイダンスと行政立法

主な内容：簡単なガイダンス、行政立法に関する判例研究と事例演習

ねらい：行政過程の概要を確認した上で、今後の進め方について打合せを行う。受講生はあらかじめ第1章と事例問題1を読んだうえで授業に臨むように。

#### 第2講 条例の法令違反

主な内容：条例の法令違反が問題となった裁判例、条例の違法性審査のあり方

ねらい：徳島市公安条例事件判例等の条例の違法性審査の基本を身につける。

#### 第3講 行政計画をめぐる紛争

主な内容：行政計画、特に拘束的行政計画の法的仕組みと紛争の具体例

ねらい：行政計画をめぐる紛争の争訟困難性・処分性についての理解を深める。

#### 第4講 行政処分をめぐる紛争—その1 法令解釈の違法性

主な内容：行政処分の違法性としての法令解釈の違法

ねらい：行政処分の違法性を探る第一義的な手段として法令解釈に着目する

#### 第5講 行政処分をめぐる紛争—その2 無効と取消しの区別

主な内容：行政処分が違法となる場合の無効と取消しの具体的な区別

ねらい：行政処分の無効についての相場観を身につける。

#### 第6講 行政処分をめぐる紛争—その3 処分の取消しと撤回

主な内容：行政処分の取消しと撤回をめぐる紛争と裁判例の対応

ねらい：行政処分の取消しと撤回の許容性が問題となった紛争への対応能力を深める。

#### 第7講 行政手続の違法性

主な内容：行政手続法の処分手続を中心とする行政手続の違法性についての裁判例

ねらい：行政手続保障の現状と、瑕疵ある手続の取扱いについて理解を深める。

#### 第8講 行政裁量—その1 実体的行政裁量の統制

主な内容：行政裁量に関する裁判例の検討、実体的裁量統制の事例

ねらい：具体的な判例を通じて、行政裁量審査の基本を理解する。

#### 第9講 行政裁量—その2 手続的または判断過程に着目した統制

主な内容：手続的行政裁量審査または判断過程に着目した裁量審査の裁判例の検討  
ねらい：具体的な判例を通じて、行政裁量審査の基本を理解する。

#### 第10講 行政指導

主な内容：行政指導に関する裁判例の検討を通じた行政指導の違法性の発見の訓練  
ねらい：具体的な判例を通じて、行政指導の違法性発見についての基本を理解する。

#### 第11講 行政調査

主な内容：行政調査が問題となった裁判例の検討  
ねらい：具体的な判例を通じて、行政調査についての法的問題点の基本を理解する。

#### 第12講 実効性確保

主な内容：行政の実効性確保の諸制度と具体的な使われ方に関する裁判例  
ねらい：具体的な裁判例を通じて、行政の実効性確保に関する違法性発見の基本を理解する。

#### 第13講 法の一般原則

主な内容：行政法における法の一般原則が問題となった裁判例  
ねらい：具体的な訴訟において法の一般原則が問題となった判例を題材として、同原則の観点からの違法性発見の基本を理解する。

#### 第14講 行政契約

主な内容：行政契約に関する紛争についての裁判例を通じた違法性の発見の訓練  
ねらい：行政契約に関わる違法性発見の基本を理解する。

#### 第15講 情報公開と個人情報保護

主な内容：情報公開と個人情報保護の分野での主要な判例  
ねらい：情報公開と個人情報保護の分野の多数の裁判例の中から主要な判例を検討し、基本を理解する。

#### <教科書・参考書>

- ・教科書は指定しない。
- ・参考書は、初回の授業中に紹介する。

#### <成績評価方法>

①期末試験80%、②報告（レジュメ）と平常点（任意起案3回・報告内容と討論の姿勢や態度の評価）20%で最終評価を行う。

## 行政法総合演習Ⅱ（行政救済法）

配当年次：3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 大島 義 則

### <授業の目的と到達目標>

本授業は、「行政法の基礎理論」及び「行政法総合演習Ⅰ（行政活動法）」の学修を踏まえて、行政救済法を中心テーマとした演習問題を検討し、具体的な行政紛争事例に対する問題解決能力を修得させることを目的とする。特に行政不服審査、抗告訴訟、公法上の当事者訴訟、国家賠償法、損失補償法に関する行政紛争事例における判例理論と学説の理解を図り、法律実務に対応できる法的思考能力や分析能力を養成させる。

最終的には、行政法上の救済方法を適切に選択し、本案前の主張（訴訟要件論）及び本案上の主張（本案論）の作法を身につけ、行政紛争を解決に導くことができる力を身につけることを到達目標とする。

### <科目の概要と方針>

- 1 第1講において、行政救済法の基礎知識を確認した上で、行政紛争事例に対する問題解決方法の基本作法についての講義を行う。
- 2 第2講以降では、具体的な行政紛争事例を素材にした事前課題を提示し、報告者を指定し報告レポートの提出してもらう。事前課題を素材としながら、教員及び受講者全員で議論・検討を行う。これにより行政法紛争事例の問題解決能力を修得させる。なお、報告者以外の受講生も事前課題について検討して授業に臨むことを求める。
- 3 本科目では、櫻井敬子＝橋本博之『行政法 [第7版]』（弘文堂、2025年。以下「櫻井＝橋本」という。）及び橋本博之『行政判例ノート [第5版]』（弘文堂、2023年。以下「判例ノート」という。）をテキストとして指定する。櫻井＝橋本のうち行政救済法に係る主要箇所（第17章第1節、第18章～24章）に関しては春期休暇中の通読をお願いしているが、特にシラバス記載の箇所については事前に予習することを求める。これにより行政救済法の基本知識を総確認する。

### <科目の内容>

#### 第1講 行政紛争事例へのアプローチ

主な内容：小テスト及び行政紛争事例への取組み方

ね ら い：櫻井＝橋本第17章第1節、第18章～24章を出題範囲とした小テストを実施し、行政救済法の理解度を確認する。また、行政紛争事例をどのように問題解決していけば良いかの基礎的な方法論を身につける。

予習内容：櫻井＝橋本第17章第1節、第18章～24章

#### 第2講 訴訟選択論・仮の救済の選択論

主な内容：行政事件訴訟及び仮の救済申立て

ね ら い：具体的事例における処分・裁決取消訴訟、無効等確認訴訟、不作為の違法確認訴訟、申請型義務付け訴訟、非申請型義務付け訴訟、差止訴訟等の訴訟選択を適切に行えるようにする。併せて仮の救済の選択方法を身につける。

予習内容：櫻井＝橋本第18章

#### 第3講 取消訴訟の訴訟要件論（1）——処分性①

主な内容：訴訟要件のうち処分性論

ね ら い：処分性が問題になる局面を理解する。また、最高裁の処分性定式の意義、実効的権利救済の要請の意義を学び、具体的事例において処分性の有無を論じる方法を身につける。併せて処分性に関する判例の到達点を確認する。

予習内容：判例ノート16-1～16-8

#### 第4講 取消訴訟の訴訟要件論（2）——処分性②

主な内容：訴訟要件のうち処分性論

ね ら い：第3講に引き続き処分性に関する判例の到達点を確認し、処分性の有無を論じる方法を身につける。

予習内容：判例ノート16-9～16-18

#### 第5講 取消訴訟の訴訟要件論（3）——原告適格論①

主な内容：訴訟要件のうち原告適格論

ね ら い：原告適格が問題になる三面関係の紛争局面を理解する。また、最高裁の原告適格の定式及び原告適格の有無を論じる方法を身につける。併せて原告適格に関する判例の到達点を確認する。

認する。

予習内容：判例ノート17-1～17-7 [A]

#### 第6講 取消訴訟の訴訟要件論（4）——原告適格論②

主な内容：訴訟要件のうち原告適格論

ねらい：第5講に引き続き原告適格に関する判例の到達点を確認し、原告適格の有無を論じる方法を身につける。

予習内容：判例ノート17-8～17-13

#### 第7講 取消訴訟の訴訟要件論（5）——狭義の訴えの利益

主な内容：訴訟要件のうち狭義の訴えの利益

ねらい：狭義の訴えの利益に関する主要な最高裁判例の理解を確認し、具体的事例における狭義の訴えの利益の論じ方を検討する。

予習内容：判例ノート18-1～18-7

#### 第8講 取消訴訟における本案論（1）——実体的違法

主な内容：行政処分の実体的違法性

ねらい：本案論のうち実体的違法性の問題を検討する。特に、羈束処分における処分要件充足性、裁量処分における裁量権逸脱・濫用審査、行政法の一般原則違反、判断過程統制審査、裁量基準に着目した裁量権逸脱濫用審査、違法性の承継、行政調査の違法性等の論じ方を身につける。

予習内容：マクリーン基準（判例ノート6-1）、事実誤認（同6-1）、目的・動機違反（同6-5）、信義則違反（同2-6、2-7）、平等原則違反（同16-9参照）、比例原則違反（同6-3、6-3 [A]）、判断過程統制審査（同6-6、6-8、9-1）、裁量基準に着目した審査（同6-2、6-10[B] [C]）、違法性の承継（同5-7）

#### 第9講 取消訴訟における本案論（2）——手続的違法

主な内容：行政処分の手続的違法性

ねらい：本案論のうち手続的違法性の問題を検討する。手続的瑕疵及び手続的瑕疵があった場合における取消事由該当性を検討する。

予習内容：判例ノート12-2～12-6

#### 第10講 取消訴訟における本案論（3）——本案上の主張制限

主な内容：本案上の主張制限

ねらい：本案上の主張制限がなされる紛争局面及び本案上の主張制限に関する判断方法を検討する。

予習内容：判例ノート19-1～19-3

#### 第11講 無効等確認訴訟

主な内容：無効等確認訴訟

ねらい：無効確認訴訟・有効確認訴訟・存在確認訴訟・不存在確認訴訟の各形態を理解し、特に無効確認訴訟の機能する紛争局面、無効確認訴訟の訴訟要件・本案・判決効論を具体的事例の中で検討する。

予習内容：判例ノート20-1～20-2

#### 第12講 不作為の違法確認訴訟及び申請型義務付け訴訟

主な内容：不作為の違法確認訴訟及び申請型義務付け訴訟

ねらい：不作為の違法確認訴訟及び申請型義務付け訴訟の機能する紛争局面、訴訟要件・本案・判決効論を具体的事例の中で検討する。

予習内容：判例ノート20-3、20-4、20-4 [A]

#### 第13講 非申請型義務付け訴訟及び差止訴訟

主な内容：非申請型義務付け訴訟及び差止訴訟

ねらい：非申請型義務付け訴訟及び差止訴訟の機能する紛争局面、訴訟要件・本案・判決効論を具体的事例の中で検討する。

予習内容：判例ノート20-5、20-5 [A]

#### 第14講 実質的当事者訴訟

主な内容：実質的当事者訴訟

ねらい：実質的当事者訴訟の機能する紛争局面、訴訟要件・本案・判決効論を具体的事例の中で検討する。

予習内容：判例ノート21-1～21-1 [B]

#### 第15講 国家賠償・損失補償請求

主な内容：国家賠償請求、損失補償請求

ねらい：国家賠償法1条、2条の要件・効果を具体的事例の検討を通じて身につける。また、損失

補償請求の要件・効果を具体的事例の検討を通じて身につける。

予習内容：判例ノート23～25

<使用する教科書・参考書>

教科書：櫻井＝橋本

参考書：判例ノート

<成績評価方法>

①定期試験70%、②小テスト・報告レジュメ・平常点30%（小テスト、報告レジュメの内容、授業における質疑応答、欠席・遅刻等を考慮して判断）とする。